

令和元年度 第7回中区協議会

# 会議資料

## 【協議事項】

- ア 第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）のパブリック・コメントの実施について【次世代育成課】

## 【報告事項】

- ア 第1回中区協議会推薦会の報告について

令和元年11月27日開催

中区協議会

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項										
件 名	第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）のパブリック・コメント実施について										
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>●背景・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市では平成27年度に策定した「第1期浜松市子ども・若者支援プラン」に基づき、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るとともに、ひとり親家庭が仕事と子育てを両立し自立した生活を送るための支援や、社会生活を送る上で困難を有する若者やその家族への支援等を実施している。</li> <li>・第1期プランが令和元年度末をもって5年間の計画期間を満了することから、引き続き、各事業や取り組みを推進するために、令和2年度以降の本市の新たな計画として第2期プランの策定を目指している。</li> <li>・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）」は、少子化、保育所等における待機児童、子供の貧困、ひとり親家庭の増加、若者のひきこもりなど、子育て家庭や若者をめぐる様々な課題の解決に向けた本市の取り組み方策等を示したもので、今回、計画策定に向けて本案におけるパブリック・コメントを実施する。</li> </ul> <p>●プランの期間</p> <p>計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため、毎年、点検・評価を行い、実績や社会情勢等に合わせた柔軟な見直しを行う。</p> <p>●その他 [参考] 子供、子育て、ひとり親、若者を取り巻く状況（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">出生数の減少</td> <td>H23：7,002人 → H29：6,244人</td> </tr> <tr> <td>児童人口（0歳児）の推計</td> <td>R02：5,972人 → R06：5,566人</td> </tr> <tr> <td>保育所の待機児童数</td> <td>H27：407人 → H31：31人</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭の増加</td> <td>(母子家庭) H22：3,892世帯 → H27：4,036世帯 (父子家庭) H22：486世帯 → H27：473世帯</td> </tr> <tr> <td>ひきこもりの推計数</td> <td>H27：3,390人</td> </tr> </table>	出生数の減少	H23：7,002人 → H29：6,244人	児童人口（0歳児）の推計	R02：5,972人 → R06：5,566人	保育所の待機児童数	H27：407人 → H31：31人	ひとり親家庭の増加	(母子家庭) H22：3,892世帯 → H27：4,036世帯 (父子家庭) H22：486世帯 → H27：473世帯	ひきこもりの推計数	H27：3,390人
出生数の減少	H23：7,002人 → H29：6,244人										
児童人口（0歳児）の推計	R02：5,972人 → R06：5,566人										
保育所の待機児童数	H27：407人 → H31：31人										
ひとり親家庭の増加	(母子家庭) H22：3,892世帯 → H27：4,036世帯 (父子家庭) H22：486世帯 → H27：473世帯										
ひきこもりの推計数	H27：3,390人										
対象の区協議会	全ての区協議会										
内 容	<p>第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）パブリック・コメント実施について概要を報告するとともに、内容について協議するもの</p> <p>●第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）の構成</p> <p>第1章 総論            第2部 子ども・子育て支援（浜松市子ども・子育て支援事業計画）            第3部 ひとり親家庭等自立促進            第4部 若者支援</p>										
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>①パブリック・コメントを実施（案の公表、意見募集）            [期間] 令和元年11月25日（月）～12月25日（水）</p> <p>②意見募集結果及び市の考え方を公表            [時期] 令和2年2月</p>										
担当課	次世代育成課										
担当者	林 欣哉										
電話	457-2795										

# 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

## 1 基本理念（※本書 P.2 に記載）

「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」

## 2 計画策定の背景（※本書 P.2 に記載）

- 結婚・出産に対する個人の意識の多様化による未婚化、晩婚化等。
- 家庭における養育力・教育力の低下や児童虐待の増加、地域社会における人間関係の希薄化等、子供を取り巻く環境の変化。
- ひとり親家庭における子供の養育や教育、経済的なこと等、直面する困難。
- ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の増加。

第2期プランにおいては、子供・若者を取り巻く従来からの課題に加え、昨今の社会情勢により新たに発生した課題に取り組むべく、子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援をしていくことで、引き続き「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」の実現を目指し幅広い施策を推進してまいります。

## 3 計画の期間（※本書 P.4 に記載）

第1期計画					第2期計画				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期 浜松市子ども・若者支援プラン					第2期 浜松市子ども・若者支援プラン				

## 4 基本施策と事業（合計 160 事業 ※第1期プランは最終年度 145 事業）（※本書 P.5～P.11 に記載）

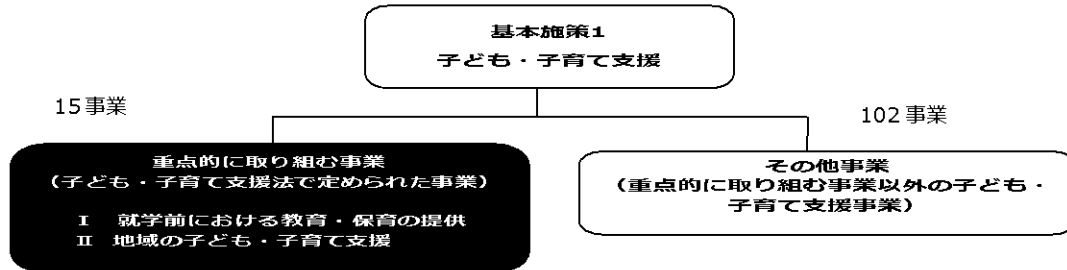
1 子ども・子育て支援	ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業） (ア) 就学前における教育・保育の提供 認定こども園・幼稚園・保育所 他 計 2 事業 (イ) 地域の子ども・子育て支援 利用者支援事業 他 計 13 事業 イ その他の事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業） 保育ママ事業 他 計 102 事業 対第1期プラン (+2)
2 ひとり親家庭等自立促進	ひとり親家庭等日常生活支援事業 他 計 24 事業 対第1期プラン (0)
3 若者支援	若者支援地域協議会 他 計 19 事業 対第1期プラン (+13)

## 5 第2期プランの成果指標と目標（※本書 P.15 に記載）

※市民アンケート調査のうち、「子育てがしやすい」と感じる市民の割合を成果指標とする

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て中の市民	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%
市民全体	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%

**基本施策1 体系図**（※本書 P.31 に記載）



**基本施策1 子ども・子育て支援の柱**（※本書 P.53～P.59 に記載）



# 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

## 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法で定められた事業）

### I 就学前における教育・保育の提供

（計2事業）（※本書P.39に記載）

No.1 認定こども園、幼稚園、保育所

提供区域：浜松市全域（※）

No.2 地域型保育事業

（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

提供区域：浜松市全域（※）

※は提供区域を「行政区」から「浜松市全域」に変更した事業（以下、「II 地域の子ども・子育て支援事業」においても同じ）

【全市域】

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号	量の見込み①	9,109	8,810	8,549	8,391	8,293	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,078	5,143	5,143	5,143	5,143
		（確認を受けない幼稚園）	7,825	7,735	7,735	7,735	7,735
	②-①	3,794	4,068	4,329	4,487	4,585	
2号	量の見込み①	9,547	9,234	8,961	8,794	8,692	
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	2,628	2,542	2,467	2,421	2,393	
		上記以外	6,919	6,692	6,494	6,373	6,299
	確保の内容②	特定教育・保育施設	9,277	9,300	9,324	9,336	9,348
		（認証保育所）	270	270	270	270	270
	②-①	0	336	633	812	926	
3号 0歳児	量の見込み①	2,355	2,316	2,277	2,235	2,195	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,112	2,119	2,123	2,125	2,127
		特定地域型保育事業	186	260	337	375	413
		（認証保育所）	57	57	57	57	57
	②-①	0	120	240	322	402	
3号 1、2歳児	量の見込み①	5,940	5,886	5,789	5,692	5,590	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,225	5,238	5,250	5,256	5,262
		特定地域型保育事業	564	781	1,004	1,116	1,228
		（認証保育所）	151	151	151	151	151
	②-①	0	284	616	831	1,051	

### II 地域の子ども・子育て支援事業

（計13事業）（※本書P.40～P.52に記載）

No.1-(1) 特定型利用者支援事業

提供区域：行政区

★事業概要 認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に配置します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保の内容	9	9	9	9	9
	②-①	0	0	0	0	0

（単位：箇所）

No.1-(2) 母子保健型利用者支援事業

提供区域：行政区

★事業概要 子育て世代包括支援センターの機能として、母子健康手帳交付時に保健師・助産師がすべての妊婦の面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0

（単位：箇所）

## 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

### No.2 時間外保育事業（延長保育事業等） 提供区域：浜松市全域（※）

★事業概要 保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園等で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②確保の内容	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②-①	0	0	0	0	0

（単位：実利用人数/年）

### No.3 放課後児童健全育成事業 提供区域：行政区

★事業概要 就労等により、昼間家庭に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	①量の見込み	1年生	2,399	2,362	2,335	2,289	2,229
		2年生	2,191	2,157	2,134	2,089	2,035
		3年生	1,725	1,698	1,679	1,646	1,604
		4年生	990	974	963	943	921
		5年生	317	311	308	302	293
		6年生	102	100	100	97	95
		計	7,724	7,602	7,519	7,366	7,177
	②確保の内容	7,127	7,687	7,807	7,927	8,047	
②-①	△597	85	288	561	870		

（単位：人/年）

### No.4 子育て短期支援事業 提供区域：浜松市全域

★事業概要 保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	386	385	379	367	359
	②確保の内容	386	386	386	386	386
	②-①	0	1	7	19	27

（単位：延利用人数/年）

### No.5 乳児家庭全戸訪問事業 提供区域：行政区

★事業概要 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
	②確保の内容	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
	②-①	0	0	0	0	0

（単位：訪問人数/年）

## 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

### No.6- (1) 養育支援訪問事業 提供区域：浜松市全域（※）

★事業概要 支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	870	870	870	870	870
	②確保の内容	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	②-①	170	170	170	170	170

（単位：延利用回数/年）

### No.6- (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 提供区域：行政区

★事業概要 児童虐待の発生や深刻化・重症化を防ぐため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び調整機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります

※量の見込み、確保の内容算出対象外

### No.7 地域子育て支援拠点事業 提供区域：行政区

★事業概要 地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	325,429	320,653	315,349	309,868	304,345
	②確保の内容	369,500	369,500	369,500	369,500	369,500
	②-①	44,071	48,847	54,151	59,632	65,155

（単位：延利用人数/年）

### No.8- (1) 一般型一時預かり事業 提供区域：浜松市全域（※）

★事業概要 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	21,070	20,630	20,180	19,730	19,510
	②確保の内容	29,920	30,920	31,120	31,320	31,520
	②-①	8,850	10,290	10,940	11,590	12,010

（単位：延利用人数/年）

### No.8- (2) 幼稚園型一時預かり事業 提供区域：浜松市全域（※）

★事業概要 幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、幼児を対象に預かり保育を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	234,638	227,222	220,675	216,492	213,670
	②確保の内容	298,628	346,052	350,612	354,716	359,960
		323,760	304,152	304,152	304,152	304,152
	合計	622,388	650,204	654,764	658,868	664,112
②-①	387,750	422,982	434,089	442,376	450,442	

（単位：延利用人数/年）

## 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

### No.9 病児保育事業 提供区域：浜松市全域（※）

★事業概要 乳幼児及び小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,110	3,038	2,965	2,911	2,867
	②確保の内容	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	②-①	4,090	4,162	4,235	4,289	4,333

（単位：延利用人数/年）

### No.10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター） 提供区域：浜松市全域

★事業概要 乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を登録し、市民による育児の相互援助活動を支援します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	8,808	8,585	8,392	8,127	7,846
	②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	②-①	1,592	1,815	2,008	2,273	2,554

（単位：延利用人数/年）

### No.11 妊婦健康診査事業 提供区域：浜松市全域

★事業概要 安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査4回、血液検査3回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,877	5,779	5,682	5,576	5,477
	②確保の内容	5,877	5,779	5,682	5,576	5,477
	②-①	0	0	0	0	0

（単位：実利用人数/年）

### No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 提供区域：浜松市全域

※量の見込み、確保の内容算出対象外

### No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 提供区域：浜松市全域

※量の見込み、確保の内容算出対象外

## その他事業（重点的に取り組む事業以外の子ども・子育て支援事業） 計102事業

A	地域社会における子育て支援サービスの充実	保育ママ事業、 <b>幼児教育・保育無償化関連事業</b> 他	28
B	子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	妊娠期健康講座事業、母子相談事業 他	16
C	心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	赤ちゃんとのふれあい体験事業、 <b>幼児教育・保育無償化事業</b> 他	26
D	子育てを支援する生活環境の整備	安全で安心なまちづくり支援事業、多世帯住まい支えあい事業 他	2
E	職業生活と家庭生活の両立の推進	事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業 他	4
F	子どもの安全の確保	通学路の安全対策、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	2
G	保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応	児童相談・児童保護事業、里親支援事業 他	20
H	結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成	結婚の希望を実現するための支援、家族を形成する意識の育成	2
I	経済的に困窮状態にある子どもへの支援	学習支援事業、子どもの貧困対策コーディネーター事業	2



# 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

## 1 計画の目的

子育てと生計を支えるための仕事を両立していかなければならない状況において、多くの悩みや困難を抱えているひとり親家庭等に対し、自立に向けた子育てや生計に関する支援を推進することを目的とします。

## 2 経緯（※本書 P.68 に記載）

平成 14 年 11 月に「母子及び寡婦福祉法」の一部を改正、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定・実施が求められるようになりました。

平成 26 年 10 月には父子家庭にも対象が拡大され、法律の名称が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、子供の「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが規定されました。

ひとり親家庭の現状と課題などを踏まえ、ひとり親家庭・寡婦の自立支援施策事業を実施します。

令和元年度、国策定予定の「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた支援などは、本市の貧困対策計画「子どもの未来サポートプロジェクト」の見直し・強化を実施する際に補完するなど、柔軟に対応します。

## 3 ひとり親家庭の現状と課題（※本書 P.69～P.80 に記載）

### 課題 1 ひとり親家庭の子育て・生活

- ・母子家庭の約 6 割、父子家庭の約 4 割が親と子のみの世帯であり、支援者や相談相手を得にくい
- ・子供の養育や教育・進学のことなどで不安を抱えている

### 課題 2 ひとり親家庭の収入と就業環境

- ・就業している母子家庭のうち 4 割が「パート・アルバイト・臨時職員」
- ・ひとり親世帯の収入は、両親世帯に比べて低い割合が高く、子どもの貧困率に占めるひとり親家庭の割合が高い

### 課題 3 養育費の取決め状況

- ・母子家庭の 4 割、父子家庭の 2 割が養育費の取決めをしており、養育費についての認識はすすんでいる傾向
- ・養育費の取決め後、現在も養育費を受けているのは、母子家庭で 2 割に留まり、養育費そのものの確保は厳しい状況

### 課題 4 制度の周知・情報提供

- ・ひとり親家庭の支援制度等について、引き続き周知を図るとともに、離婚等を検討している親等についても周知が必要
- ・家庭によって生活環境も抱える悩みも多岐に渡っており、適切な情報提供が必要

## 4 支援施策（計 24 事業）（※本書 P.81～P.85 に記載）

### 施策 1 子育て・生活支援

- (1) 子育て支援・・・子育てに関する相談、保育所 等
- (2) 生活支援・・・ひとり親家庭等日常生活支援事業、市営住宅等 等
- (3) 相互援助にかかる支援・・・母子寡婦福祉団体への助成、ひとり親家庭の交流支援

### 施策 2 就業支援

- (1) 就業のための支援・・・母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実 等
- (2) 資格・技能習得の支援・・・自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等事業 等
- (3) 事業主への啓発・周知・・・事業主への啓発、事業主に対する優遇制度の周知

### 施策 3 養育費確保支援

- (1) 養育費確保支援・・・養育費相談、養育費セミナー

### 施策 4 経済的支援

- (1) 児童の育成等にかかる手当の支給・・・児童扶養手当。ひとり親家庭等自立支援手当 等
- (2) 経済的自立のための相談・資金貸付・・・母子父子寡婦福祉資金の貸付、生活・生計の維持に関する相談 等
- (3) 医療費負担の軽減・・・母子家庭等医療費助成

## 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン・概要版（案）

### 1 第1期子ども・若者支援プランを終えて（※本書 P.88 に記載）

本市では、平成 25 年 3 月に浜松市若者支援計画(平成 25 年度～平成 26 年度の 2 か年計画)を策定して各施策に取り組み、平成 27 年度以降については、第1期子ども・若者支援プランの中で、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援する施策を進めてまいりました。その結果以下のような課題が明確となりました。

<課題>

#### 1 支援機関同士の連携

[Redacted content]

#### 2 支援機関の周知・広報体制

[Redacted content]

#### 3 相談体制

[Redacted content]

### 2 施策の柱と具体的施策（計 19 事業）（※本書 P.89 に記載）

第2期子ども・若者支援プランでは、引き続き困難を抱える若者とその家族への支援として、以下のような施策へと発展的に整理し、若者支援施策を推進します。



# 第2期浜松市子ども・若者支援プラン(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



## 1. 「第2期浜松市子ども・若者支援プラン(案)」とは

子ども・若者支援プランは、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するものです。

第1期浜松市子ども・若者支援プランが令和元年度で計画期間の満了となるため、令和2年度以降の5年間を計画期間とする「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定します。

## 2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和元年11月25日(月)～令和元年12月25日(水)

## 3. 案の公表先

次世代育成課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

## 4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	次世代育成課(市役所本館2階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 次世代育成課あて
③電子メール	<a href="mailto:katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp">katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a>
④FAX	053-457-2039(次世代育成課)

## 5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和2年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

## 6. 問い合わせ先

こども家庭部次世代育成課(TEL 053-457-2795)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）
  - 第1部 総論 …… P1～P15
  - 第2部 子ども・子育て支援 …… P17～P65
  - 第3部 ひとり親家庭等自立促進 …… P67～P85
  - 第4部 若者支援 …… P87～P111
- 巻末資料 …… P113～P120
- 意見提出様式（参考） …… P121

## パブリック・コメント実施案件の概要

### 第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）

子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するものです。

平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るため策定した、「第1期浜松市子ども・若者支援プラン」が令和元年度で計画期間の満了となるため、これまでの取り組みを検証するとともに、引き続き子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するため「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定します。

- ・ 子ども・子育て支援、ひとり親の自立促進、若者支援の取り組みを一体的に進めます。
- ・ 子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松の実現を目指します。

- ・ 社会情勢の変化を踏まえ、待機児童の解消等、従来からの課題に加え子ども・若者の貧困など新たな課題にも取り組んでまいります。
- ・ ニーズ調査結果に基づき、就学前における教育・保育の量の見込みと確保の内容を明確にし、施設整備の推進を図ります。
- ・ ひとり親家庭が子育てと仕事を両立し、また、自立した生活を送れるよう総合的な支援を推進します。
- ・ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援するため、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ります。

- ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

令和元年11月～12月	案の公表、意見募集
令和2年1月	案の修正、市の考え方作成
令和2年2月	意見募集の結果、市の考え方公表
令和2年4月	第2期プラン施行



# 第2期 浜松市子ども・若者支援プラン(案)

令和2年度～令和6年度

浜松市

# 目 次

<b>第1部 総論</b> .....	1
計画策定にあたって.....	2
1 基本理念.....	2
2 根拠法令.....	2
3 計画策定の背景.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間.....	4
6-1 施策の体系.....	5
6-2 基本施策と事業.....	6
7 推進体制.....	12
8 点検及び評価.....	12
9 第1期プランにおける取組と成果.....	13
10 第2期プランの成果指標と目標.....	15
<b>第2部 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	17
第1章 はじめに.....	18
1 趣旨.....	18
2 経緯.....	18
第2章 浜松市の現況.....	18
I 人口・家族・社会に関すること.....	18
1 人口の推移.....	18
2 人口構成の推移.....	19
3 平均初婚年齢.....	19
4 浜松市の未婚率.....	20
5 出生数の推移.....	20
6 合計特殊出生率の推移.....	21
7 女性の就業率.....	21
II 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用の状況.....	22
1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移.....	22



2	認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移	22
3	地域型保育事業の定員、利用児童数の推移	23
4	保育所等の待機児童の状況	24
5	放課後児童会の待機児童の状況	24
第3章 ニーズ調査結果等について		25
I	調査の概要	25
1	調査の目的	25
2	調査項目	25
3	調査方法	26
4	回収状況	26
5	調査結果の概要（主なもの）	26
II	調査結果の考察	27
第4章 事業計画		31
I	施策体系	31
II	提供区域の設定	31
1	考察した諸条件	31
2	就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域	33
3	地域子ども・子育て支援事業の提供区域	34
III	就学前における教育・保育	37
1	質の高い教育・保育の提供	37
2	保育利用率の目標数値	38
3	量の見込み、確保の内容とその実施時期	39
IV	地域子ども・子育て支援事業	40
V	認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	53
VI	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	53
VII	子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実	54
VIII	子供の貧困対策の充実	56
IX	職業生活と家庭生活の両立	57
X	総合的な放課後児童対策に関する事項	58

XI その他の施策	59
ニーズ調査結果（主なもの）	60
<b>第3部 ひとり親家庭等自立促進</b>	<b>67</b>
第1章 はじめに	68
1 趣旨	68
2 経緯	68
第2章 ひとり親家庭をめぐる現状と課題	69
1 ひとり親家庭等の現状	69
2 ひとり親家庭等自立促進の課題	79
3 施策体系	80
第3章 具体的な支援施策	81
1 子育て・生活支援	81
2 就業支援	82
3 養育費確保支援	83
4 経済的支援	84
<b>第4部 若者支援</b>	<b>87</b>
第1章 はじめに	88
第2章 若者をめぐる現状と課題	90
I 若者の現状	90
1 社会環境の変化	90
2 浜松市の若者の現状	92
II 若者支援の課題	104
第3章 施策の展開	105
I 施策の柱	105
II 施策の柱	105
III 具体的な支援施策	106

施策の柱 1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進.....	106
施策の柱 2 困難を抱える若者とその家族への支援.....	108
<b>巻末資料</b> .....	<b>113</b>
用語の定義.....	114
児童人口推計.....	118



# 第1部 総論

計画策定にあたって

## 計画策定にあたって

### 1 基本理念

#### 子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松

浜松市は、すべての市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

そのためには、浜松市のすべての子供を社会全体で健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を感じることがない自立した若者になるよう支援するとともに、すべての家庭において安心して子育て・生活ができるような取組みが求められます。

こうしたことから、子ども・若者支援プランの基本理念をこのように定めます。

### 2 根拠法令

項目	根拠法令
子ども・子育て支援に関すること	子ども・子育て支援法第61条第1項 次世代育成支援対策推進法第8条第1項
ひとり親家庭等自立促進に関すること	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
若者支援に関すること	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

### 3 計画策定の背景

近年の我が国は、結婚・出産に対する個人の意識が多様化し、未婚化、晩婚化等による少子化の進行に歯止めがかかる気配は感じられません。一方で、家庭における養育力・教育力の低下や児童虐待の増加、地域社会における人間関係の希薄化等、子供を取り巻く環境は変化し続けています。

また、ひとり親家庭においては「子育て」と「生計」の二つの役割を担うため、子供の養育や教育、経済的なこと等、さまざまな困難に直面しています。

子供を取り巻く社会や家庭の環境が子供の育ちに大きく影響し、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者となってしまうことも考えられます。

本市では、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援事業計画にひとり親家庭や若者支援の施策を一体的に取りまとめた総合的な計画として、「第1期 浜松市子ども・若者支援プラン」を策定しました。(計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間。以下、「第1期プラン」といいます。)

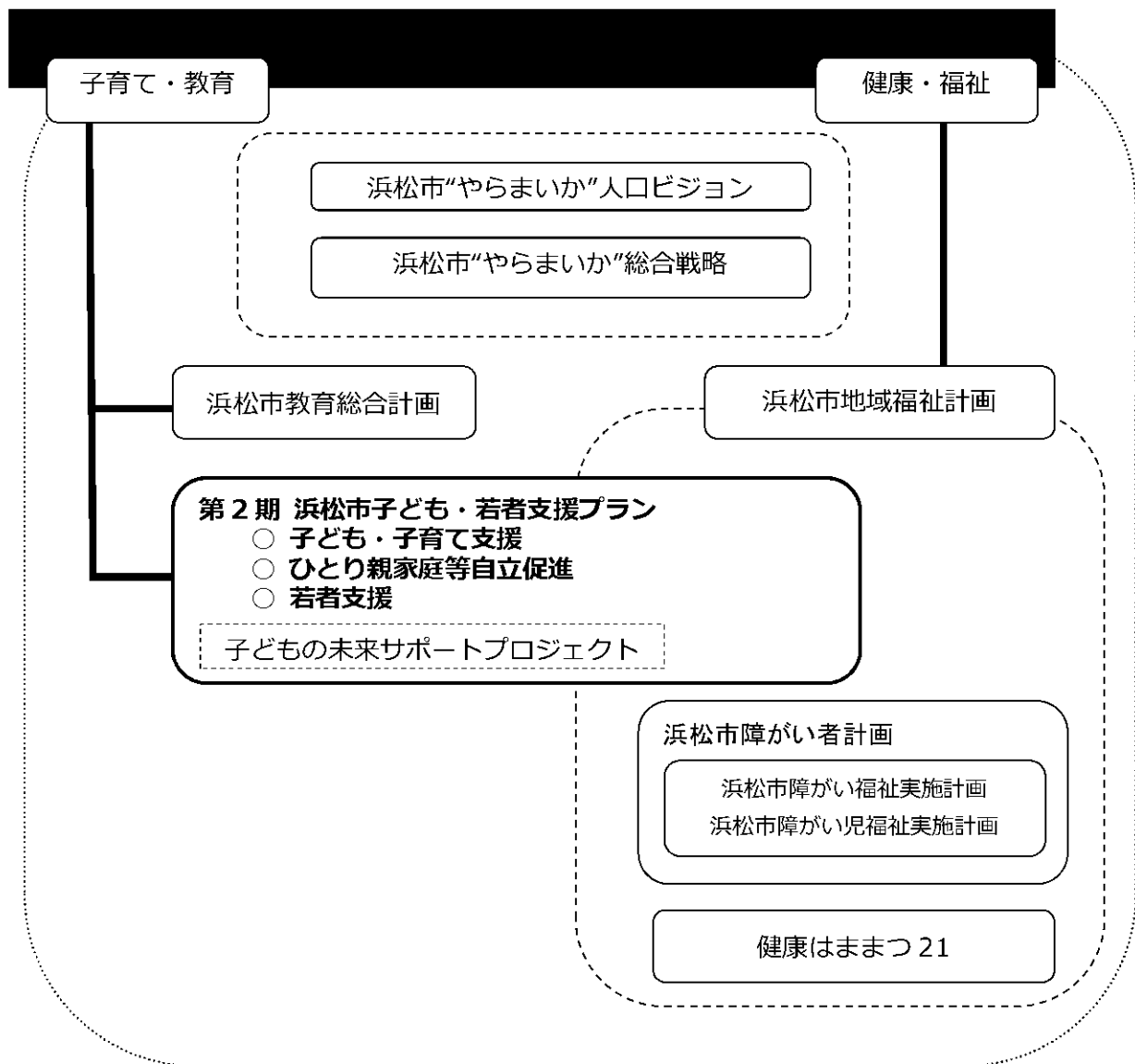
この第1期プランに基づき子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援施策を展開しました。

今般、第1期プランの計画期間が終了するにあたり、「第2期 浜松市子ども・若者支援プラン」(計画期間:令和2年度から令和6年度までの5年間。以下、「第2期プラン」といいます。)を策定しました。

この第2期プランにおいては、子供・若者を取り巻く従来からの課題に加え、昨今の社会情勢により新たに発生した課題に取り組むべく、子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援をしていくことで、引き続き「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」の実現を目指し幅広い施策を推進してまいります。

## 4 計画の位置づけ

第2期プランは、浜松市総合計画を上位計画とし、「子育て・教育」分野の個別計画に位置づけられます。また、浜松市教育総合計画等の各個別計画と連携を図ります。





浜松市総合計画では「10年後の目標(政策の柱)」及び「基本政策」を定めます。

◆10年後の目標(政策の柱)

- ・子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
- ・すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。

◆基本政策

- ・子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり
- ・市民協働による未来創造へのひとづくり

## 5 計画の期間

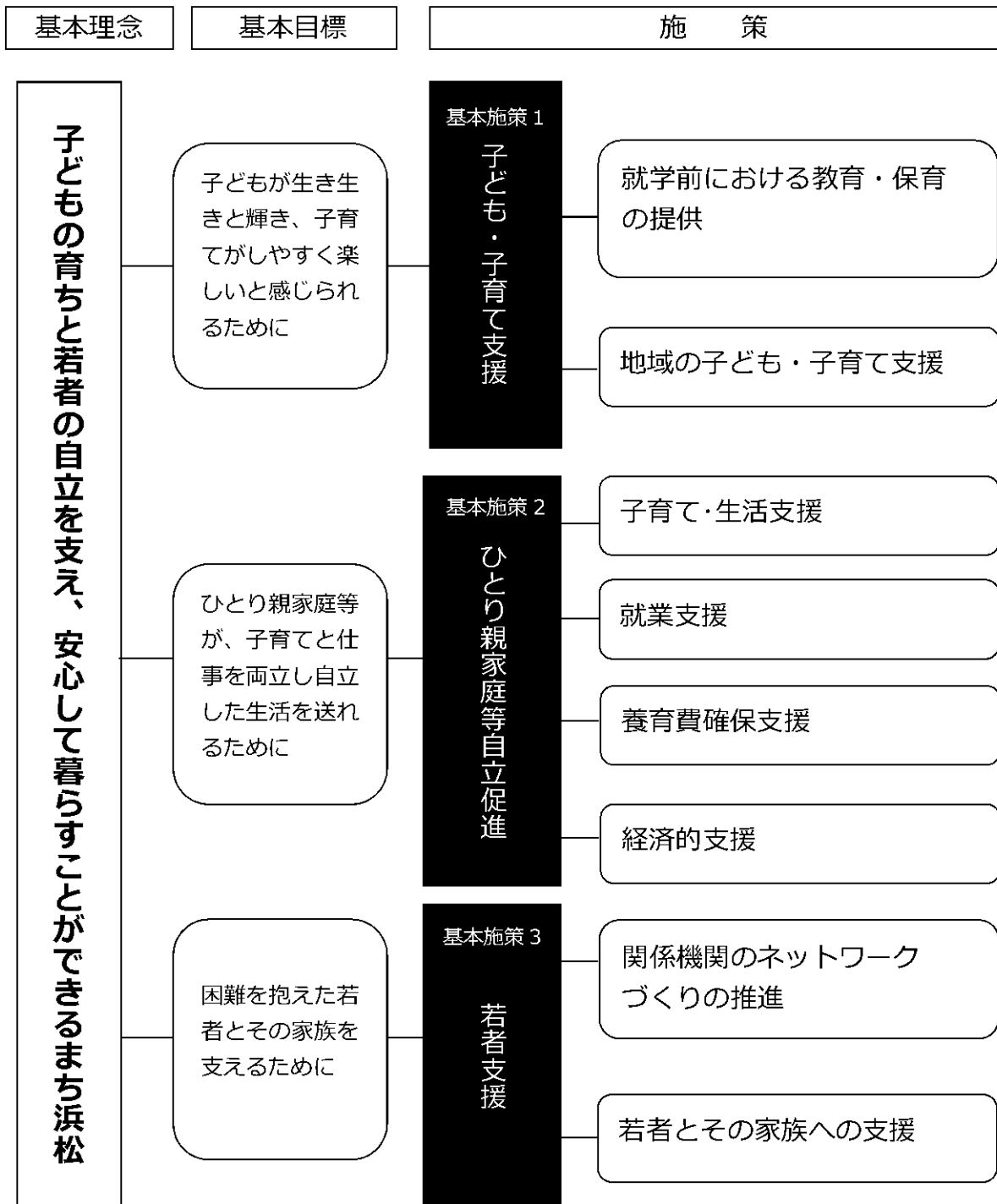
計画策定の時期は令和2年3月とします。また、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて中間年を目安に見直しを行います。

第1期計画					第2期計画				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
				策定			必要により 見直し		



## 6-1 施策の体系

第2期プランにおける基本施策の体系を次のように定め、基本施策毎に事業を実施します。



## 6-2 基本施策と事業

基本施策1～3ごとに様々な事業を実施します。また、基本施策1の子ども・子育て支援事業の中には、基本施策2や基本施策3に関連する事業があり、実施事業の効果を幅広い支援につなげます。

### ア 重点的に取組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業）

(ア) 就学前における教育・保育の提供（詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。）

1	認定こども園、幼稚園、保育所
2	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

(イ) 地域の子ども・子育て支援（詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。）

1	(1)特定型利用者支援事業
	(2)母子保健型利用者支援事業
2	時間外保育事業(延長保育事業等)
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	(1)養育支援訪問事業
	(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	(1)一般型一時預かり事業
	(2)幼稚園型一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

## イ その他の事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）

地域社会における子育て支援サービスの充実	
1	保育ママ事業
2	子育て情報センター管理運営事業
3	児童手当支給事業
4	すこやかキッズフェスティバル
5	放課後子供教室
6	放課後の子どもたちの居場所づくり
7	類似放課後児童クラブ助成事業
8	市立保育所特別保育推進事業(世代間交流)
9	市立保育所施設整備事業
10	市立幼稚園施設整備事業
11	私立保育所等事業費助成事業(障害児保育、食物アレルギー児調理業務、食育の推進、外国人児童保育)
12	私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業(低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上)
13	私立保育所等施設整備費助成事業
14	私立保育所施設整備償還費助成事業
15	認証保育所助成事業
16	認証保育所利用者助成事業
17	保育士等確保対策費助成事業
18	サテライト型小規模保育事業費助成事業
19	移動児童館事業
20	浜松こども館運営事業
21	青少年の家管理運営事業
22	天竜自然体験センター運営・整備事業
23	青少年団体等活動助成事業
24	地域(中学校区)青少年健全育成会事業
25	児童遊園等整備支援事業
26	地域子育て推進事業
27	はますくヘルパー利用事業
28	幼児教育・保育無償化関連事業(※新規事業)

子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	
29	妊娠期健康講座事業
30	母子相談事業
31	乳幼児健康診査事業
32	妊産婦乳幼児訪問事業
33	母子予防接種事業
34	食育推進事業
35	思春期性教育事業
36	ひきこもり家族教室
37	子ども医療費助成事業
38	不妊治療費等支援事業
39	小児慢性特定疾病対策事業
40	自立支援育成医療費支援事業
41	未熟児養育医療費支援事業
42	結核児童医療費等支援事業
43	産後ケア事業
44	産婦健康診査事業

心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	
45	赤ちゃんとのふれあい体験事業
46	私立学校教育振興助成事業
47	ジュニアスポーツ育成事業
48	就学相談・就学支援業務
49	私立幼稚園子育て支援事業
50	私立幼稚園教育振興助成事業
51	外国人学校等への支援
52	市立幼稚園の通常学級における特別な支援を要する園児への個別支援
53	遠距離通園費援助事業
54	市立幼稚園教育指導支援員配置事業
55	市立幼稚園教育研究・指導事業
56	市立幼稚園特色化推進事業
57	浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動助成事業
58	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
59	家庭教育推進事業
60	私立学校施設整備助成事業
61	私立幼稚園就園奨励助成事業
62	子ども講座事業

63	子育て講座事業
64	地区社会福祉協議会活動支援事業
65	地域ふれあい事業
66	いじめ問題再調査委員会
67	いじめ問題対策連絡協議会事業
68	教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議
69	青少年育成センター事業(補導・環境浄化事業)
70	幼児教育・保育無償化事業 (※新規事業)

#### 子育てを支援する生活環境の整備

71	安全で安心なまちづくり支援事業
72	多世帯住まい支えあい事業

#### 職業生活と家庭生活の両立の推進

73	事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
74	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業
75	女性就労支援事業
76	マザーズサロン連携事業

#### 子どもの安全の確保

77	通学路の安全対策
78	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

#### 保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応

79	児童相談・児童保護事業
80	里親支援事業
81	児童福祉施設運営助成事業
82	児童福祉施設整備助成事業
83	母子生活支援・助産施設保護事業
84	社会的養護体制整備事業
85	児童家庭相談事業
86	一時保護所運営事業
87	児童家庭支援センター設置運営事業
88	未成年後見人支援事業
89	発達医療総合福祉センター運営事業
90	障害児地域生活支援事業
91	発達支援広場事業
92	児童発達支援センター運営事業

93	発達相談支援センター事業
94	障害者相談支援事業
95	発達障害者支援人材育成事業
96	発達障害者支援体制整備事業
97	女性相談保護事業
98	精神保健福祉相談

#### 結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成

99	結婚の希望を実現するための支援
100	家族を形成する意識の育成

#### 経済的に困窮状態にある子どもへの支援

101	学習支援事業
102	子どもの貧困対策コーディネーター事業

(詳細は第3部「ひとり親家庭等自立促進」で定めます。)

1	ひとり親家庭等日常生活支援事業
2	子育てに関する相談
3	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
4	市営住宅
5	母子生活支援施設
6	ひとり親家庭等生活向上事業
7	ひとり親家庭の交流支援
8	母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化
9	自立支援プログラム策定事業
10	各就業支援事業の活用促進
11	自立支援教育訓練給付金事業
12	高等職業訓練促進給付金等事業
13	資格取得のための講習会
14	ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知
15	養育費相談
16	養育費セミナー
17	児童扶養手当
18	ひとり親家庭等自立支援手当

19	遺児等福祉手当
20	交通遺児等福祉手当
21	母子父子寡婦福祉資金
22	生活・生計の維持に関する相談
23	経済的支援にかかる各種支援制度の周知
24	母子家庭等医療費助成

(詳細は第4部「若者支援」で定めます。)

1	若者支援地域協議会
2	若者相談支援窓口「わかば」
3	支援機関マップの作成、配布 (※)
4	若者支援スーパーバイザーの委嘱 (※)
5	合同相談会 (※)
6	ひきこもり対策推進事業
7	校外、校内適応指導教室 (※)
8	青少年支援体験活動事業
9	生活困窮者自立支援事業 (※)
10	進路について語る会（外国にルーツを持つ若者とその家族への支援） (※)
11	障がい者自立支援協議会事業 (※)
12	基幹相談支援センター事業 (※)
13	発達相談支援センター事業 (※)
14	医師による無料相談 (※)
15	サポートステーションはままつ事業
16	教育総合支援センターとの連携 (※)
17	青少年健全育成事業 (※)
18	補導・環境浄化事業 (※)
19	いじめ問題対策連絡協議会 (※)

(※)は第1期プラン掲載事業の分類を見直し、整理した上で第2期プランから掲載した事業

## 7 推進体制

### (1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制

#### ■ 浜松市子ども・若者支援推進会議

市長を会長、関係部長等を委員とする「浜松市子ども・若者支援推進会議」を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。

#### ■ 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

浜松市社会福祉審議会条例に基づき、学識経験者や児童に関する事業に従事する者等から組織する浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、子ども・若者支援プランの推進等について審議を行います。(法に規定する「地方版子ども・子育て会議」の位置づけになります。)

### (2) 若者支援の推進体制

#### ■ 若者支援地域協議会

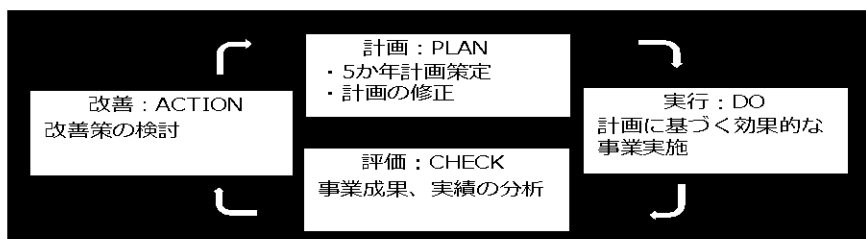
国、静岡県、市の関係機関及び民間支援団体からなる「若者支援地域協議会」が主体となり、若者支援を推進します。

#### ■ その他関係機関との連携等

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立を見通し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携し、子ども・若者支援を推進します。また、支援の状況について社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告することで、その他の関係機関や団体と情報を共有します。

## 8 点検及び評価

子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、浜松市子ども・若者支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者支援地域協議会に意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。





## 9 第1期プランにおける取組と成果

平成27年度に策定した第1期プラン（計画期間：5年間）に基づき、子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開しました。

第1期プランでは利用者の視点に立った指標として、「浜松市市民アンケート調査結果」の「子育てがしやすい」と感じる人の割合を成果指標に設定し、住民の満足度向上に努めてまいりました。

第1期プランでは、基本施策1「子ども・子育て支援」、基本施策2「ひとり親家庭自立促進」、基本施策3「若者支援」を3つの柱とし、基本施策1においては、待機児童の解消に向けて認定こども園や認可保育所、放課後児童会の整備・拡充、地域型保育事業の促進、保育人材確保などに取り組みました。

また、基本施策2及び基本施策3では、生活・就業・経済環境など様々な場面での支援施策を展開し、課題解決に取り組みました。

さらに、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、毎年度点検・評価・見直しを行い、改善に努めた結果、当初126事業でスタートした事業は平成31年度時点で145事業となりました。

### 【主な事業の成果】

	子ども・子育て支援
ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業）	<p data-bbox="584 1115 1002 1167">[Redacted]</p> <p data-bbox="584 1189 1406 1391">待機児童の解消に向け、認定こども園や保育所等の創設・増築等により定員を拡大し、平成27年のプラン策定時から令和元年度末までの整備において、定員は2,955人増加し、令和2年4月には16,159人となる見込みです。また、保育士再就職支援研修や保育士宿舍借り上げ支援事業などの保育人材確保の取組を行いました。</p> <p data-bbox="584 1402 1406 1559">しかしながら、昨今の社会情勢により保育需要が増大し、依然として待機児童の解消には至っていないため、今後も計画的に施設整備等により需要に見合った保育の受け皿を確保するとともに、安定的に保育を提供できるよう、引き続き保育人材確保対策にも取り組みます。</p> <p data-bbox="584 1592 932 1644">[Redacted]</p> <p data-bbox="584 1666 932 1700">No.3 放課後児童健全育成事業</p> <p data-bbox="584 1733 1406 2018">専用施設8か所の新築や専用施設2か所の建物借上げ、余裕教室の活用、既存施設の改修等により定員を拡大し、平成27年度のプラン策定時から令和元年度末までの整備において、定員は1,114人増加し、令和2年4月には6,827人となる見込みです。また、「広報はままつ」への掲載や、退職教員及び大学生への周知を行い、運営に必要な支援員等を確保に努めました。しかしながら、待機児童の解消には至っていないことから、引き続き定員の拡大及び支援員の確保に努めます。</p>

<p>イ その他事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）</p>	<p><b>No.43 産後ケア事業</b></p> <p>医療機関や助産院、利用者の自宅などで、産後間もない、身体的・精神的に支援の必要な母子を対象に、産婦の身体的回復と心理的安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、平成28年10月から事業を開始しました。</p> <p>平成30年度末までの2年6か月の間に、宿泊型が延べ199日、日帰りデイサービス型が延べ6日の利用がありました。さらに、平成31年度からは利用者の多様なニーズに応え支援メニューを追加しました。</p> <p>母子保健との連携・協働により、妊婦から産婦まで切れ目なく支援することで、心身の休養、育児・授乳手技の習得、相談先ができたことでの不安の軽減を図りました。</p> <p><b>No.101 学習支援事業</b></p> <p>平成28年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」に沿った支援体制整備として、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした学習支援事業を、平成29年7月から市内5会場で、平成30年度は市内12会場、令和元年度は17会場で実施し、平成30年度末までの1年9か月の間に計593回、延べ5,271人の児童が参加しました。</p> <p>学習習慣の定着だけでなく学習や進学に対する意欲を高め、また、家庭外や学校外の大人との関わりにより、社会性の習得等将来の自立に必要な力の育成を行いました。</p>
------------------------------------	---

### ひとり親家庭等自立促進

ひとり親家庭等自立促進では、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」の4つの施策を柱とした事業を実施しました。

ひとり親家庭において、一時的に家事や保育が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、また、母子・父子福祉団体と連携し、就業に関する相談や講習会、弁護士や養育費専門相談員による専門相談を実施するとともに、日常生活を支援するなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立につながる就労・子育て支援を実施しました。

また、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査では、ひとり親家庭の親は、悩みを抱えながらも、相談先が分からず相談相手を得にくい状況にあり、子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な問題を抱えているなど、相談体制の充実を必要とする状況が浮き彫りとなったことから、今後も課題を把握・整理し適切な支援につなげるため、引き続き国等の取り組みを踏まえながら、よりきめ細かな支援施策を展開していきます。

（主な事業：ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育てに関する相談 等）

## 若者支援

若者支援では、「就労支援」「社会生活支援」「支援のための連携」の3つの施策を柱とした事業を実施しました。若者相談支援窓口「わかば」では、様々な悩みを抱える概ね15歳～40歳未満の若者からの、電話や面談による相談を受け付け専門的な機関を案内する等、適切な支援につなげるための相談体制の推進を図りました。また、支援機関マップの作成や浜松市HPでの紹介など広報活動も実施しました。このほか、「若者支援地域協議会」を中心に情報交換や支援施策を協議することで関係機関同士の連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への総合的な支援策の充実を図りました。

こうした中、平成30年度に実施した若者ニーズ調査では、相談時間の拡充や手法の多様化（SNSやメール等）といった新たな相談体制の構築が必要とされている状況が見受けられました。

今後も新たな視点での取り組みを検討し、これまで以上に「若者支援地域協議会」を中心とした連携体制を推進していきます。

（主な事業：若者支援相談窓口「わかば」、青少年支援体験活動事業 等）

これらの子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開した結果、待機児童の減少などの成果があり、「子育て中の市民が子育てをしやすくなっている」と感じる割合は、平成27年度の43.2%から上昇し、令和元年度は49.8%となりました。

その結果、第1期プランの最終目標値である50%に近づいたものの、目標値は達成できませんでした。引き続き目標達成に向けて各事業を推進してまいります。

## 10 第2期プランの成果指標と目標

第2期プランにおいても引き続き、「浜松市市民アンケート調査結果」を成果指標とし、「子育てがしやすい」と感じる割合の更なる向上に向けて、各施策の推進に取り組んでまいります。

第2期プランでは目標値を以下のとおり設定し、毎年点検・評価を行い施策・事業の改善につなげていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て中の市民	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%
市民全体	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%

※子育て中の市民においては、第1期プランの令和元年度市民アンケート調査結果が49.8%であったため、第2期のスタートである令和2年度は50%を目標値としました。子育て中の市民の調査を始めた平成25年度の結果が52.8%と最も高く、今回の計画期間では毎年1%ずつ目標値を上げて行き、令和5年度には平成25年度を上回る数値を設定しました。市民全体においても、令和元年度の33.8%を上回る34.0%を令和2年度に設定し、毎年1%ずつ上昇する目標値としています。



# 第2部 子ども・子育て支援

浜松市子ども・子育て支援事業計画

# 第1章 はじめに

## 1 趣旨

子ども・子育て関連三法及び基本指針に基づき、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を目的とします。

## 2 経緯

平成 27 年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「第 1 期 浜松市子ども・若者支援プラン」（計画期間：平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間）を策定し、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を推進してまいりました。

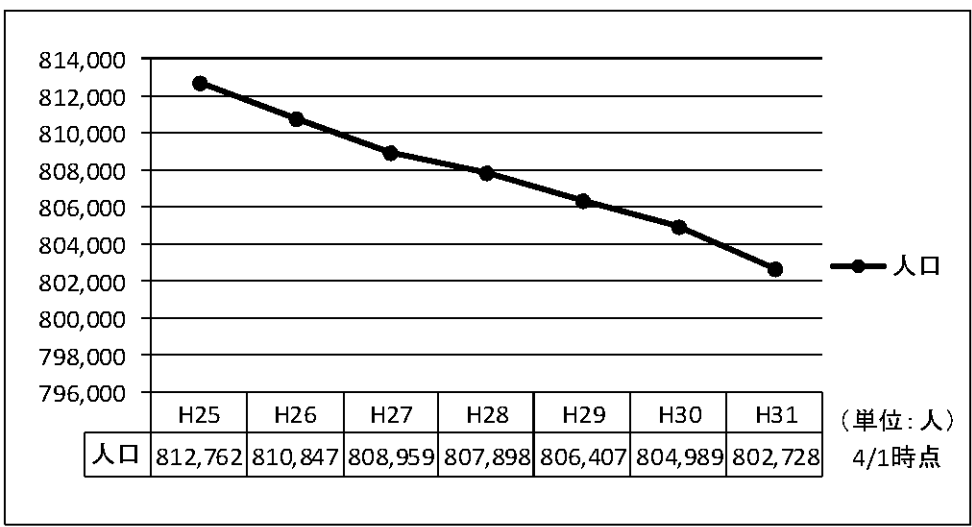
今般、第 1 期計画期間が終了するにあたり、平成 30 年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査結果」を踏まえ、令和 2 年度からの 5 年間の就学前の教育・保育や地域における子ども・子育て支援の確保策等を定め、施策・事業を実施します。

# 第2章 浜松市の現況



## 1 人口の推移

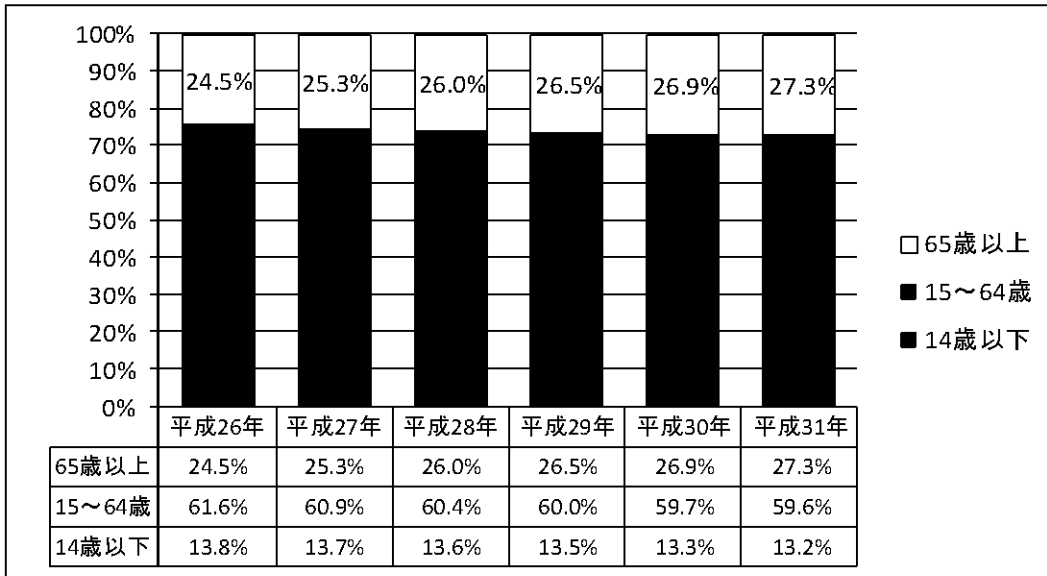
浜松市の人口は、平成 20 年をピーク（82 万 5,810 人）に減少を続け右肩下がりの状況にあり、平成 31 年時点の人口は 80 万 2,728 人と、ピーク時の約 97.2%となっています。



(浜松市の人口)

## 2 人口構成の推移

人口構成の推移を見ると、65歳以上の高齢者の増加に伴い、15歳から64歳の生産年齢人口や、14歳以下の年少人口の割合が減少しており、少子高齢化の傾向が見られます。

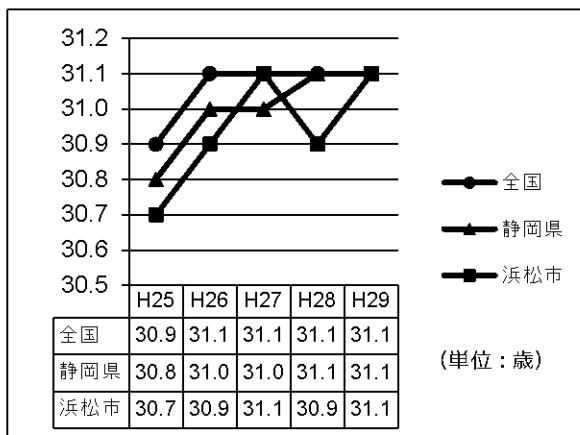


(浜松市の人口)

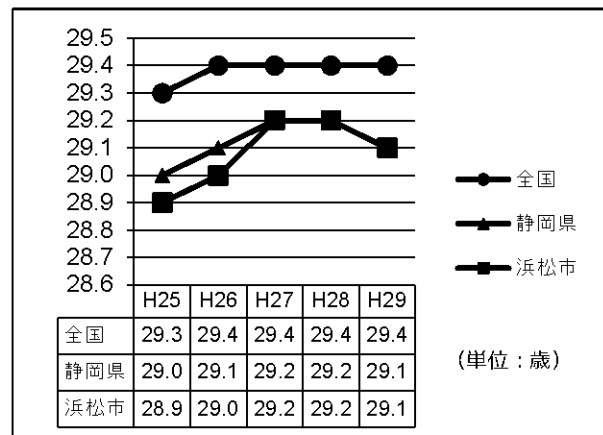
## 3 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、全国的には近年はほぼ横ばいですが、浜松市の場合、男性は一旦若年化の傾向を見せたものの、再び初婚年齢が上昇しています。女性は高年齢化の傾向がやや鈍化し、若年化の傾向が見られます。

男性



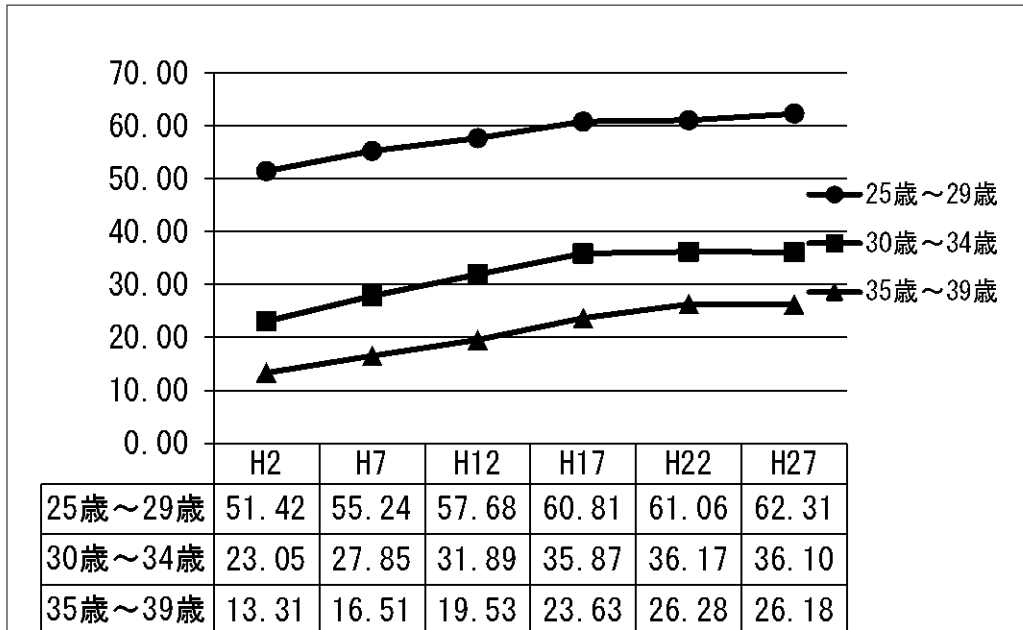
女性



(厚生労働省・人口動態調査)

## 4 浜松市の未婚率

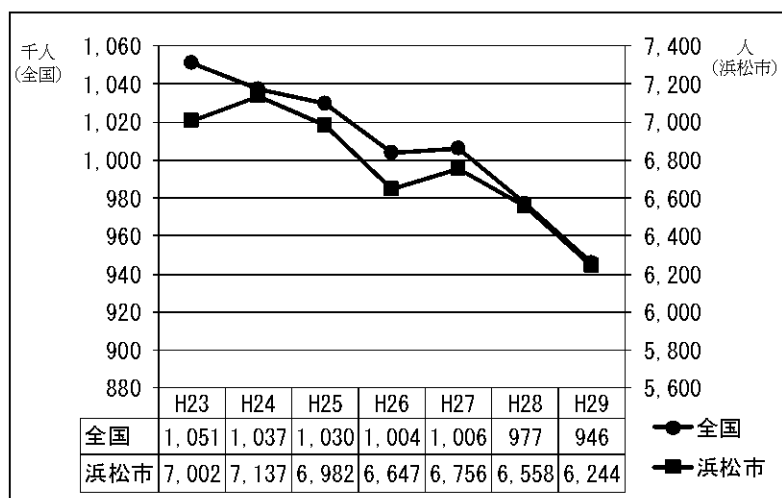
浜松市の未婚率は、近年では各年齢層においてほぼ横ばいもしくは緩やかな上昇傾向と言えます。



(平成27年国勢調査)

## 5 出生数の推移

浜松市の出生数は、一時持ち直しの傾向を見せたもののその後落ち込んで、平成29年には6,244人となっています。全国的に見ても同じような減少傾向にあると言えます。

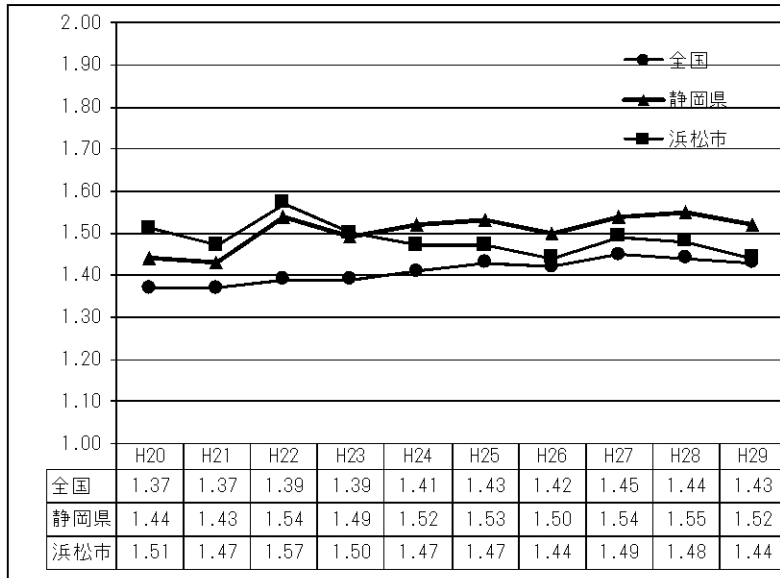


(全国：厚生労働省  
人口動態調査)  
(浜松市：浜松市保健衛生  
年報)



## 6 合計特殊出生率の推移

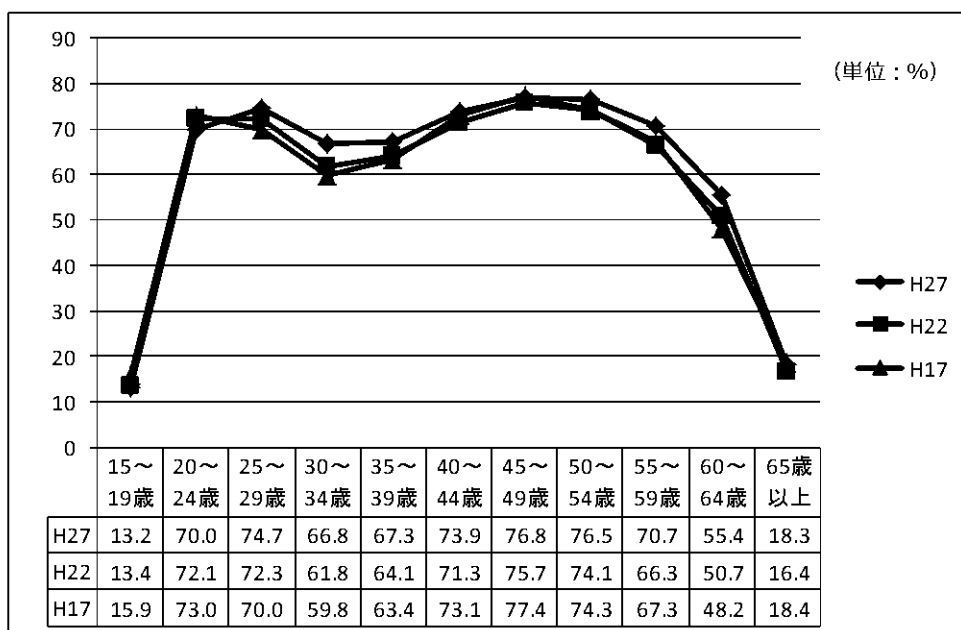
合計特殊出生率は、全国・静岡県と比較すると増減はあるものの若干の減少傾向が見てとれます。



(浜松市保健衛生年報)

## 7 女性の就業率

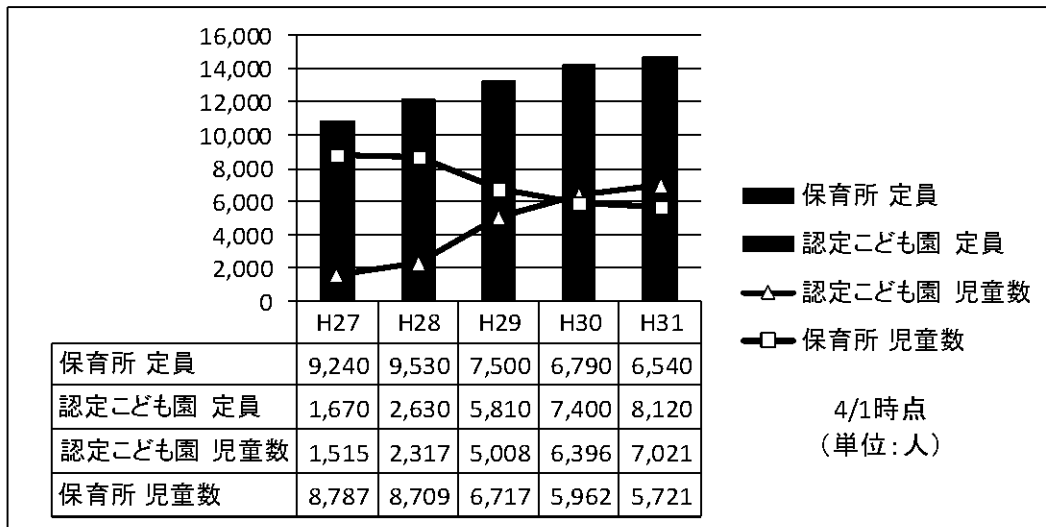
浜松市の女性の就業率は、20歳代で一旦ピークを迎え、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、平成17年・平成22年・平成27年の国勢調査を比較しても大きな変化は見られません。



(平成27年  
国勢調査)

## 1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移

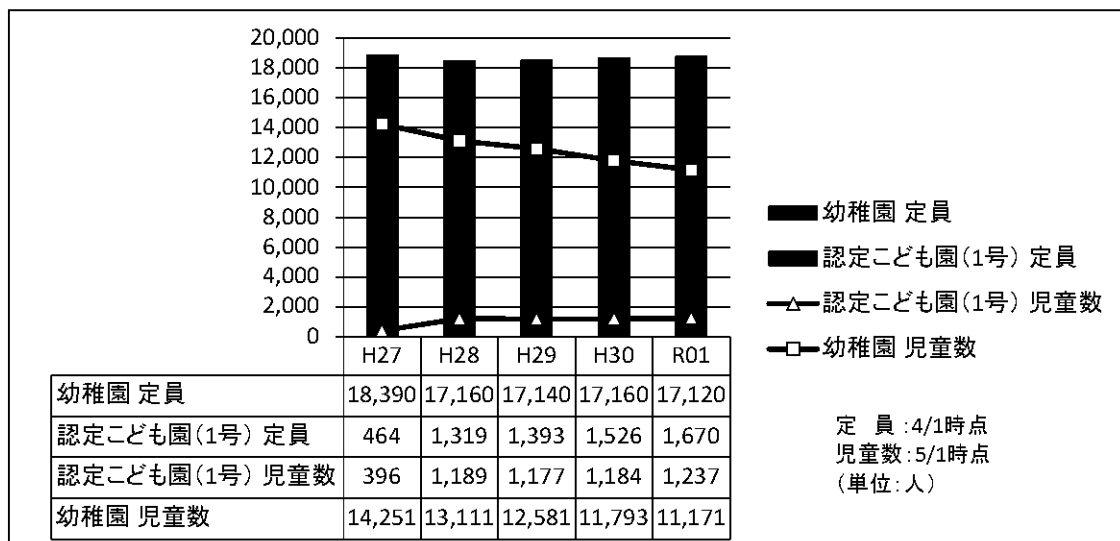
施設整備に加え保育所から認定こども園への移行が進んだことにより、認定こども園は定員・児童数ともに増加しています。一方で、保育所は緩やかに減少しています。全体として定員は増加しています。



(浜松市子ども家庭部調べ)

## 2 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移

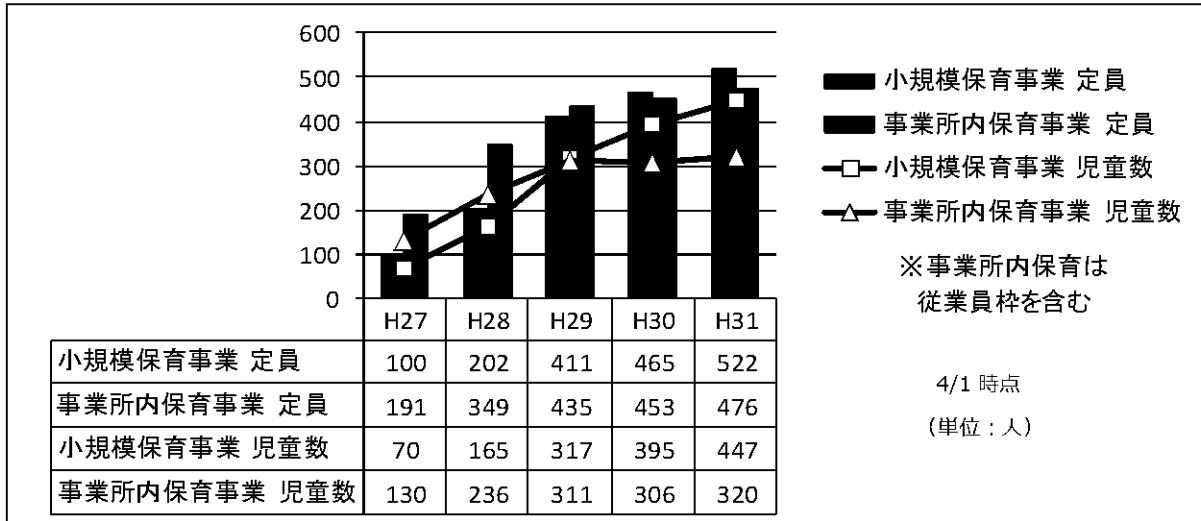
認定こども園（1号）は、幼稚園から認定こども園への移行が進んだことにより、平成28年度大幅に増加し、その後は施設整備と保育所から認定こども園への移行により、緩やかに増加しています。一方で幼稚園は定員はほぼ横ばいですが、少子化と保育需要の変化に伴い利用児童数は減少傾向にあります。



(浜松市子ども家庭部調べ)

### 3 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移

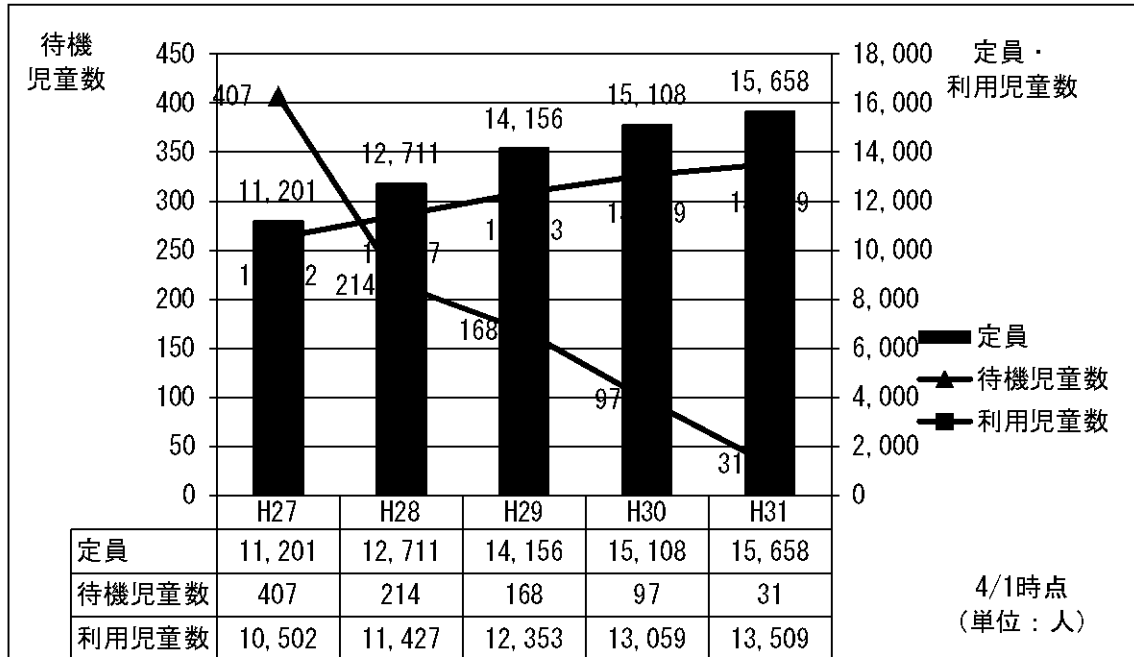
地域型保育事業は、制度が開始された平成27年度以降、新規開設が進んだことにより増加しています。



(浜松市子ども家庭部調べ)

#### 4 保育所等の待機児童の状況

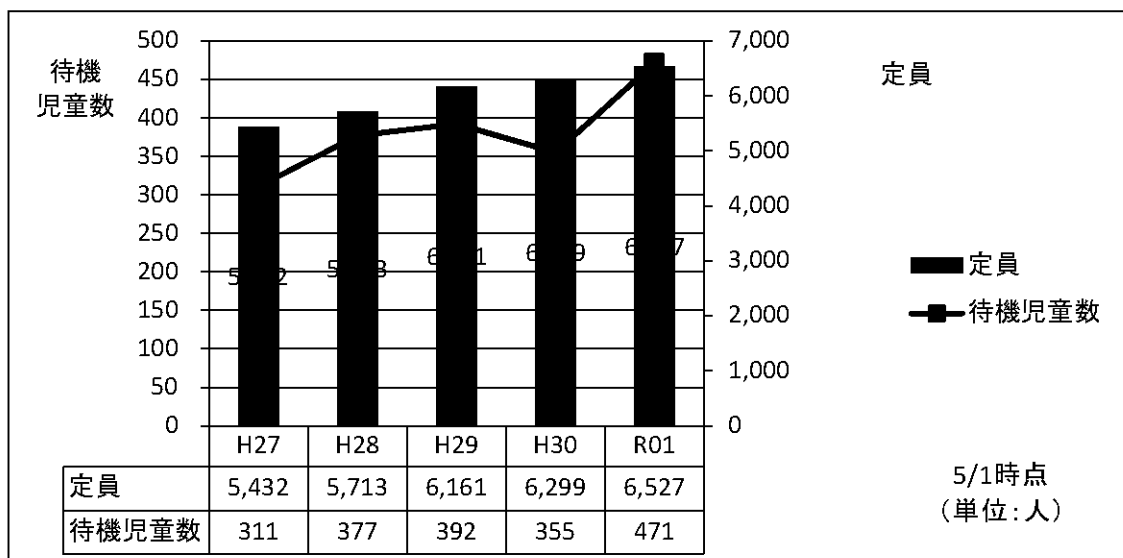
保育所等の待機児童数は施設整備等による定員拡大により減少し、平成27年度の407人から平成31年度には31人となっています。



(浜松市こども家庭部調べ)

#### 5 放課後児童会の待機児童の状況

放課後児童会の待機児童数は、平成27年度からの増加傾向から平成30年度に一旦減少したものの、再び増加しています。



(浜松市学校教育部調べ)

## 第3章 ニーズ調査結果等について

### 1 調査の目的

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定するため、平成30年度にニーズ調査を行いました。このニーズ調査は、計画期間中に確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための、現状や今後の利用希望を把握することを主な目的としています。

### 2 調査項目

お住まいの地域について	お住まいの地域について
お子さんとご家族の状況について	お子さんとご家族の状況について
子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	※今回追加された設問 ・平日の教育・保育を行う施設を利用する際に重視すること（就学前） ・幼稚園の利用希望（就学前） ・保育料無償化による事業の利用希望（就学前） ・子供の貧困対策の支援先について（就学前・小学生） ・困窮家庭への必要な支援について（就学前・小学生）
お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上）	
育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
子供の貧困対策について	

### 3 調査方法

市内在住で就学前の子供がいるご家庭の中から 3,000 人	市内在住で小学生の子供がいるご家庭の中から 2,000 人
無作為抽出	無作為抽出
郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
平成 30 年 11 月 15 日（木）～平成 31 年 1 月 31 日（木）	

### 4 回収状況

3,000 票	2,000 票
1,349 票	980 票
1,345 票	975 票
44.8%	48.8%

### 5 調査結果の概要（主なもの）

#### 1 保護者の就労状況について

フルタイム又はパート・アルバイト等により、就学前児童の母親の 50.3%が就労しており、前回調査（平成 25 年度）の 49.6%と比べて 0.7 ポイント上昇しています。また、小学生の母親では 74.7%が就労しており、前回調査の 73.5%と比べて 1.2 ポイント上昇しています。保育環境整備の進展や幼児教育・保育の無償化等により、就労を希望する保護者は増加傾向にあります。

#### 2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的にご利用している教育・保育事業は「幼稚園」が最も多く 44.6%（前回：53.8%、9.2 ポイント減少）となっています。続いて「認定こども園」27.7%（前回：14.5%、13.2 ポイント上昇）、「保育園」23.1%（前回：41.6%、18.5 ポイント減少）となっています。

認定こども園の創設や移行が進んでいますが、幼稚園の需要も高いことがうかがえます。

#### 3 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

利用状況は「子育て支援ひろば」と「こども館」を合わせると 26.4%（前回：20.6%、5.8 ポイント上昇）となっています。続いて「幼稚園の子育て支援事業」が 5.9%、「親子ひろば」が 4.5%となっています。一方で「利用していない」は 69.2%（前回 71.8%、2.6 ポイント減少）で最も多い割合になっており、今後さらなる利用向上のための啓発が必要です。

4 放課後児童会の利用状況について（小学生保護者）

平日の利用状況は「週4日以上利用している」が11.4%（前回15.6%、4.2ポイント減少）、「週1～3日利用している」が1.4%（前回：1.7%、0.3ポイント減少）となっています。一方で「利用していない」は77.0%（前回：78.6%、1.6ポイント減少）で最も多い割合になっています。しかしながら、待機児童は解消されていない現状があるため、引き続き待機児童の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

5 子供の貧困対策について（複数回答可）

「必要だと考える困窮家庭（世帯）を支える取組み」では、「居場所づくり」が80.8%、「学習支援」が66.7%、「子ども食堂」が65.9%の順に割合が多くなっています。

そのほか「支援者による家庭訪問」（31.0%）、「近隣住民による見守り」（25.4%）など、現状を踏まえ社会全体で支援する取組みが求められています。

※調査結果（主なもの）を数値で表すグラフはP.60以降に記載しています。



ニーズ調査の結果を基に、プランの主要施策である、子ども・子育て支援法で定める重点的に取り組む15事業について下記のとおり考察します。

考察を受け、子ども・子育て支援事業においては、ニーズ調査結果を基に各年度における教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容を設定します。量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情を踏まえ、適切な計画となるよう、今回得られた結果を考慮し盛り込んでいきます。

**重点的に取り組む事業（15事業）**

**(1) 就学前における教育・保育の提供**

1	認定こども園（2・3号）、 保育所	幼稚園の利用希望は55.7%と前回の68.9%から13.2ポイント減となっているものの、ニーズとしては幼稚園が最も高い状況が継続している。一方、認定こども園は38.8%と前回より21.4ポイント増となっており、働き方改革の推進等により働きながら子育てを希望する0～2歳児の保護者が増加しているものと考えられる。
	認定こども園（1号）、幼稚園	今回初めて調査した無償化実施後の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」が51.2%で最も多い。無償化により保育料の負担が軽減されることで、預かり保育の利用希望が増加し、幼稚園におけるサービス拡充が期待されているものと推察される。一方、認定こども園や保育園の利用希望がいずれも40%以上であること、また、施設を選ぶ際に「受入可能な年齢」を重視すると回答した人の、利用を開始したい子供の年齢は、2歳以下が全体の59%となっており、低年齢からの利用希望が高いことを踏まえ、3号認定（1・2歳児）の利用希望（利用率）と2号認定（3～5歳児）を同程度に見込む必要があると考える。
2	地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)	このような多様なニーズに対応した、教育・保育環境の整備が求められていると推察される。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

<p>1</p>	<p>(1)特定型利用者支援事業</p>	<p>利用希望調査では「浜松市子育て情報サイトびっぴ」の利用希望が75.6%と前回調査の65.3%から10.3ポイント増となっている。このことから、子育てに関する情報のニーズが高い状況が継続していることが見てとれる。<u>保護者が幅広く子育てに関する情報提供を希望している状況であることから、保育サービス相談員の有効活用を含め、より精度が高く適切な支援を、ワンストップで行うことができる体制が求められるものと推察される。</u></p>
<p>1</p>	<p>(2)母子保健型利用者支援事業</p>	<p>利用希望調査では「浜松市子育て情報サイトびっぴ」の利用希望が75.6%で最も多く、以下「はままつ子育てガイド」61.2%、「はますくQ&amp;Aサイト」59.8%、「親子すこやか相談などの相談事業」57.5%、「保育園などの園庭の開放」54.6%となっている。  <u>前回調査と比較して、子育て支援に関する事業認知度が高まっている傾向があり、実際の利用や利用希望も増加傾向である。</u>          また、「親子すこやか相談などの相談事業」についても認知度や利用希望が高い値となっている。  <u>こうしたことから、子育て中の親子にとって、子育て情報を収集するだけでなく、気軽な場所で相談したいというニーズも高いと推察される。</u>          そのため、身近な場所である各区役所で今後も継続して実施することが必要と考える。</p>
<p>2</p>	<p>時間外保育事業(延長保育事業等)</p>	<p>平日の定期的な教育・保育の利用時間・利用希望時間について、1日当たりの利用時間では、「6時間」が20.7%で最も多く、以下「5時間」が18.7%、「10時間」が14.3%となっている。利用希望時間では、「8時間」が15.7%で最も多く、以下「6時間」が13.5%、「7時間」が13.4%となっている。  <u>利用時間・利用希望時間ともに、前回から大きな変化はなく、実際の利用時間より利用希望時間が多い傾向も前回と同様である。</u>  <u>このため、延長保育事業のニーズは引き続き高いものと推察される。</u>          本市では、延長保育を利用できる体制を整えているため、今後も引き続き現状の体制を維持し、利用者ニーズに対応していく必要がある。</p>
<p>3</p>	<p>放課後児童健全育成事業</p>	<p>「就学前児童保護者」を対象とした利用希望調査では、小学校低学年（1～3年生）の希望は39.2%と前回調査より5.4ポイントの増加、小学校高学年（4～6年生）の希望は22.1%と前回調査より2.2ポイント増加していることから、<u>保育ニーズの増加が放課後児童会の利用希望増加に繋がるものと考えられる。</u>          一方で、「小学生保護者」を対象とした同調査では、利用希望が25.3%と前回調査より9.7ポイント減少している。就学前児童保護者のニーズが増加している反面、小学生保護者のニーズは減少するというミスマッチがあることから、<u>就学後の利用実績も考慮し、実情にマッチした事業計画が必要と考える。</u></p>



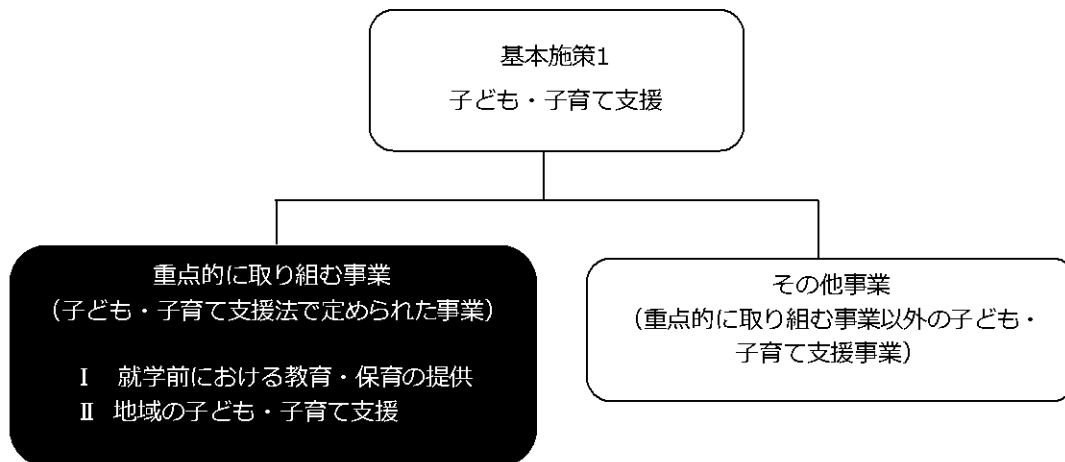
4	子育て短期支援事業	<p>保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊まりがけで子供を家族以外へ預ける必要があった時の対処法は、「（同居者を含む）親族や知人にみてもらった」が前回の調査と同様に最も高く、90.2%と前回に比べ2.5ポイント上がっている。しかしながら、「親族・知人にみてもらう困難度」は、前回より改善はしているものの「頼みにくい」が37.0%（前回：39.7%）となっており、<u>女性の働き方が変化しているなか、子育て短期支援事業の利用希望は潜在的に高いものと推察される。</u></p>
5	乳児家庭全戸訪問事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、引き続き全戸訪問を目標として必要な量の確保に努める。</p>
6	(1)養育支援訪問事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、適正な養育訪問支援員の確保に努める。</p>
	(2)子どもを守るネットワーク機能強化事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ引き続きネットワーク機能強化に努める。</p>
7	地域子育て支援拠点事業	<p><u>利用希望調査では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.8%と前回から5.6ポイント高くなっている一方で、「利用していないが、今後利用したい」が23.7%（前回：27.4%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が11.6%（前回：13.3%）となるなど、保育園等の入所率の上昇に伴い、対象者数減などニーズ量については、<u>落ち着いてきていると考える。今後は、メニューを充実し利用者のニーズに応じていく。</u></u></p>

8	(1)一般型一時預かり事業	<p>利用状況調査では、「利用していない」が83.0%と前回の81.6%から大きな変化はない。その理由としては、「特に利用する必要がない」が65.7%で最も多いものの、前回77.2%からは11.5ポイント減となっており、「無回答」が12.3%と前回より11.9ポイント増となっている。</p> <p>また、同調査では、「利用したい」は39.4%と前回の37.4%から大きな変化はない。望ましい事業形態は「幼稚園・保育園などで子供を保育する事業」が90.2%と、前回84.4%から5.8ポイント増となっている。</p> <p><u>保育所等の整備を進め、定員が拡大していることに伴い、入所児童数も増加していることから、現状では一般型一時預かり事業の利用者は減少傾向にあり、今後も減少していくと推察される。</u></p>
	(2)幼稚園型一時預かり事業	<p>利用状況調査では、定期的利用5.6%、不定期利用10.4%を合わせて16.0%である一方、利用希望調査では、定期的な利用希望が22.2%である。</p> <p>また、無償化実施後の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」が51.2%で最も多いことから、ニーズは高まっていると推察される。</p> <p>昨年度、2歳児の定期的な預かり保育の状況が整ったこともあり、今後利用数は増加すると推察される。</p> <p>また、教育・保育施設の少ないエリア等の地域性を考慮し環境を整えていく必要があると考える。</p>
9	病児保育事業	<p>利用希望調査では「利用したいとは思わない」が64.5%、「できれば利用したい」が34.9%となっており、利用希望は、前回の36.4%から大きな変化はないことから、<u>今後も現状程度のニーズが継続すると推察される。</u></p>
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	<p>利用状況調査では、一時預かり（3.4%）や幼稚園の預かり保育（10.4%）と比べると、ファミリーサポートセンターは0.7%（前回：1.0%）と低い傾向にあるが、<u>今後、幼児教育無償化による利用者の増加など、潜在的なニーズは高まっていくと推察される。</u></p>
11	妊婦健康診査事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、実績を基に必要な量の確保に努める。</p>
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。</p>
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<p>ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。</p>

## 第4章 事業計画

就学前における教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を実施するにあたり、「重点的に取り組む事業」(子ども・子育て支援法に定められた事業)と「その他の事業」(重点的に取り組む事業以外の子ども・子育て支援事業)の2つの施策を柱とした事業を展開していきます。

この章では主に子ども・子育て支援法に定める「重点的に取り組む事業」について記載します。



### 1 考察した諸条件

就学前における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定は、地域の実状に応じた適切な区域で行うことが重要です。本市では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、次のとおり提供区域設定のための諸条件を考察します。

本市は、天竜川中流域の中山間地から天竜川下流域の遠州灘までの総面積 1558.06 km<sup>2</sup>と、広大な市域を有しています。

平成31年の住民基本台帳における本市の総人口は、802,728人であり、バス交通、道路交通網が発達しておりインフラ整備が進んでいる地域の居住割合が高く、中区約30%、東区約16%、西区約14%になっています。天竜区等の中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化が進んでいます。

- 0歳児で14.7%の就園率が1・2歳児では40.4%へと上昇する傾向にあります。
- 3歳から5歳までの園児のうち、約60%が幼稚園（認定こども園の幼稚園機能を含む）を利用しています。
- 令和元年度の幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能（1号認定）のある施設は合わせて163園、園児数は12,408人（5/1時点）です。定員に対する園児数の割合は66.0%となっています。
- 令和元年度の認定こども園の保育所機能（2・3号認定）のある施設及び保育所は合計123園で、園児数は12,742人です。定員に対する園児数の割合は86.9%となっています。
- 令和元年度の地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）は43園で、地域枠の園児数は532人です。定員に対する園児数の割合は83.8%となっています。

- 市立幼稚園・保育所の老朽化した施設については、順次改修工事を行い保全に努めています。
- 私立幼稚園の認定こども園への移行を目的とする改築等に対して補助を行っています。
- 私立認定こども園・保育所は、令和2年4月に、創設2園（170人定員増）と増改築3園（30人定員増）により、200人の定員増を行います。さらに、令和3年4月に幼保連携型認定こども園や保育所を創設する等500人程度の定員増を行う予定です。
- 地域型保育事業は、令和2年4月に小規模保育事業等の新設により、110人の定員増を行います。
- 平成31年4月時点で、本市は認可外保育施設が68施設あります。そのうち、企業主導型は28施設で、定員は昨年度から148人（11施設）増えて554人となっています。

子育てや子供の育ちを支えていくために、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校は、各地域における自治会、子ども会、スポーツ少年団等の子ども育成団体と協力して、子供が健やかに育つことができる地域づくりに取り組んでいます。

認定こども園、幼稚園、保育所においては、高齢者とのふれあいの時間や、小中高生による保育体験等、地域の様々な年代の人たちとの関わりを深めています。

## 2 就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域

本市では、前記諸条件をもとに総合的に考慮した結果、就学前における教育・保育施設の提供区域、地域型保育事業の提供区域について次のとおり定めます。

### 就学前における教育・保育施設の提供区域

1	認定こども園、幼稚園、保育所	浜松市全域 <sup>(※)</sup>
<p>《理由》</p> <p>就学前における教育・保育施設は、浜松市全域の認定こども園、保育所等の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる浜松市全域を提供区域として設定します。</p>		

### 地域型保育事業の提供区域

2	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	浜松市全域 <sup>(※)</sup>
<p>《理由》</p> <p>地域型保育事業は、浜松市全域の小規模保育事業の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる浜松市全域を提供区域として設定します。</p>		

(※)は提供区域が第1期プランの「行政区」から第2期プランでは「浜松市全域」に変更となった事業。以下、No.9 病児保育事業まで同じ。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに提供区域を考慮し設定しました。設定理由は、それぞれ記載のとおりです。

1	利用者支援事業（特定型・母子保健型）	行政区
<p>理由</p> <p>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</p> <p>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</p> <p>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</p>		
2	時間外保育事業(延長保育事業等)	浜松市全域 <sup>(※)</sup>
<p>理由</p> <p>時間外保育事業の提供場所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施施設であり、その提供区域は浜松市全域であるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
3	放課後児童健全育成事業	行政区
<p>理由</p> <p>放課後児童健全育成事業は、小学校区ごとに実施しており、地域の実情把握や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</p>		
4	子育て短期支援事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>子育て短期支援事業は、緊急性を要する事業で、その提供施設は児童養護施設や医療機関等であり、児童の年齢や施設側の状況等により受け入れ施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

5	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
<p>理由</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業は、子育てに関する情報の提供及び訪問後の継続支援等を行うことから、各区役所が中心となり情報提供や相談・援助を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。</p>		
6	(1)養育支援訪問事業 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(1)浜松市全域(※) (2)行政区
<p>理由</p> <p>(1) 養育支援訪問事業は、子育てについて支援が必要と認められる養育者等に対し、保健師、保育士、ヘルパー等の支援者が訪問して、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行う事業であるが、利用者が居住する行政区にかかわらず、必要な支援内容に応じた支援者の訪問を受けることができるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p> <p>(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、区ごとに要保護児童対策地域協議会を設けて実施しており、地域の要保護児童等の把握・対応や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</p>		
7	地域子育て支援拠点事業	行政区
<p>理由</p> <p>地域子育て支援拠点事業は、行政区にかかわらず、利用者が子育て支援ひろば等を利用できる事業であるが、身近な地域の交流等を通じて子育て力を高めていくものであるため、行政区を提供区域と設定します。</p>		
8	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	浜松市全域(※)
<p>理由</p> <p>一般型一時預かり事業は、浜松市全域の認定こども園・保育所等の中から施設を選択できることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p> <p>また、幼稚園型一時預かり事業は、提供場所である認定こども園・幼稚園で実施することから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

9	病児保育事業	浜松市全域 <sup>(※)</sup>
<p>理由</p> <p>病児保育事業は、行政区域を越えて利用者が希望する施設を選ぶことができ、施設側の状況等により受け入れる施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	浜松市全域
<p>理由</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業は、行政区域を越えての相互活動が展開されるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
11	妊婦健康診査事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>妊婦健康診査事業は、妊婦が望む医療機関での受診を可能とすることが望ましいこと、また、県内統一の事業であり、県が指定する医療機関であれば市内全域の医療機関で受診が可能であることから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>実費徴収に係る補足給付を行う事業は、市内全域の各施設を利用する低所得世帯等を対象とするため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	浜松市全域
<p>理由</p> <p>多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、市内全域の認定こども園を対象として、特別支援教育・保育経費を補助するため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		



## 1 質の高い教育・保育の提供

### (1) 基本的な考え方

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうしたことから、本市が目指す「人づくり」の取組みの中で、就学前における質の高い教育・保育のさらなる充実を図ります。

#### 【参考】第3次浜松市教育総合計画における教育理念

「未来へかがやく創造都市」を目指し、創造的に考え、行動できる「未来創造への人づくり」と、市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいく「市民協働による人づくり」を教育理念とします。

### (2) 提供のための取組み

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料（令和元年度改訂版）を活用し、それぞれの施設の特色や地域の実状に応じて、「自分のことを自分でする力」「人と関わる力」「身近なものや出来事と関わる力」を育てます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、地域の人材・環境等の資源を活用し、多様な体験ができるようにします。
- 市は、子供の可能性を最大限に伸ばすため、障がいのある子供や医療的ケアが必要な子供、外国人の子供等、成長・発達に合わせた適切な支援体制の整備に努めます。

- 市は、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携体制を整え、円滑な接続に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、職員間の交流を図ります。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、幼児と児童の交流を図ります。

- 認定こども園、保育所等は、大学等の教員養成機関や指定保育士養成施設の保育実習の受入等に協力し、就学前における教育・保育施設等の情報提供を積極的に行い、新規卒業者の確保に努めます。
- 市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、保育士等の処遇や労働環境等の向上を図るための支援を行います。
- 市は、潜在保育士等の再就職の支援を行うため、職場復帰に必要な研修等の実施体制の充実に努めます。

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、職場における研修の充実に努めます。
- 市は、経験年数や課題等に応じた研修体系を整備し、研修を計画的に実施します。
- 市は、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等による合同研修の実施や指導方法等、専門性の向上を図るための助言等を行います。

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努めます。
- 市は、保護者に子供の発達に関する理解を促し、子育ての大切なポイントの啓発に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対して、子供の育ちを記入することができる「はますくファイル」の活用を促進し、家庭との連携を充実させます。
- 市は、利用者支援事業、子育て支援拠点事業等を行い、保護者への子育て支援に努めます。

市、認定こども園、幼稚園、保育所等は連携し、事故発生防止に努めます。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合、市は事例検証や課題抽出を行い、必要な再発防止策を講じるよう指導します。

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、就学前における教育・保育の質の向上を図るため、自己評価、関係者評価等を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。
- 市は、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の規定に基づき、必要な指導・監査を実施します。

### (3) 質の高い教育・保育の推進についての協議

認定こども園、幼稚園、保育所、学校代表、保護者代表、関係課等は連携し、就学前における質の高い教育・保育の推進について協議します。

---



---

## 2 保育利用率の目標数値

---



---

3歳未満児の保育所等の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内における本市の保育利用率の目標数値は次のとおりです。

全体 43.67%

【参考】満1歳未満児 39.44%、満1歳児及び満2歳児 47.78%

### 3 量の見込み、確保の内容とその実施時期

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

認定こども園や保育所の新設等により、待機児童の状況に応じて2号認定・3号認定の定員を確保します。

【全市域】

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号	量の見込み①	9,109	8,810	8,549	8,391	8,293	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,078	5,143	5,143	5,143	5,143
		(確認を受けない幼稚園)	7,825	7,735	7,735	7,735	7,735
	②－①	3,794	4,068	4,329	4,487	4,585	
2号	量の見込み①	9,547	9,234	8,961	8,794	8,692	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	2,628	2,542	2,467	2,421	2,393
		上記以外	6,919	6,692	6,494	6,373	6,299
	確保の内容②	特定教育・保育施設	9,277	9,300	9,324	9,336	9,348
		(認証保育所)	270	270	270	270	270
	②－①	0	336	633	812	926	
3号 0歳児	量の見込み①	2,355	2,316	2,277	2,235	2,195	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	2,112	2,119	2,123	2,125	2,127
		特定地域型保育事業	186	260	337	375	413
		(認証保育所)	57	57	57	57	57
	②－①	0	120	240	322	402	
3号 1、2歳児	量の見込み①	5,940	5,886	5,789	5,692	5,590	
	確保の内容②	特定教育・保育施設	5,225	5,238	5,250	5,256	5,262
		特定地域型保育事業	564	781	1,004	1,116	1,228
		(認証保育所)	151	151	151	151	151
	②－①	0	284	616	831	1,051	

## (1) 特定型利用者支援事業

## ★事業概要

認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に配置します。

## ★量の見込みの考え方

各区役所に配置する保育サービス相談員の人数を量の見込みとしました。

## ★確保の内容の考え方

各区役所に保育サービス相談員を配置し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保の内容	9	9	9	9	9
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

## (2) 母子保健型利用者支援事業

## ★事業概要

子育て世代包括支援センターの機能として、母子健康手帳交付時に保健師・助産師がすべての妊婦の面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。

## ★量の見込みの考え方

子育て世代包括支援センターの機能を担う箇所数を量の見込みとしました。

## ★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

## ★事業概要

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園等で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。令和元年度現在、すべての保育所（60園）、認定こども園（63園）や地域型保育事業（43園）で実施されており、平成30年度は4,834人の利用がありました。

## ★量の見込みの考え方

利用実績を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

## ★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：実利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②確保の内容	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②-①	0	0	0	0	0

## ★事業概要

就労等により、昼間家庭に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。令和元年度(5月1日現在)は、142か所の放課後児童会で定員6,527人に対して6,254人の登録がありました。

## ★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、就学後の利用実績も考慮して算出しました。

## ★確保の内容の考え方

学校教室の積極的活用を図るとともに、その他既存公共施設等の活用を検討調整し、必要な場合は新たな施設整備等を行うことで、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市全域	①量の見込み	1年生	2,399	2,362	2,335	2,289	2,229
		2年生	2,191	2,157	2,134	2,089	2,035
		3年生	1,725	1,698	1,679	1,646	1,604
		4年生	990	974	963	943	921
		5年生	317	311	308	302	293
		6年生	102	100	100	97	95
		計	7,724	7,602	7,519	7,366	7,177
	②確保の内容	7,127	7,687	7,807	7,927	8,047	
	②-①	△597	85	288	561	870	

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
中区	①量の見込み	1年生	665	656	650	643	630
		2年生	607	599	594	587	575
		3年生	478	472	468	462	453
		4年生	274	271	268	265	260
		5年生	88	86	86	85	83
		6年生	28	28	28	27	27
		計	2,140	2,112	2,094	2,069	2,028
	②確保の内容	1,925	2,125	2,145	2,165	2,185	
	②-①	△215	13	51	96	157	

第2部 子ども・子育て支援

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
東区	①量の見込み	1年生	402	400	405	400	399
		2年生	367	365	370	365	364
		3年生	289	288	291	288	287
		4年生	166	165	167	165	165
		5年生	53	53	53	53	53
		6年生	17	17	17	17	17
		計	1,294	1,288	1,303	1,288	1,285
	②確保の内容	1,179	1,299	1,319	1,339	1,359	
	②-①	△115	11	16	51	74	
西区	①量の見込み	1年生	346	333	322	311	299
		2年生	316	304	294	284	273
		3年生	249	239	231	224	215
		4年生	143	137	133	128	124
		5年生	46	44	42	41	39
		6年生	15	14	14	13	13
		計	1,115	1,071	1,036	1,001	963
	②確保の内容	1,046	1,086	1,106	1,126	1,146	
	②-①	△69	15	70	125	183	
南区	①量の見込み	1年生	295	287	281	275	270
		2年生	270	262	257	251	247
		3年生	212	206	202	198	195
		4年生	122	118	116	114	112
		5年生	39	38	37	36	36
		6年生	13	12	12	12	11
		計	951	923	905	886	871
	②確保の内容	854	934	954	974	994	
	②-①	△97	11	49	88	123	



第2部 子ども・子育て支援

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
北区	①量の見込み	1年生	283	281	277	270	260
		2年生	258	257	253	246	237
		3年生	203	202	199	194	187
		4年生	117	116	114	111	107
		5年生	37	37	37	36	34
		6年生	12	12	12	11	11
		計	910	905	892	868	836
	②確保の内容		839	919	939	959	979
	②-①		△71	14	47	91	143
浜北区	①量の見込み	1年生	357	357	353	345	330
		2年生	326	326	323	315	301
		3年生	257	257	254	248	237
		4年生	147	147	146	142	136
		5年生	47	47	47	45	43
		6年生	15	15	15	15	14
		計	1,149	1,149	1,138	1,110	1,061
	②確保の内容		1,115	1,155	1,175	1,195	1,215
	②-①		△34	6	37	85	154
天竜区	①量の見込み	1年生	51	48	47	45	41
		2年生	47	44	43	41	38
		3年生	37	34	34	32	30
		4年生	21	20	19	18	17
		5年生	7	6	6	6	5
		6年生	2	2	2	2	2
		計	165	154	151	144	133
	②確保の内容		169	169	169	169	169
	②-①		4	15	18	25	36

## ★事業概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。令和元年度現在、市内7施設で実施し、平成30年度は延べ382人の利用がありました。

## ★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

## ★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	386	385	379	367	359
	②確保の内容	386	386	386	386	386
	②-①	0	1	7	19	27

## ★事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。平成30年度は、保健師または助産師が6,088人の対象者を訪問しました。

## ★量の見込みの考え方

計画期間中の0歳児の人口推計値を量の見込みとしました。

## ★確保の内容の考え方

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：訪問人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
	②確保の内容	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
	②確保の内容	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
	②確保の内容	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	761	748	735	721	709
	②確保の内容	761	748	735	721	709
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	815	802	788	773	760
	②確保の内容	815	802	788	773	760
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	622	612	602	591	581
	②確保の内容	622	612	602	591	581
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	747	735	723	709	696
	②確保の内容	747	735	723	709	696
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	109	107	105	103	101
	②確保の内容	109	107	105	103	101
	②-①	0	0	0	0	0

★事業概要

支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。平成30年度は、延べ626人に支援を実施しました。

★量の見込みの考え方

従来の対象である要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)数に、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)数の見込みを加えたものを量の見込みの基礎としました。

★確保の内容の考え方

養育支援訪問員を増員し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用回数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	870	870	870	870	870
	②確保の内容	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	②-①	170	170	170	170	170

★事業概要

児童虐待の発生や深刻化・重症化を防ぐため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び調整機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

## ★事業概要

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。令和元年度現在、子育て支援ひろば 25 か所、浜松こども館 1 か所、児童館 4 か所等市内各地で実施しています。平成 30 年度は延べ 321,846 人の利用がありました。

## ★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

## ★確保の内容の考え方

実績を踏まえ、子育て支援ひろばの箇所数や開催日を増やす等、利用機会の拡大・拡充をはかり、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	325,429	320,653	315,349	309,868	304,345
	②確保の内容	369,500	369,500	369,500	369,500	369,500
	②-①	44,071	48,847	54,151	59,632	65,155
中区	①量の見込み	104,929	105,199	103,435	101,632	99,814
	②確保の内容	101,796	101,796	101,796	101,796	101,796
	②-①	△ 3,133	△ 3,403	△ 1,639	164	1,982
東区	①量の見込み	65,822	63,979	62,924	61,834	60,739
	②確保の内容	67,495	67,495	67,495	67,495	67,495
	②-①	1,673	3,516	4,571	5,661	6,756
西区	①量の見込み	40,309	39,640	38,992	38,308	37,620
	②確保の内容	52,753	52,753	52,753	52,753	52,753
	②-①	12,444	13,113	13,761	14,445	15,133
南区	①量の見込み	40,309	39,640	38,992	38,308	37,620
	②確保の内容	43,943	43,943	43,943	43,943	43,943
	②-①	3,634	4,303	4,951	5,635	6,323
北区	①量の見込み	29,020	28,584	28,116	27,648	27,166
	②確保の内容	46,968	46,968	46,968	46,968	46,968
	②-①	17,948	18,384	18,852	19,320	19,802
浜北区	①量の見込み	38,974	37,397	36,788	36,148	35,507
	②確保の内容	42,555	42,555	42,555	42,555	42,555
	②-①	3,581	5,158	5,767	6,407	7,048
天竜区	①量の見込み	6,066	6,214	6,102	5,990	5,879
	②確保の内容	13,990	13,990	13,990	13,990	13,990
	②-①	7,924	7,776	7,888	8,000	8,111

## (1) 一般型一時預かり事業

## ★事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。平成30年度は延べ22,420人の利用がありました。

## ★量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

## ★確保の内容の考え方

保育の受入体制の拡充に伴い、確保の内容が増加します。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	21,070	20,630	20,180	19,730	19,510
	②確保の内容	29,920	30,920	31,120	31,320	31,520
	②-①	8,850	10,290	10,940	11,590	12,010

## (2) 幼稚園型一時預かり事業

## ★事業概要

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、幼児を対象に預かり保育を行います。令和元年度現在、市立幼稚園60園中23園、私立幼稚園全46園、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園57園中30園で実施されており、平成30年度は、延べ約289,000人の利用がありました。

## ★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

## ★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は従来型の幼稚園分)

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	234,638	227,222	220,675	216,492	213,670
	②確保の内容	298,628	346,052	350,612	354,716	359,960
		合計	323,760	304,152	304,152	304,152
	②-①	622,388	650,204	654,764	658,868	664,112
		387,750	422,982	434,089	442,376	450,442

★事業概要

乳幼児及び小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。令和元年度現在、市内に病児・病後児保育施設が4か所、病後児保育施設が2か所あり、平成30年度は延べ2,467人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

量の見込みに対する必要な量を確保します。

特定の時期に利用希望者が集中しても全員が利用できるように、1か所あたり1日の定員を4～6人とします。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,110	3,038	2,965	2,911	2,867
	②確保の内容	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
	②-①	4,090	4,162	4,235	4,289	4,333

★事業概要

乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を登録し、市民による育児の相互援助活動を支援します。平成30年度末現在、提供会員及び依頼・提供会員として349人が会員登録しており、平成30年度は8,000件を超える援助活動が行われました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	8,808	8,585	8,392	8,127	7,846
	②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400
	②-①	1,592	1,815	2,008	2,273	2,554

★事業概要

安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査4回、血液検査3回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

★量の見込みの考え方

妊娠届出の実績や受診割合の動向を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：実利用人数/年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,877	5,779	5,682	5,576	5,477
	②確保の内容	5,877	5,779	5,682	5,576	5,477
	②-①	0	0	0	0	0

★事業概要

低所得世帯等を対象に、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用の一部を補助するとともに、生活保護世帯等を対象に、日用品及び文房具等の購入に要する費用等の一部を補助します。

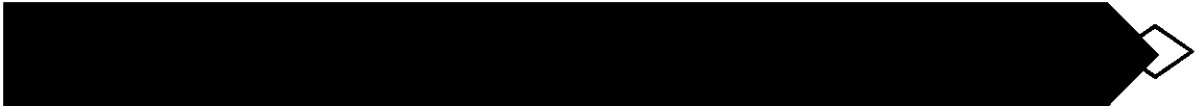
※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

★事業概要

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。





1	認定こども園に係る基本的考え方	<p>(1) 就学前の子供に教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行う認定こども園の設置を推進するため、幼稚園及び保育所の設置者に適宜情報提供等を行います。</p> <p>(2) 認定こども園、幼稚園及び保育所の連携を強化するため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。</p>
2	就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策	<p>(1) 発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することで、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、子供を心身ともに健やかに育成します。</p> <p>(2) 乳幼児及びその保護者が相互交流できる場所を開設し、子育てについての情報提供、相談や助言を行う等、子供の育ちを支援し、子育てをめぐる環境を整備します。</p>
3	就学前における教育・保育の一体的提供の基本的考え方と必要性	<p>(1) 乳幼児期の特性及び地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことは、子供の生活全体を豊かにするため、家庭や地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。</p> <p>(2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成するカリキュラムに沿って、子供の視点に立った良質かつ適切な教育・保育を提供します</p>



1	定員増による利用の確保	<p>特定教育・保育施設等の創設・増改築等による定員増を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保するよう努めます。</p>
2	保育施設の円滑な利用への調整	<p>育児休業を一定期間以上取得した後、保育施設への利用申込みをする場合に、優先して利用できるように配慮します。</p>
3	情報の提供等	<p>平成26年度から配置した保育サービス相談員により、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の様々な情報提供や保護者の相談に応じます。</p>



児童虐待から子供を守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子供の保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があり、関係機関が連携し、地域全体で子供を守る体制の充実を図ります。

- (1) 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、区役所等相談対応機関に専門性を有する職員を配置するほか、地域の関係機関との連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。
- (2) 児童相談所の人人体制の強化及び保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保に努めます。
- (3) 予期しない妊娠、妊娠に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実、里親及び養子縁組等の必要な制度の周知等を行います。また、医療機関等との連携により、養育支援を必要とする子供や妊婦の家庭を把握し、適切な支援につなげていきます。
- (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。

児童福祉法の理念に掲げられた「家庭養育優先の原則」を徹底し、「子どもの最善の利益の実現」に向けて、社会的養育を必要とする子供や保護者に対する支援の充実を図るため、次の取組みについて盛り込んだ「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養育体制の充実に取組みます。

- (1) 措置された子供や一時保護された子供の権利擁護の観点から、当事者である子供からの意見聴取や意見を酌み取る方策、子供の権利を代弁する方策について、取組みを進めます。
- (2) 子供家庭支援体制の構築のため、子ども家庭総合支援拠点の整備促進やショートステイ、トワイライトステイ事業等の支援メニューの充実を図ります。また、これら子供家庭支援体制の充足状況を鑑みながら、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進を検討します。
- (3) 「家庭養育優先原則」を実現するためには、代替養育を必要とする子供の受け皿として里親を増やす必要があり、新たな里親のリクルートや、子供と里親家庭のマッチング、里親への研修や支援等を包括的に行うフォスタリング業務の充実が求められます。児童相談所によるフォスタリング業務の充実と合わせ、民間のフォスタリング機関の活用により、質の高い里親養育の実現を図ります。
- (4) 代替養育を必要とする子供に対し、永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、児童相談所による養子縁組に関する相談支援体制の充実を図るとともに、養子縁組が適当と考えられる子供について、積極的に養子縁組を検討します。

- (5) 「家庭養育優先原則」を進める中でも、施設の専門性を活かした養育を必要とする子供がいることから、「できる限り良好な家庭的環境」の中で、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援などが実施されるよう、乳児院や児童養護施設による小規模化かつ地域分散化や高機能化の取組みを支援します。また、これらの施設が子供家庭支援の専門機関として多機能化・機能転換の取組みを進めることで、里親や特別養子縁組等を含む在宅家庭への養育支援体制の充実が図られるよう支援します。
- (6) 一時保護は、迅速な安全確保やアセスメントが必要と判断された子供を、一時的に養育環境から離すものですが、目的を達成するために、外出、通信、面会、行動等が制限されることがあります。これらの子供の安全確保と権利制限については、子供の利益に配慮してバランスを保ち行われる必要があることを踏まえ、第三者評価や一時保護をした子供のへのアンケートの実施など、子供が意見表明でき、権利が保証される仕組みを整えます。
- (7) 児童養護施設等で育った子供が、代替養育から離れた後も社会において自立できるよう、社会的養護自立支援事業を始めとした支援の導入を検討します。また、施設退所後の自立を支援する自立援助ホームの運営や退所者等アフターケア事業の実施など、地域で自立した生活を送るために必要な支援の体制を整備します。
- (8) 児童虐待相談対応件数は増加しており、重篤な事案の発生も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。こうした状況に対応するため、児童相談所の体制強化として、職員の人材の確保及び資質の向上に努めます。

本市は、静岡県、静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業に関する総合的な支援を、第3部のひとり親家庭等自立促進に基づき実施します。

発達に課題のある子供や保護者が早期に適切な支援を受けられるため、保育所等を巡回し、園の職員等に助言や技術的支援を行う等、関係機関の連携を強化し、一人一人の発達段階に応じた一貫した支援体制を整備します。

発達障害に関しては、発達相談支援センターと連携をとりながら専門的情報及び関係機関への支援手法の提供を推進します。

なお、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策は、総合的かつ計画的な推進を図るため、第3次浜松市障がい者計画(平成30年度～令和5年度)や第5期浜松市障がい福祉実施計画・第1期浜松市障がい児福祉実施計画(平成30年度～令和2年度)により推進します。

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、平成28年度国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、平成27年の我が国の子供の貧困率は13.9%と前回調査（平成24年）と比較して2.4ポイント改善していますが、依然として7人に1人が貧困状態にあり、未だ多くの子供が支援を求めている状況です。

このような状況を背景に令和元年6月には法律が改正され、令和元年度内には国が対策の方針を示した「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）についても、見直しが行われる予定です。

本市においても、子供の現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子供の健やかな育成及び教育の機会均等が保障され、子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるように、引き続き貧困解消に向けて子供の貧困対策を総合的に推進するとともに、法律改正や大綱見直しを踏まえ、その取組みを充実します。

また、平成28年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」についても、地域で活動する関係団体等との連携した支援が円滑に行われるよう、見直しを図りながら体制の整備に努めます。

1	教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市立小・中学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。</li> <li>(2) 児童養護施設、ひとり親家庭、生活保護世帯等の子供に対する学習支援を実施し学習意欲の喚起を図ります。</li> <li>(3) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。</li> <li>(4) 奨学金及び母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないように支援します。</li> </ul>
2	生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童養護施設等入所児童に対して、入所から退所後の就職・進学に至るまでのきめ細やかな支援を実施し、児童の社会的自立を促す体制を整備します。</li> <li>(2) 児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援により、施設入所児童の家庭的養護を推進します。</li> </ul>
3	保護者に対する就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ひとり親家庭の保護者に対する資格取得に対する支援や、母子家庭等就業自立支援センターでの就業支援を推進します。</li> <li>(2) 生活困窮者に対する求職支援を推進します。</li> </ul>

4	経済的支援	<p>(1) 幼児教育・保育を提供するにあたり、ひとり親家庭や生活保護世帯等の子供の経済的負担を軽減します。</p> <p>(2) 児童手当や児童扶養手当等の支給や子ども医療費等の助成により、経済的に困窮する家庭の負担軽減に努めます。</p> <p>(3) ひとり親家庭の親に対する養育費の確保に関する相談事業を実施し、経済的な自立への支援を推進します。</p>
---	-------	---



1	普及・啓発	<p>浜松市ホームページ、広報はままつ、男女共同参画情報誌等を活用して、職業生活と家庭生活との両立の実現に向けた広報、啓発を行います。各企業(事業主)は、一般事業主行動計画を策定し取組みを推進しているため、好事例の紹介を行います。また、浜松市子ども育成条例の普及・啓発を行います。</p>
2	制度の周知	<p>次世代育成支援対策推進法、育児介護休業法の周知を行います。</p>
3	ワーク・ライフ・バランスの促進	<p>企業や従業員が主体的に開催する学習会・研修会等に「男女共同参画アドバイザー」を派遣し、男女共同参画の視点からの意識啓発を促します。この他に、希望する企業にワーク・ライフ・バランスアドバイザーを派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、課題解決のための具体的な取組みについての助言を行います。</p> <p>また、職業生活と家庭生活その他の生活との両立支援や女性活躍などに関する取組みを積極的に推進している事業所を認証・表彰することで、ワーク・ライフ・バランスなどの促進を図ります。</p>
4	保育サービス等の充実	<p>保育所や放課後児童会の施設整備や、放課後の子供たちの居場所づくり等の放課後児童対策を推進し、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、まかせて会員の養成に努め、事業を充実させていきます。</p>

「浜松市子ども育成条例」-抜粋  
 第7条(事業主の役割)  
 事業主は、第5条に規定する保護者の役割を十分に認識し、その雇用する労働者が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備や職場における労働者の相互理解の促進に努めるものとする。

放課後児童健全育成事業は、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場を提供するため、放課後子供教室と一体的な、又は連携による実施を推進します。

1	一体型の放課後児童会及び放課後子供教室の目標事業量	令和5年度までに、13か所整備することを目指します。 対象：市内全小学校のうち、学校敷地内で放課後児童会を実施している小学校
2	放課後子供教室の実施計画	令和5年度までに、26か所整備することを目指すため、希望する小学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。
3	放課後児童会及び放課後子供教室の一体的又は連携による実施の推進	放課後児童会の支援員等と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。
4	小学校の余裕教室等の放課後児童会及び放課後子供教室への活用	全小学校の余裕教室等状況を調査し、新・放課後子ども総合プランに基づく活用の可否、活用する場合の形態（専用区画への転用、一時的な使用）について現状や活用状況をとりまとめます。
5	放課後児童会及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携	教育委員会と区役所社会福祉課の緊密な連携により、事業の実施体制や運営方法等の情報を共有することで、円滑に放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室を実施します。
6	特別な配慮を必要とする放課後児童会入会児童への対応	対応する支援員等の配置にあたり、負担金の加算などにより支援します。また、研修会の開催など、対応に必要な知識の習得を図ります。
7	地域の実情に応じた放課後児童会の開所時間の延長	保護者のニーズに対応するため、開所時間を延長する運営団体について、負担金の加算などにより支援します。

8	放課後児童会における発達段階に応じた健全育成の質の向上	入会児童の基本的な生活習慣や社会性の習得などを目指し、研修会の開催により、支援員等に必要な知識の習得を図ります。また、各放課後児童会の取組み事例を共有することで知識の幅を広げ、健全育成の質の向上に繋がります。
9	各放課後児童会における育成支援の内容の利用者や地域住民への周知促進	利用者との会話によるコミュニケーションを中心に、通知や掲示を活用しながら情報共有を図ります。また、保護者会や運営委員会などで、運営内容の報告を定期的に行います。

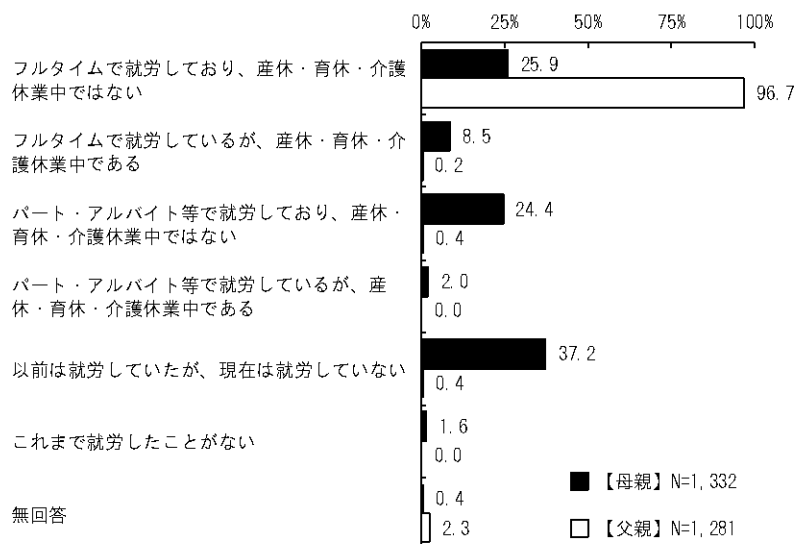


1	結婚の希望を実現するための支援	若い世代の結婚の希望をかなえられるよう、民間主催の婚活イベントや（公財）浜松市シルバー人材センターが開設している結婚相談所「はままつ愛サポート」事業のPR支援等を実施します。
2	家族を形成する意識の育成	家庭を築くことの意義や妊娠・出産についての正しい知識の普及・啓発を図ることで、人生設計を考える機会を創出します。

## ニーズ調査結果（主なもの）

### 1 保護者の就労状況

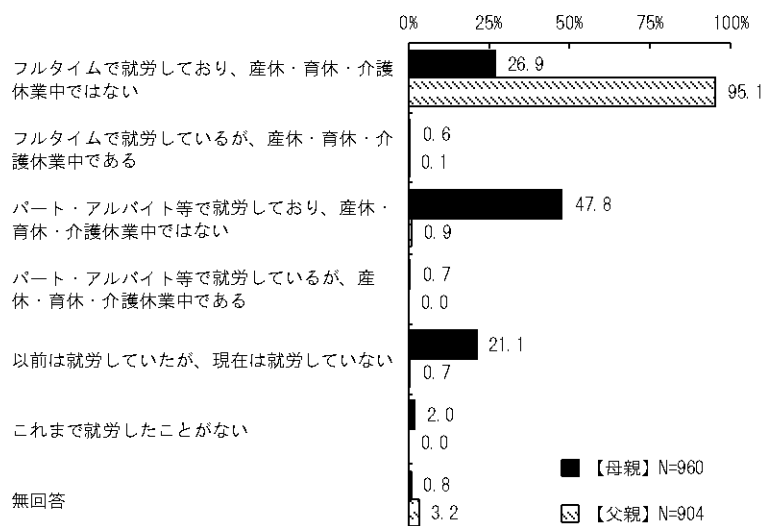
#### 【就学前児童保護者】



■ 母親：就労状況では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」37.2%が最も多く、以下「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」25.9%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」24.4%などとなっています。

■ 父親：就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」96.7%が最も多くなっています

#### 【小学生保護者】



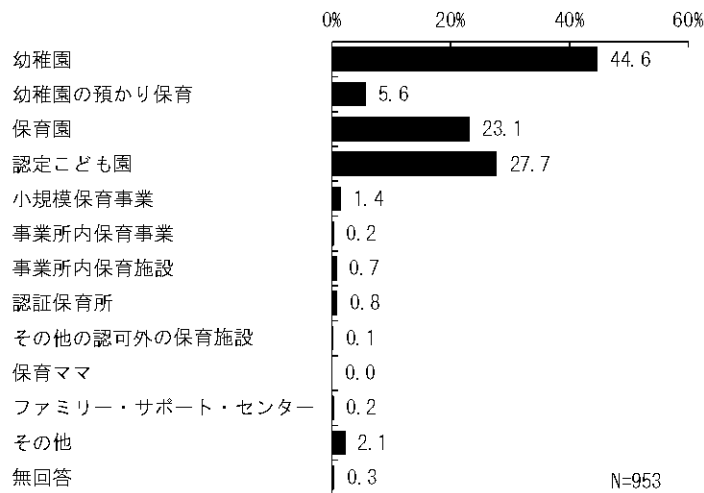
■ 母親：就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」47.8%が最も多く、以下「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」26.9%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」21.1%などとなっています。

■ 父親：就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・介護休業中ではない」95.1%が最も多くなっています。



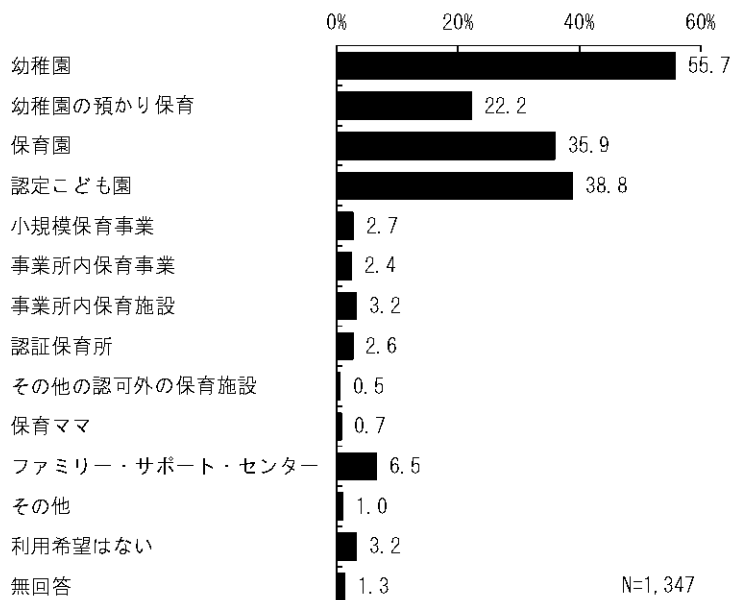
## 2 教育・保育事業の状況

### (1) 平日定期的に利用している教育・保育事業の状況



平日、年間を通し定期的にご利用している教育・保育事業では、「幼稚園」44.6%が最も多く、以下「認定こども園」27.7%、「保育園」23.1%、「幼稚園の預かり保育」5.6%などとなっています。

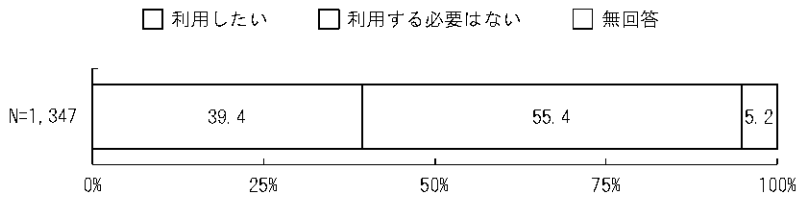
### (2) 定期的な教育・保育事業の利用希望



定期的な教育・保育の事業利用希望では、「幼稚園」55.7%が最も多く、以下「認定こども園」38.8%、「保育園」35.9%、「幼稚園の預かり保育」22.2%、「ファミリー・サポート・センター」6.5%などとなっています。

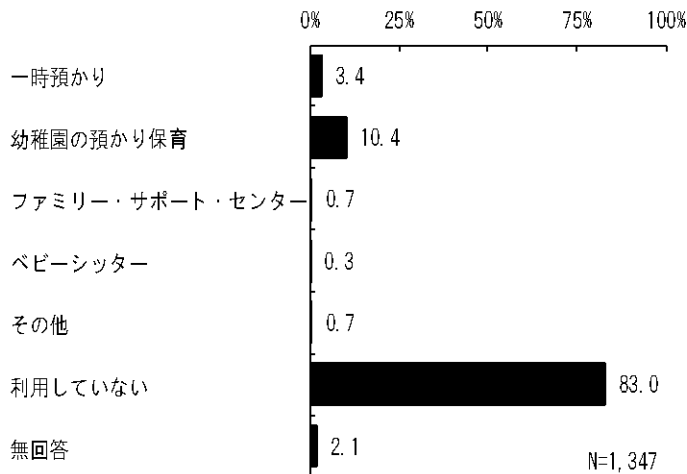
(3) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

【利用の希望】



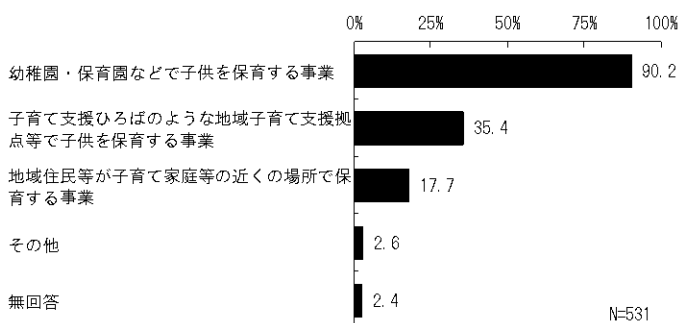
不定期に利用する事業の利用希望では、「利用する必要はない」が55.4%、「利用したい」が39.4%となっています。

【利用している事業の有無】



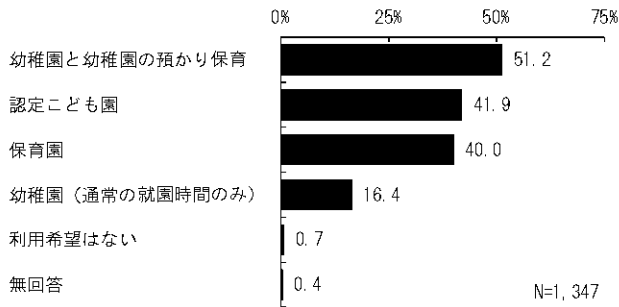
不定期に利用している事業の有無では、「利用していない」83.0%が最も多くなっています。一方、利用している事業の中では、「幼稚園の預かり保育」10.4%や「一時預かり」3.4%が多くなっています。

【望ましい事業形態】



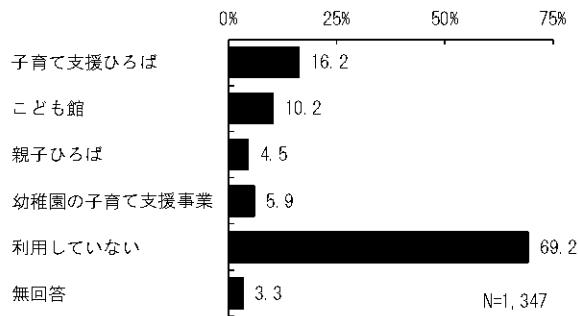
望ましい事業形態では、「幼稚園・保育園などで子供を保育する事業」90.2%が最も多く、以下「子育て支援ひろばのような地域子育て支援拠点などで子供を保育する事業」35.4%、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業」17.7%となっています。

(4) 無償化実施時の際の教育・保育施設の利用希望



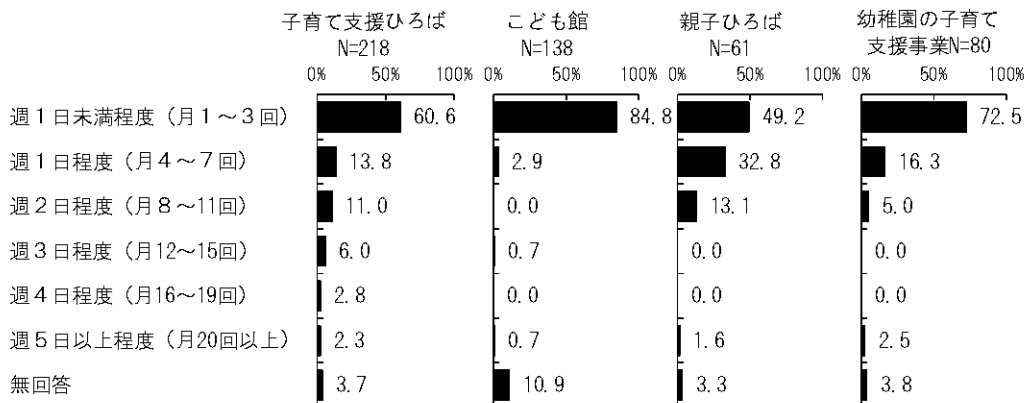
無償化実施時の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」51.2%が最も多く、以下「認定こども園」41.9%、「保育園」40.0%、「幼稚園 (通常の就園時間のみ)」16.4%などとなっています。

### 3 地域子育て支援拠点事業の利用状況



地域子育て支援拠点事業の利用状況では、「利用していない」69.2%が最も多く、以下「子育て支援ひろば」16.2%、「こども館」10.2%、「幼稚園の子育て支援事業」5.9%、「親子ひろば」4.5%となっています。

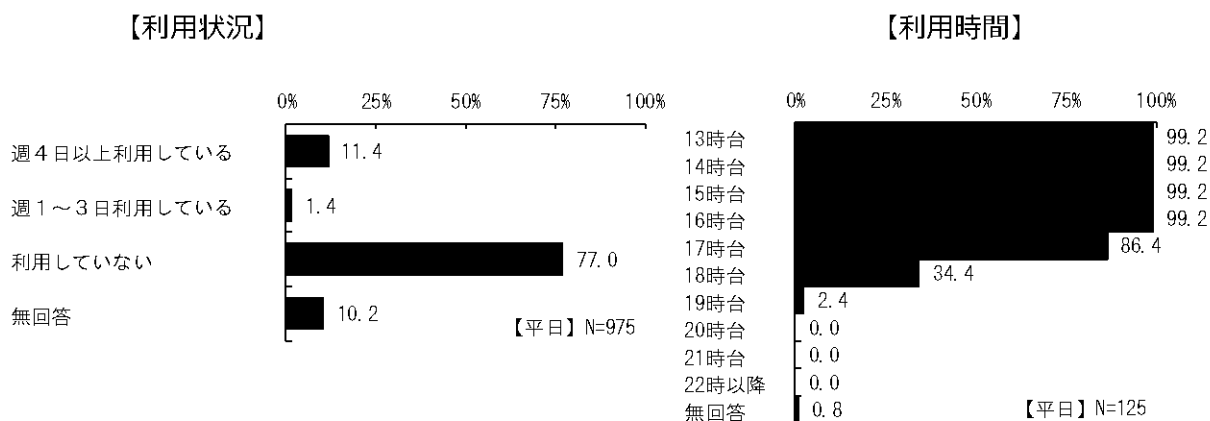
【利用している”と答えた方の、利用状況 (1 週あたりの利用日数)】



1 週あたりの利用日数をみると、すべての事業で「週1日未満程度 (月1~3回)」が最も多くなっています。

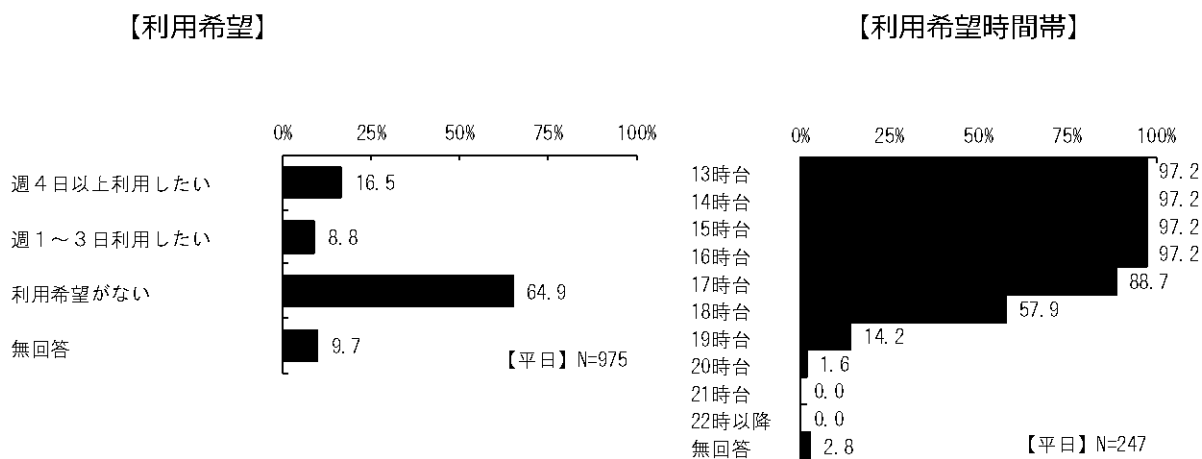
## 4 放課後児童会の状況

### (1) 平日の放課後児童会の利用状況



平日の利用状況では、「利用していない」77.0%が最も多く、以下「週4日以上利用している」11.4%などとなっています。利用時間帯では、「13時台」から「16時台」が99.2%、「17時台」86.4%、「18時台」が34.4%などとなっています。

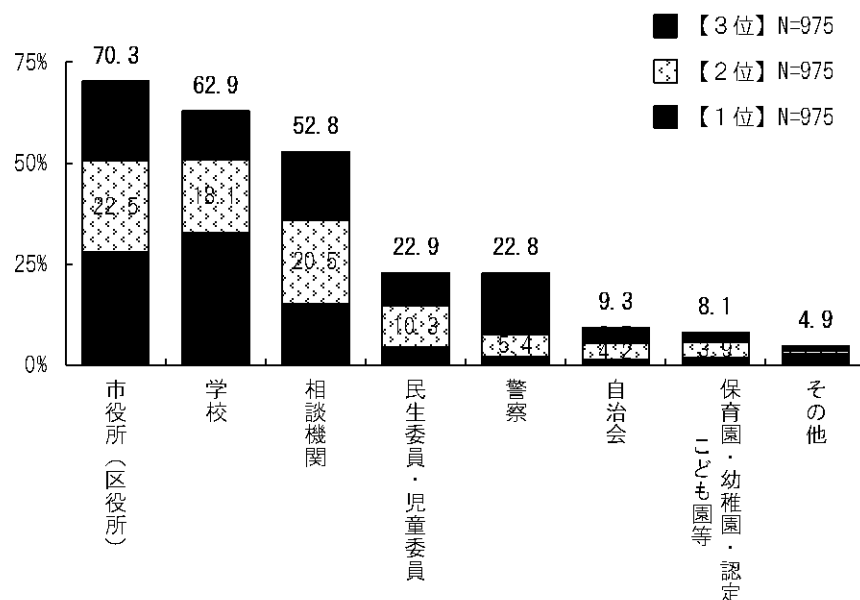
### (2) 平日の放課後児童会の利用希望



平日の利用希望では、「利用希望がない」64.9%が最も多く、以下「週4日以上利用したい」16.5%などとなっています。利用希望時間帯では、「13時台」から「16時台」が97.2%、「17時台」88.7%などとなっています。

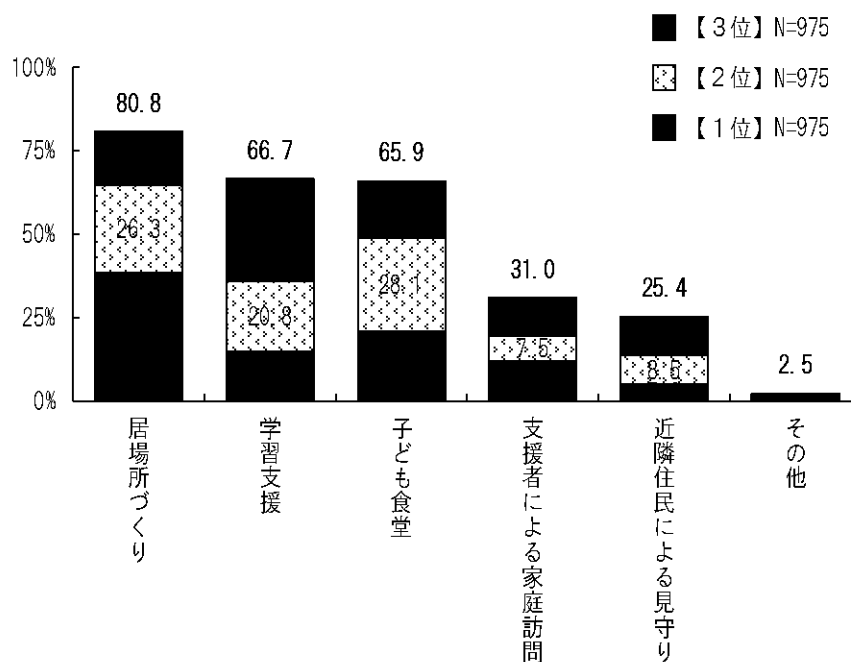
## 5 子供の貧困対策について

### (1) 周りで生活に問題を抱えている家庭があった時の連絡先



周りで生活に問題を抱えている家庭があった時の相談先では、「市役所(区役所)」70.3%が最も多く、以下「学校」62.9%、「相談機関」52.8%、「民生委員・児童委員」22.9%、「警察」22.8%などとなっています。

### (2) 必要だと考える困窮家庭(世帯)を支える取り組み



必要だと考える困窮家庭(世帯)を支える取り組みでは、「居場所づくり」80.8%が最も多く、以下「学習支援」66.7%、「子ども食堂」65.9%、「支援者による家庭訪問」31.0%、「近隣住民による見守り」25.4%となっています。



# 第3部 ひとり親家庭等 自立促進

浜松市ひとり親家庭等自立促進計画

## 第1章 はじめに

### 1 趣旨

母子家庭や父子家庭、いわゆるひとり親家庭の親は、子育てと生計を支えるための仕事を両立していかなければならない状況にあり、多くの悩みや困難を抱えて生活しています。

このようなことを踏まえ、本計画は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等に関する子育てや生計に関する支援を推進し、ひとり親家庭等の自立を促進するために策定するものです。

### 2 経緯

国では、ひとり親家庭等への支援施策について、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」の一部を改正し、国及び地方公共団体における総合的な自立支援体制を進めるよう、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が定められ、地方公共団体において母子家庭及び寡婦自立促進計画の策定・実施が求められるようになりました。

平成26年10月には父子家庭にも支援を拡充するため、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

また、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子供の「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子供の貧困対策を総合的に推進することが規定されました。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭・寡婦の自立支援施策事業を実施します。

なお、令和元年度に国が策定を予定している「子どもの貧困対策に関する大綱」を踏まえた支援施策などについては、本市の貧困対策計画である「子どもの未来サポートプロジェクト」の見直し・強化を実施する際に補完するなど、柔軟に対応します。



## 第2章 ひとり親家庭等をめぐる現状と課題

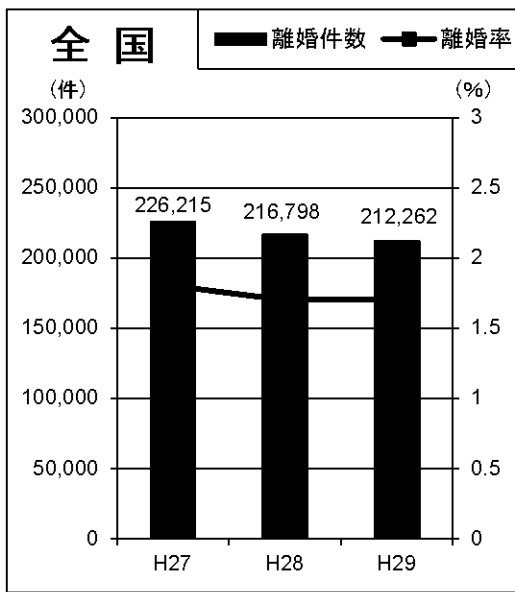
### 1 ひとり親家庭等の現状

#### (1) 離婚件数とひとり親家庭の世帯数の推移

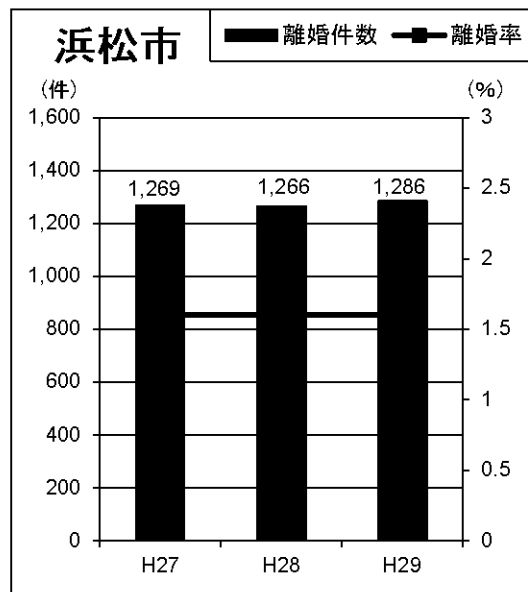
厚生労働省の調査結果や、本市の統計書から、離婚率は過去3年間、ほぼ横ばいの傾向にあります。

また、国勢調査の結果から、本市の母子家庭の世帯については、親子のみで生活する世帯が増えている傾向がみられます。

#### ア 離婚件数・離婚率<sup>※1</sup>の推移



(厚生労働省「人口動態調査」)

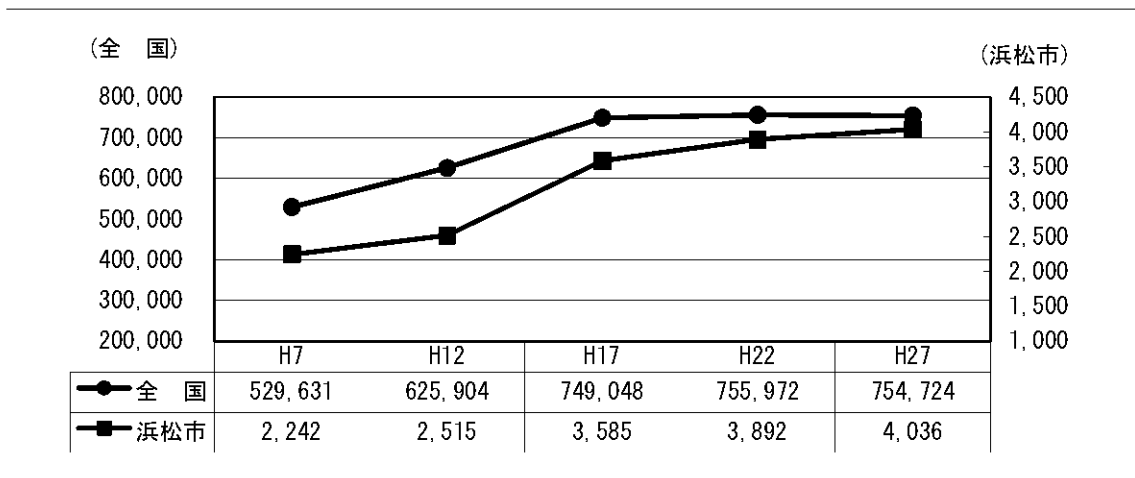


(浜松市統計書)

#### イ ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の世帯数<sup>※2</sup>

##### (ア) 母子家庭の世帯数

(単位：世帯)



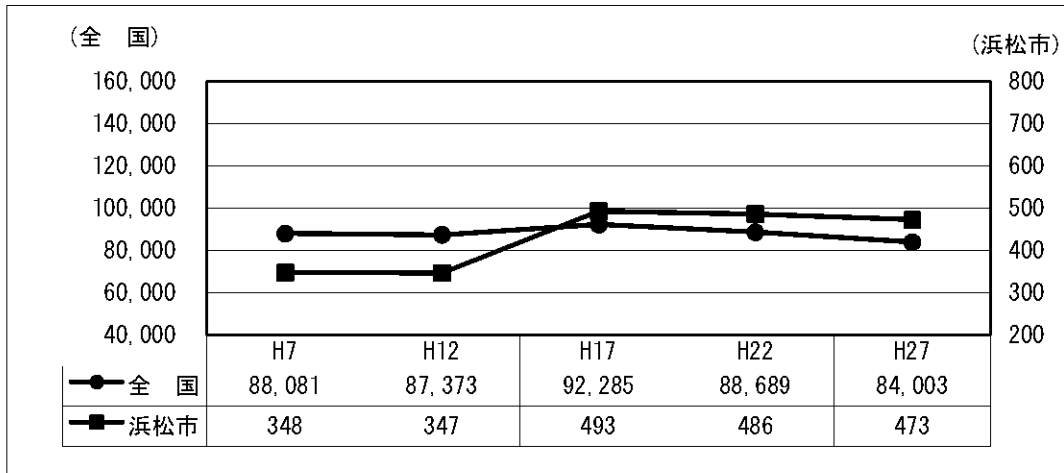
(国勢調査)

※1 離婚率は人口1,000人に対する割合。

※2 平成12年度以前の世帯数は、合併前の旧浜松市の数値。

(1) 父子家庭の世帯数

(単位：世帯)



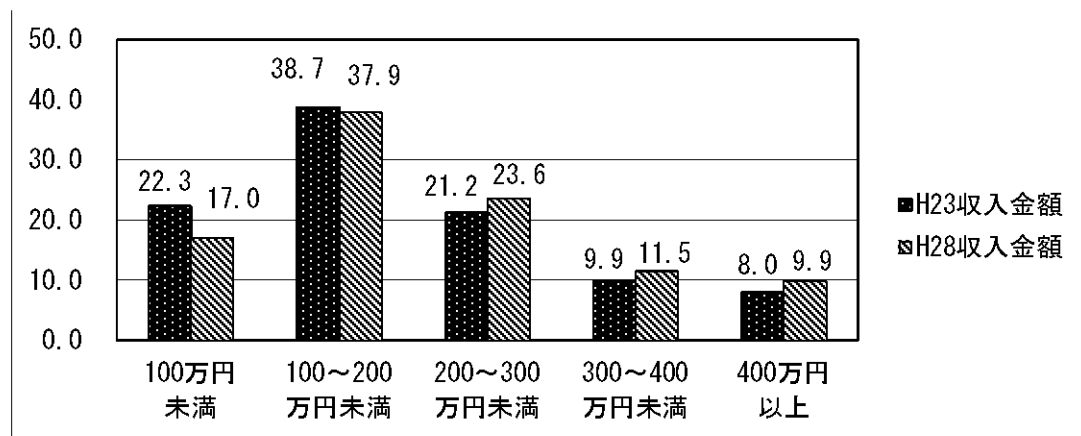
(国勢調査)

(2) ひとり親家庭の親の年間就労収入

ひとり親家庭の年間の就労収入は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で「100～200万円未満」が最も多く37.9%、父子家庭では「400万円以上」が最も多く40.6%となっています。平成23年度の調査に比べ、母子家庭では200万円以上、父子家庭では300万円以上の収入の割合が増えています。

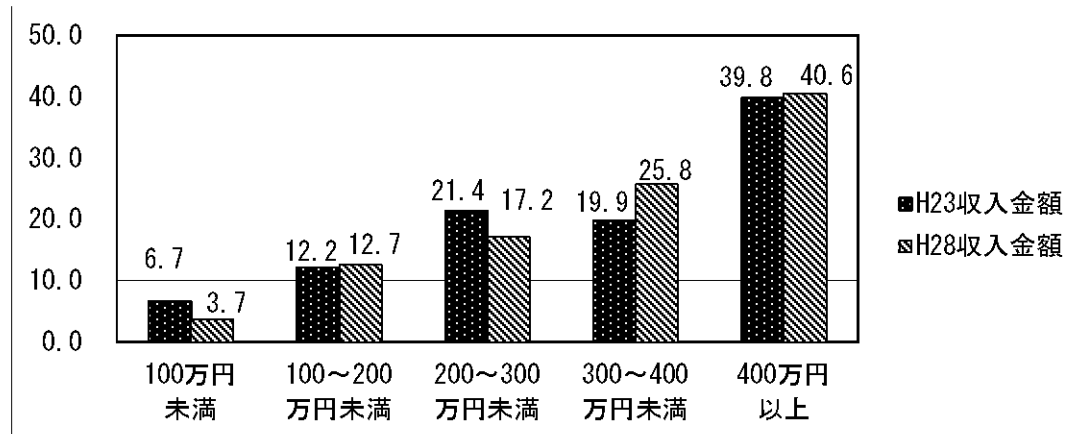
ア 母子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



イ 父子家庭の年間の就労収入

(単位：%)



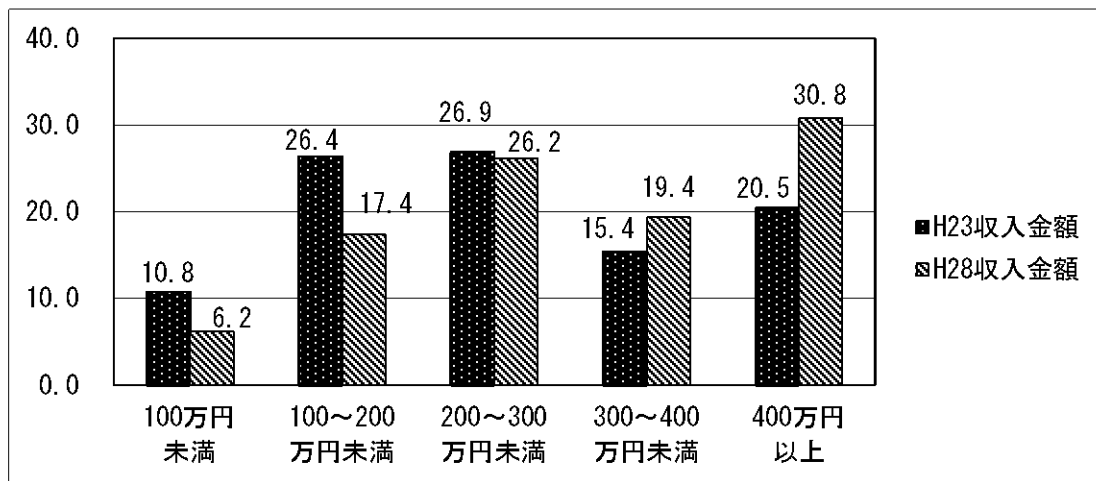
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(3) ひとり親世帯の年間収入

同居親族の年間収入を含めたひとり親世帯の年間収入は、全国ひとり親世帯等調査によると母子世帯、父子世帯ともに「400万円以上」が最も多くなっており、平成23年度の調査に比べ、300万円以上の収入の割合が増えています。

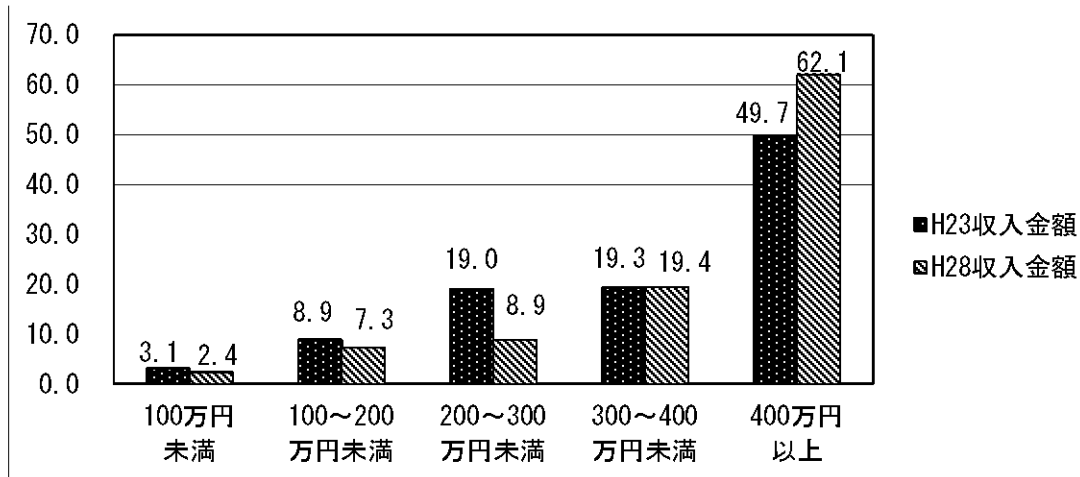
ア 母子世帯の年間収入

(単位：%)



イ 父子世帯の年間収入

(単位：%)



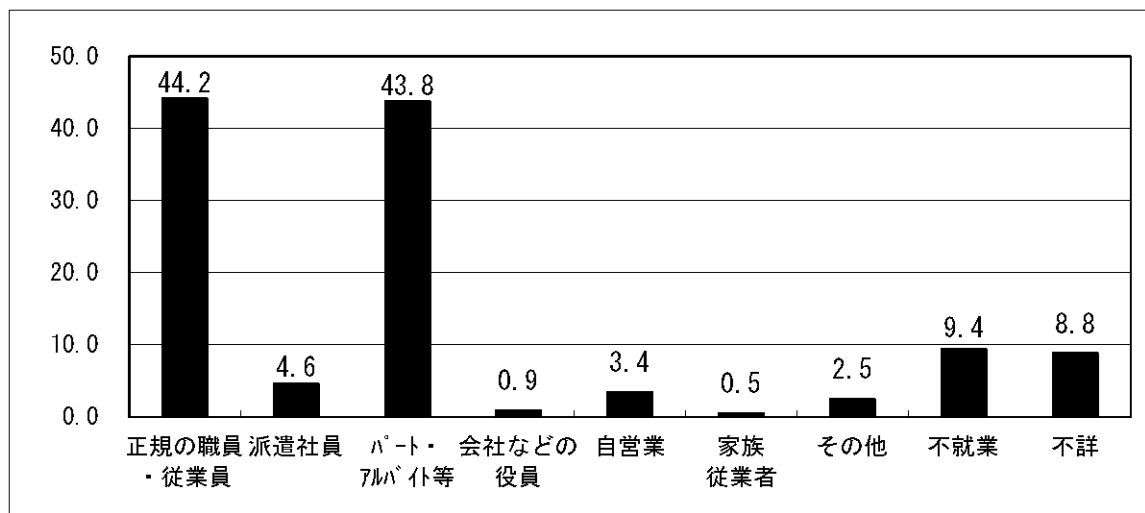
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(4) 就業状況

ひとり親家庭の就業状況は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で「正規の職員・従業員」が最も多く44.2%、次いで「パート・アルバイト等」が43.8%。父子家庭では「正規の職員・従業員」が最も多く68.2%、次いで「自営業」が18.2%となっています。

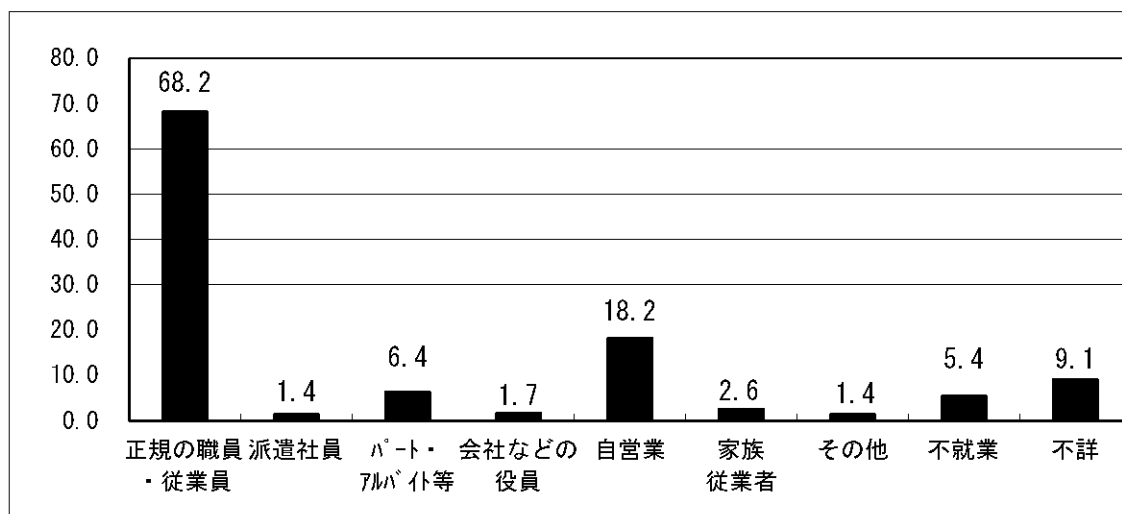
ア 母子家庭の就業状況

(単位：%)



イ 父子家庭の就業状況

(単位：%)

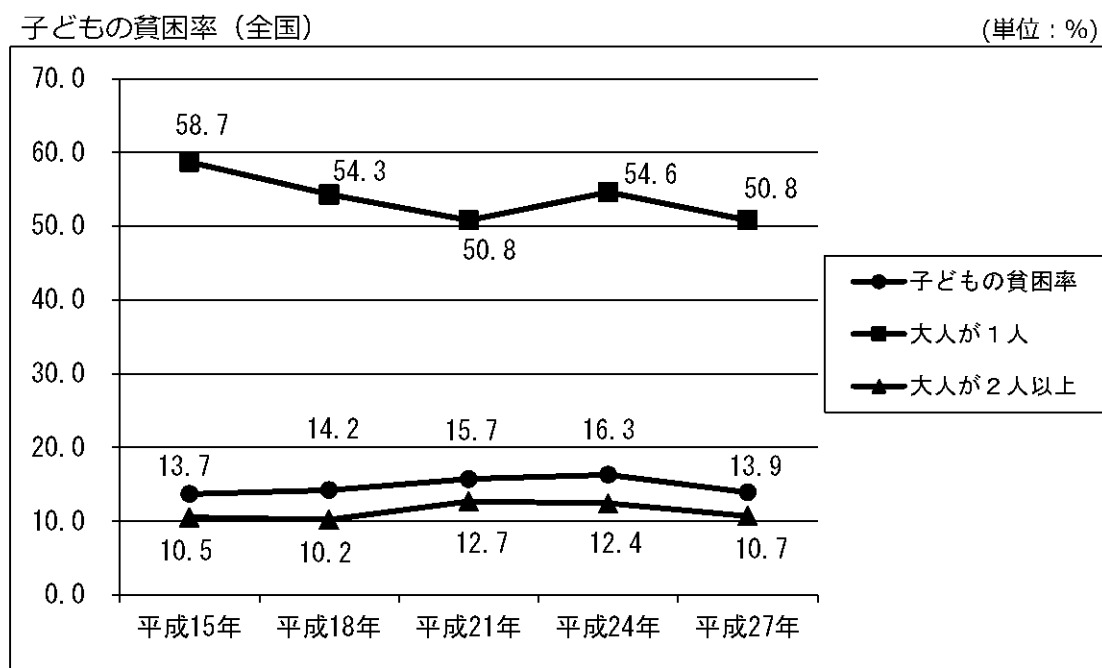


(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(5) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」は、13.9%と平成24年度調査時よりも低くなっていますが、約7人に1人が経済的に困難な状況にあると考えられます。

また、子供がいる現役世帯<sup>※1</sup>のうち、「大人<sup>※2</sup>が2人以上」の世帯の貧困率10.7%に対し、「大人が1人」の世帯の貧困率は50.8%と高い水準となっています。



(平成28年国民生活基礎調査)

(6) 児童扶養手当の支給状況

本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少傾向にあります。

児童扶養手当の受給者数 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29
全国	1,058,231	1,037,645	1,006,332	973,188
浜松市	4,951	4,940	4,876	4,734

(厚生労働省「福祉行政報告例」)

(7) ひとり親家庭における子供についての悩み

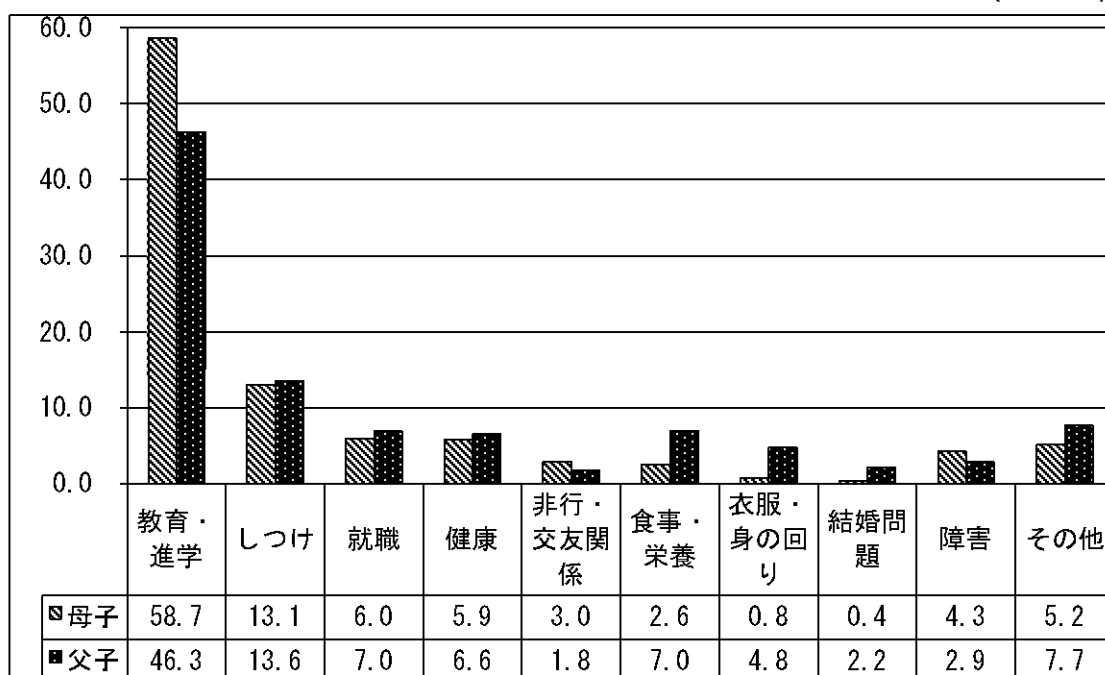
ひとり親家庭が子供について悩んでいることでは、「教育・進学」が最も多く、母子家庭では58.7%、父子家庭では46.3%、次いで「しつけ」で母子家庭では13.1%、父子家庭で13.6%となっています。

※1 「子どもがいる現役世帯」とは、世帯主が18歳以上65歳未満で子供がいる世帯をいいます。

※2 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者をいいます。

悩んでいること

(単位：%)



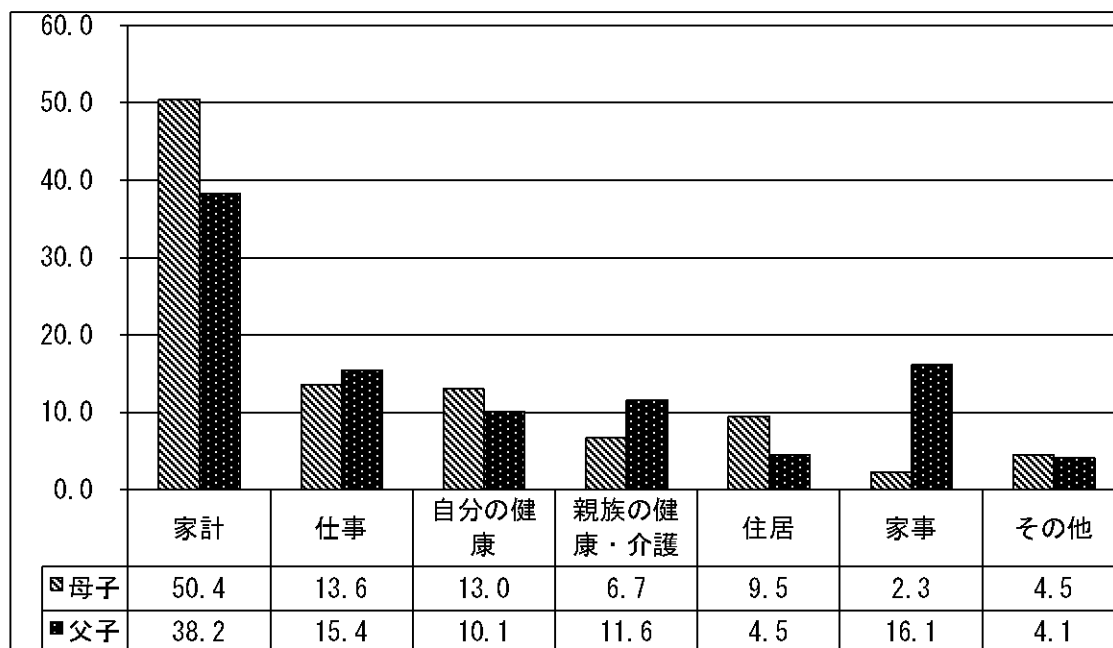
(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(8) ひとり親家庭で困っていること

ひとり親家庭の困っていることでは、母子家庭の場合、「家計」が50.4%、「仕事」が13.6%、「自分の健康」が13.0%となっています。父子家庭の場合、「家計」が38.2%、「家事」が16.1%、「仕事」が15.4%となっています。

困っていること

(単位：%)

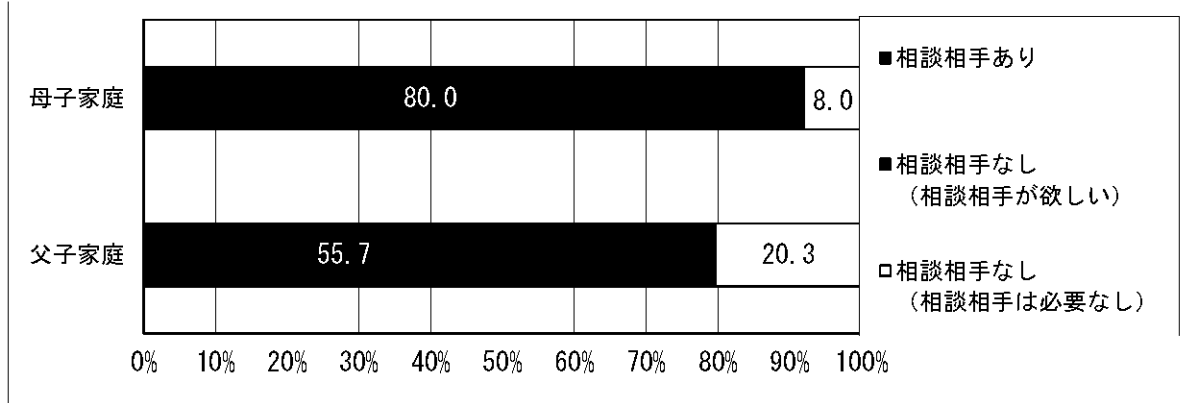


(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(9) 相談相手の有無

ひとり親家庭における相談相手の有無については、母子家庭で「有り」が80.0%、「無し」が20.0%、父子家庭で「有り」が55.7%、「無し」が44.3%となっています。

(単位：%)

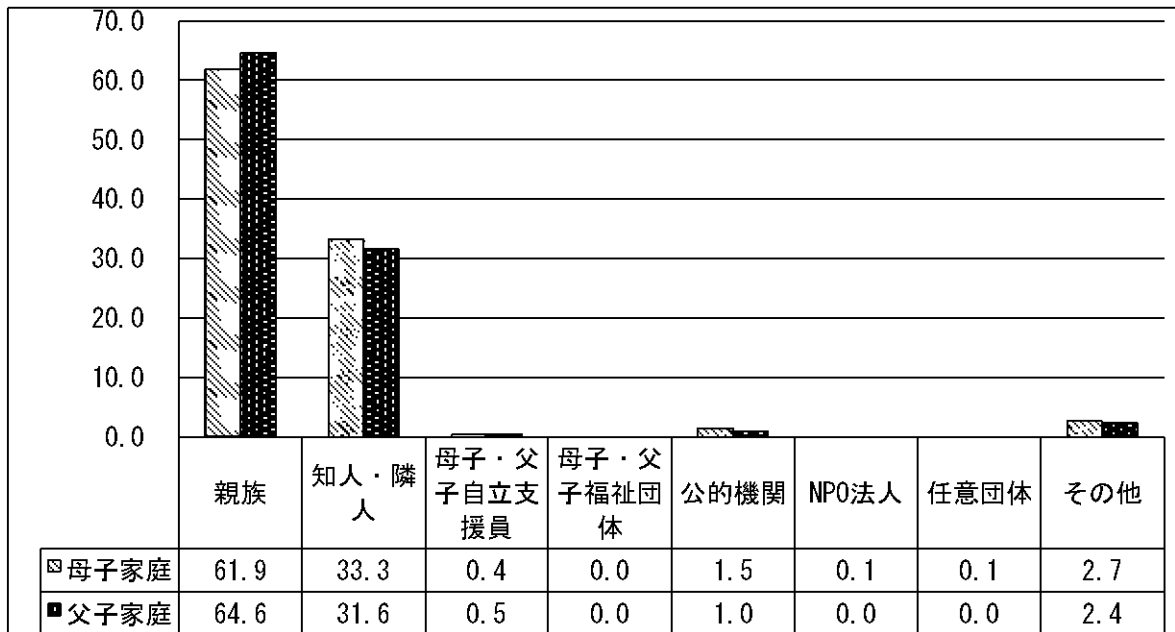


(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(10) 相談相手の内訳

ひとり親家庭における相談相手の内訳については、「親族」が一番多く、母子家庭で61.9%、父子家庭で64.6%。次いで「知人・隣人」が多く、母子家庭で33.3%、父子家庭が31.6%となっています。

(単位：%)



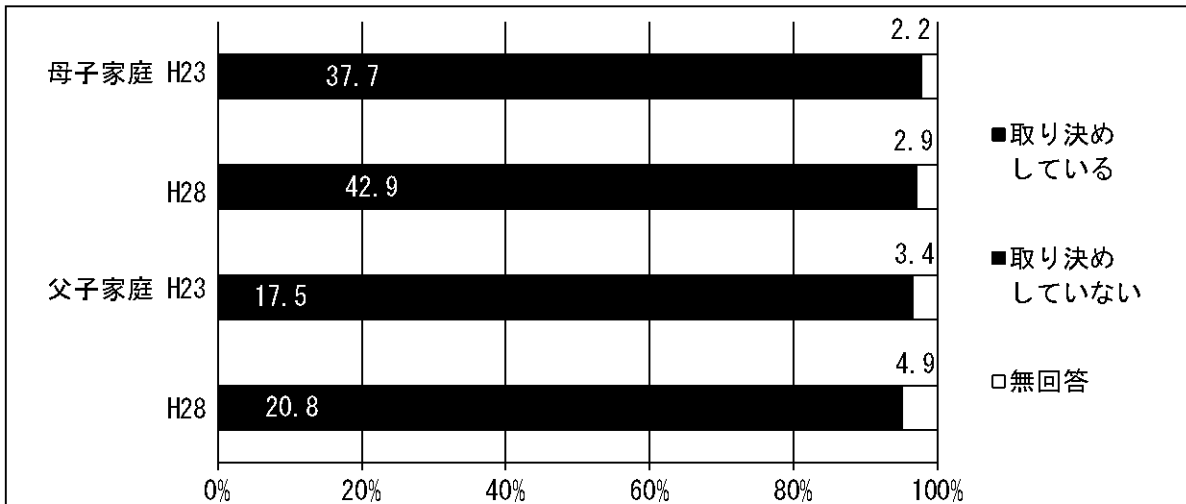
(平成28年度全国ひとり親家庭等調査)

(11) 養育費の確保状況

養育費の「取決めをしている」ひとり親家庭は、全国ひとり親世帯等調査によると母子家庭で42.9%、父子家庭で20.8%であり、実際に養育費を「現在も受けている」のは、母子家庭で24.3%、父子家庭で3.2%となっています。

ア 養育費の取決め状況

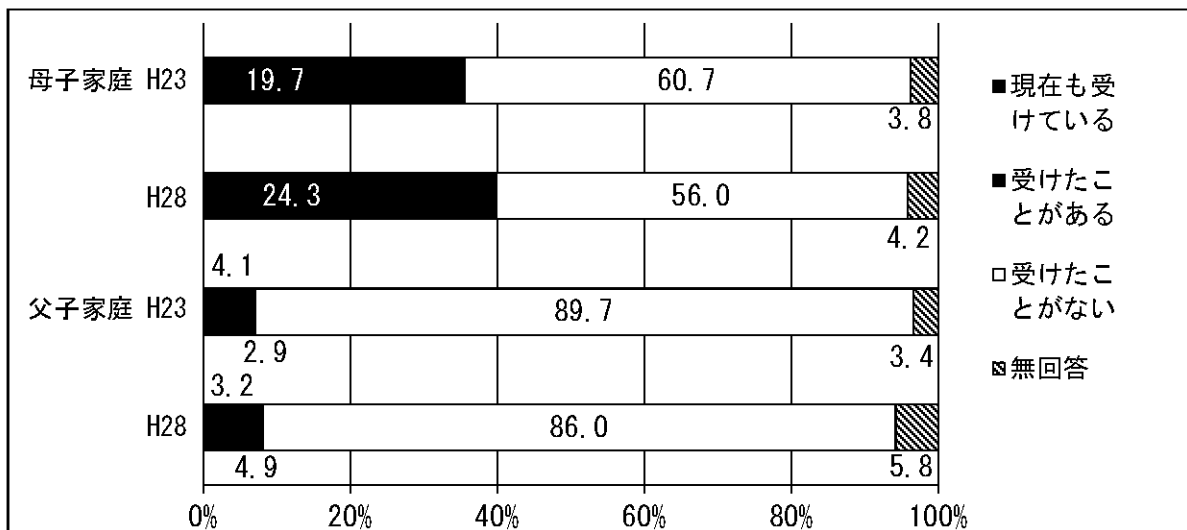
(単位：%)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

イ 現在の養育費の受け取り状況

(単位：%)



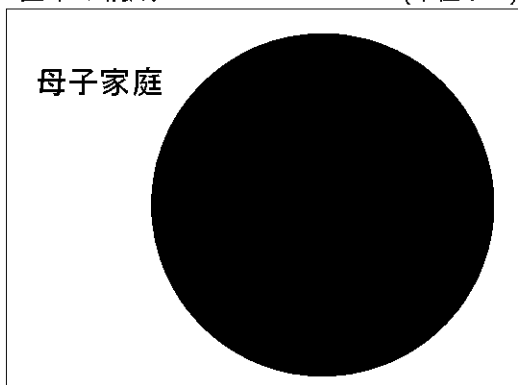
(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)

(12) ひとり親家庭の世帯構成割合

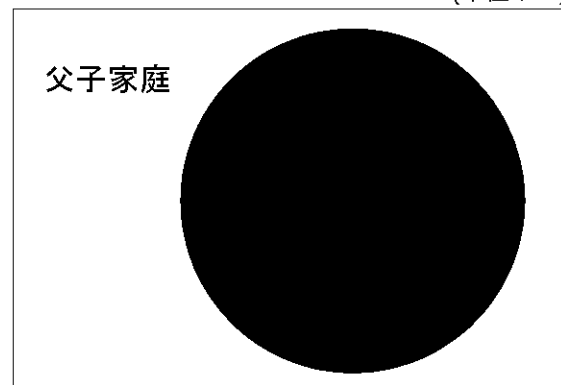
世帯の構成については、母子家庭の61.3%、父子家庭の44.4%が「親と子のみ」の世帯となっています。

世帯の構成

(単位：%)



(単位：%)



(平成28年度全国ひとり親世帯等調査)



(13) 浜松市におけるひとり親家庭の状況

[ア 世帯構成割合]については、親と子のみの世帯比率が68.3%と全国ひとり親世帯等調査より高い状況にあります。(全国ひとり親世帯等調査 母子61.3%、父子44.4%)

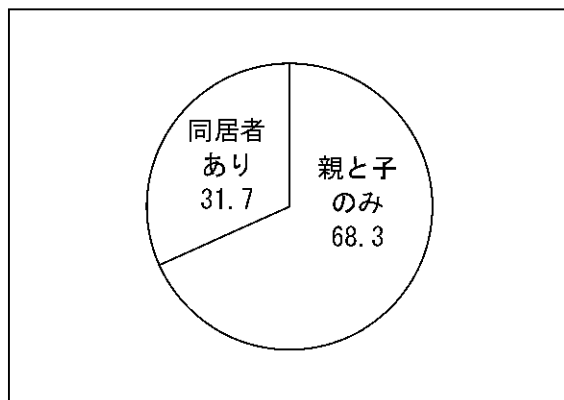
[イ 就業状況]については、「正規の職員」等は39.4%と全国ひとり親世帯等調査よりも低く、不安定な雇用等にある親が多い状況にあります。(全国ひとり親世帯等調査 母子44.2%、父子68.2%)

[ウ ひとり親世帯の収入](同居親族の収入を含む)については、300万円未満の世帯が64.1%と全国ひとり親世帯等調査よりも世帯収入が300万円未満の世帯の割合が高い状況にあります。

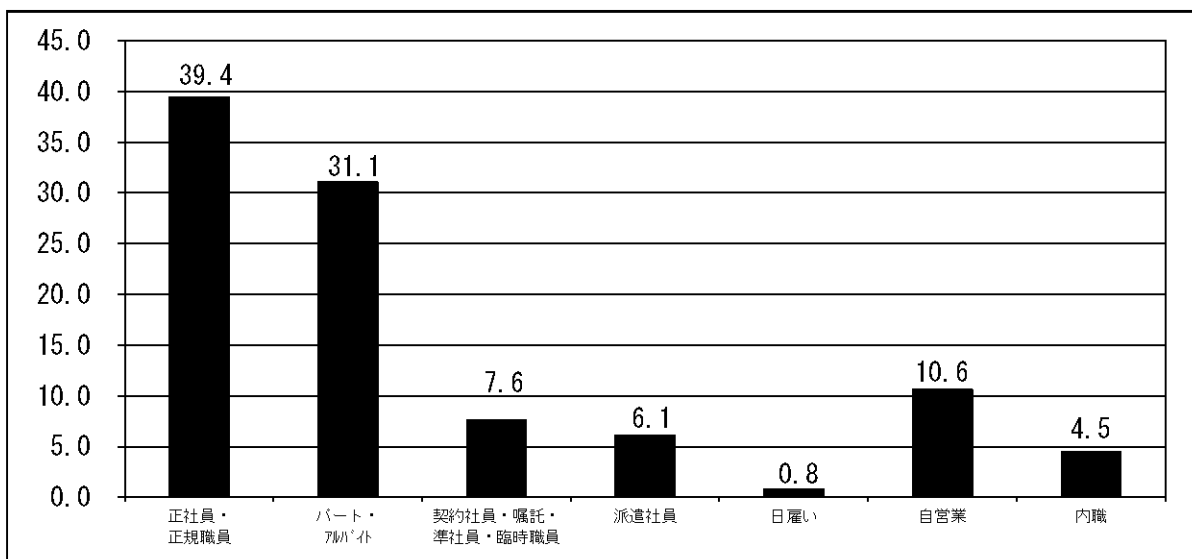
(全国ひとり親世帯等調査 世帯収入300万円未満の割合 母子49.8%、父子18.6%)

ア～ウより、ひとり親家庭の親は不安定な雇用による低収入の世帯割合が高く、親と子のみの世帯比率も高いことから[エ 世帯収入(全体調査との比較)]のとおり、当市におけるひとり親世帯の経済状況は、全国ひとり親世帯等調査の結果同様、厳しい状況にあることがわかります。

ア 世帯構成割合 (単位：%)

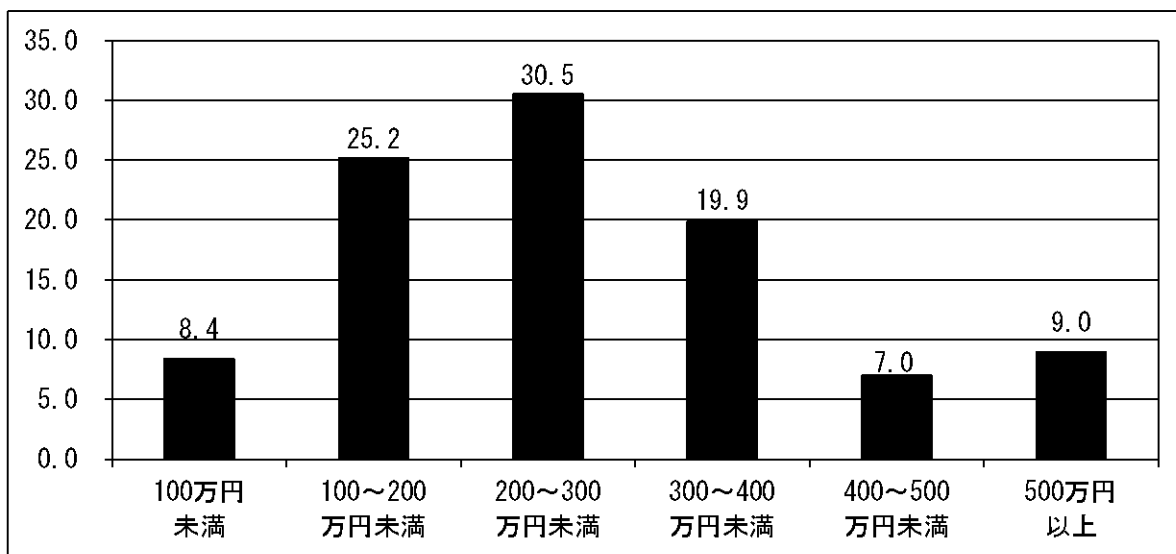


イ 就業状況 (単位：%)

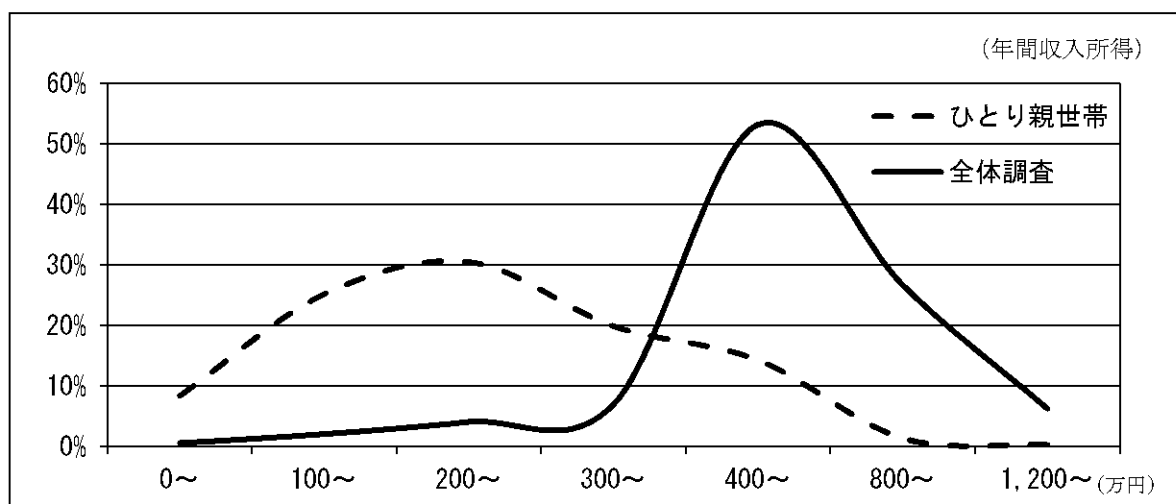


ウ ひとり親世帯の収入

(単位：%)



エ 世帯収入 (全体調査との比較)



全体調査:20歳未満の子供がいる世帯を対象(抽出型アンケート)。

世帯収入は、親子以外の同居親族の収入を含む。

(ア～エ 平成28年度 子どもの未来サポートプロジェクト策定に係るアンケート集計結果)

---

## 2 ひとり親家庭等自立促進の課題

---

### (1) ひとり親家庭の子育て・生活

ア ひとり親家庭の68.3%（全国ひとり親世帯等調査 母子61.3%、父子44.4%）が「親と子のみ」の世帯となっており、ひとり親家庭の多くが子育てを他の家族に頼れない状況にあり、日常的な生活への支援が必要です。

イ 全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親家庭の相談相手の有無について母子家庭では20.0%、父子家庭で44.3%が「相談相手なし」と答えており、そのうち5～6割が「相談相手が欲しい」としています。また、「相談相手あり」と答えているひとり親家庭の相談先としては、「親族・知人等」が9割以上占めており、専門機関等への相談は1割にも満たない結果となっています。

ひとり親家庭における子供についての悩みでは、「教育・進学」が母子家庭58.7%、父子家庭46.3%と圧倒的に多く、また、ひとり親家庭で困っていることでは「家計」が母子家庭50.4%、父子家庭38.2%が最も多くなっており、母子世帯、父子世帯ともに教育環境や金銭的な問題について悩みを抱えていることが考えられます。

これらの結果から、ひとり親家庭の親は、悩みを抱えながらも、相談先が分からず相談相手を得にくい状況にあるため、相談窓口の利用促進が必要です。

### (2) ひとり親家庭の収入と就業環境

ア 全国ひとり親世帯等調査母子家庭の過半数54.9%が年間就労収入200万円未満と、パート・アルバイト等の非正規雇用が多い状況にあり、安定した収入が得られる職業への就業に関する支援が必要です。

イ 求職の際、母子家庭の母の多くは、就業経験がない場合や、長期間仕事から離れている場合が多く、採用につながりにくい等、就業に関してさまざまな困難を抱えているため、仕事に必要な知識や資格の取得等、就業に関する支援が必要です。

ウ 父子家庭の父の多くは、就業しており、父子家庭の過半数66.4%が年間就労収入300万円以上となっているものの、就業と子育ての両立しなければならないなか、仕事量を減らしたり転職を考えたりすることも考えられ、収入が減り経済的に厳しい状況になった場合や、転職に際しての資格取得等に関する支援が必要です。

エ ひとり親家庭における子どもの貧困率は非常に高い水準となっており、生活の安定を図るため、複合的にかかえる課題の解消に向けて、社会的かつ経済的な自立に向けた継続的な支援と個々の状況にあった支援を実施していく必要があります。

オ ひとり親世帯の収入は、両親世帯に比べて低い割合が高く、子供の養育などに対する経済的な支援が必要です。

### (3) 養育費の取決め状況

離婚等により、ひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費について、取決めをしている母子家庭は、平成28年度全国母子家庭等調査によると、42.9%と平成23年度の前回調査時より5.2%増、父子家庭は20.8%と3.3%の増となっており、養育費の取決めについては、認識がすすんでいる傾向にあります。

また、取決め後、現在も養育費を受けているのは、母子家庭で24.3%と平成23年度の前回調査時より4.4%増、父子家庭で3.2%と0.9%減となっており、養育費そのものの確保については厳しい状況にあります。

養育費についての認識は進んでいるものの、まだまだ低いことから、養育費についての周知や相談支援が必要です。

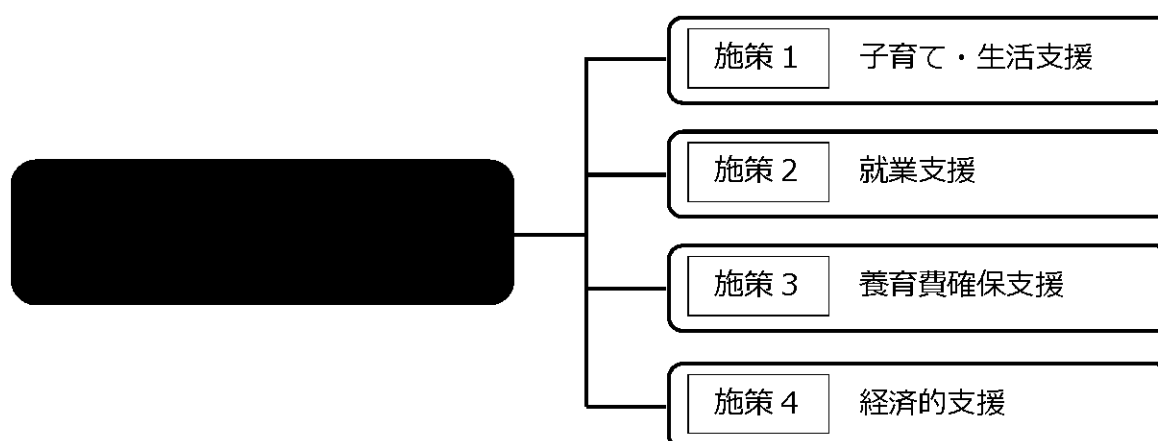
### (4) 制度の周知・情報提供

ア 支援を必要とする人に必要な情報を提供できるよう、福祉制度等について、引き続き周知を図るだけでなく、離婚等を検討している親や離婚直後に対し、ひとり親家庭の支援等について周知を図ることも必要です。

イ ひとり親家庭の悩みは親自身の生活等に関わること、子育てに関わることなど多岐にわたり、個別の状況に応じてきめ細かな対応ができる人材の育成が必要です。

## 3 施策体系

ひとり親家庭等が、子育てと仕事を両立し、また、自立した生活が送れるよう「子育て・生活支援」、「就業支援」、「養育費確保支援」、「経済的支援」の4つの施策を柱とした各種事業を展開していきます。



## 第3章 具体的な支援施策

### 1 子育て・生活支援

#### (1) 子育て支援

子供が安心して養育・保育・教育が受けられるよう支援します。

- ① 認定こども園、保育所、放課後児童会への入所  
入所選考において、必要な配慮を行います。
- ② ひとり親家庭等日常生活支援事業  
ひとり親家庭の親が、技能習得のための通学や就職活動や残業、病気等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要になった場合、家庭生活支援員を派遣したり、支援員の居宅で子供を預かり、仕事等と子育ての両立を支援します。  
また、必要なときに必要な人へ支援を提供できるよう、家庭生活支援員の確保も併せて進めます。
- ③ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業  
家庭環境等に左右されることなく、子供の学習意欲や進学意欲に応えるため、大学生等のボランティアによる小・中学生の学習支援を行います。
- ④ 子育てに関する相談  
各区の社会福祉課の窓口において、子供の養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。  
また、離婚を検討している親から窓口で相談があった際、各種支援の周知等に努めます。

#### (2) 生活支援

- ① 相談支援事業  
ひとり親家庭等に対し、悩み事相談を開催し、行政の行う各種事業の情報提供や、自立支援のために必要な助言・指導などの支援を行います。
- ② 母子生活支援施設
  - (ア) 母子家庭の母が子供の養育を十分にできない場合は、必要に応じて母子生活支援施設への入所を勧め、母子指導員等の支援のもと自立更生を図ります。
  - (イ) 児童虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者は、複雑な家庭環境にあるため、警察、児童相談所、民生・児童委員等、関係機関と連携を図り、多様なニーズに応じた支援を行います。
- ③ 市営住宅への入居  
入居選考において、必要な配慮を行います。

### (3) 相互扶助にかかる支援

#### ① 生活支援講習会等事業

子供の養育や教育等、日常生活で生じたさまざまな悩み事をひとり親家庭の親がひとりで抱え込まないように、ひとり親家庭の親同士が交流する場を設け、孤立の防止を図ります。

#### ② 母子・父子福祉団体の周知

ひとり親家庭等に対する情報の提供などの自立支援活動を行う母子・父子福祉団体について、各区社会福祉課の窓口等にて周知し、ひとり親家庭同士のつながりを図ります。

---



---

## 2 就業支援

---



---

### (1) 就業のための支援

#### ① 母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援の充実強化

静岡県及び静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、ひとり親家庭等の就業に関する総合的な支援を実施します。

(ア) 母子家庭等就業・自立支援センターのホームページで最新の求人情報の提供

(イ) 就業に関する相談や情報提供と併せて、生活相談等を実施<sup>※1</sup>

#### ② 自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭等の親のなかには、就業したことが無い、長期間仕事から離れていた人がおり、就職にあたり支援をする必要があります。このようなひとり親家庭等に対して、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を行います。

また、ハローワーク浜松との連携、母子家庭等就業・自立支援センターで実施する各種事業の活用により、一人ひとりに合った自立のためのプログラム策定と継続的な支援を行います。

#### ③ 各就業支援事業の活用促進

ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう、支援します。

また、各区役所、母子家庭等就業・自立支援センター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため、各種就業支援事業の周知を図ります。

### (2) 資格・技能習得の支援

就業やキャリアアップにつながる資格や技能の習得を支援します。

また、資格・技能の習得によりひとり親家庭の親が適職に就けるよう、更なる制度の周知を図ります。

#### ① 自立支援教育訓練給付金事業

本市指定の講座を受講し、修業した場合、給付金を支給します。

② 高等職業訓練促進給付金等事業

受講期間が長期間となるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等日常生活支援事業等、他制度の利用を促し、修業に専念できる環境づくりを図ります。

(ア) 看護師や介護福祉士等、本市指定の資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

(イ) 履修期間内の資格取得及び修業後の就職等への意欲をさらに高めるため、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月の給付金の増額支給を継続します。

(ウ) 資格の取得により就職がしやすくなると見込まれる人に対して、就業時に利用できる制度の周知を行います。

③ 資格取得のための講習会（母子家庭等就業・自立支援センター）

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修など、就業に役立つ技能・資格を取得するための講習会を実施します。

また、企業、ハローワーク等からの情報収集により、就業に結びつく可能性の高い講座の把握及び開催に努めるとともに、ひとり親家庭等の親への技術的・精神的サポートを行い、資格・技能習得後に速やかに就職ができるよう支援します。

(3) 事業主への啓発・周知

① 事業主への啓発

事業主に対し、ひとり親家庭等の親を対象とする求人情報についての提供の協力、雇用・勤務条件への配慮について依頼をします。

② 事業主に対する優遇制度の周知

事業主がひとり親家庭の親を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度(特定求職困難者雇用開発助成金)について事業者へ周知を図ります。

---

---

### 3 養育費確保支援

---

---

(1) 養育費相談

離婚等により、ひとり親家庭となった子供へ支払われるべき養育費の確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費に関する相談を実施します。

また、養育費相談支援センターと連携して困難な事例への対応を図り、必要に応じて無料の法律相談を紹介し、課題解決に向けた支援をします。

(2) 養育費セミナー

「相手(元配偶者)と関わりたくない」、「相手に養育費を支払う能力が無いと思った」等の理由で養育費を請求しないケースがみられます。養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催し、支援につなげます。

---

---

## 4 経済的支援

---

---

### (1) 児童の育成等にかかる手当の支給

#### ① 児童扶養手当

(ア) 父と生計を同じくしていない児童<sup>※1</sup>を監護する母、及び母と生計を同じくしていない児童を監護し、かつ生計を同一にする父等で、所得額が一定未満の者に対して、国の制度に基づき手当を支給します。

(イ) 支給開始から5年または支給要件に該当する日から7年経過後において、特別な事由が無いにも係わらず就業または求職活動をしていない母については、手当額が2分の1に減額される措置があることから、このことを周知するとともに、就業支援を併せて実施します。

#### ② ひとり親家庭等自立支援手当

ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽減し自立を図るため、2人以上の児童を養育している児童扶養手当の受給者に対し、一定期間手当を支給します。

#### ③ 遺児等福祉手当

児童の父母等が病気・災害等により死亡し、又は一定の障害の状態になった場合、その遺児等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

#### ④ 交通遺児等福祉手当

児童の父母等が交通事故により死亡し、又は一定の障害の状態になった場合、その遺児等が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、所得が一定未満の世帯の保護者に手当を支給します。

※1 児童とは、児童扶養手当法における18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者または20歳未満の政令で定める程度の障害の状態にある者を言います。



(2) 経済的自立のための相談・資金の貸付

① 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- (ア) ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図り、子供の福祉を増進するため、その目的に応じ12種類の資金の貸付を行います。
- (イ) 子供の進学等に関する就学支度資金及び修学資金は、特にニーズが高いことから、適時適切に広報はままつ等による周知を図ります。
- (ウ) 計画的な償還ができるよう、貸付時に償還計画を作成する等、適切な貸付に努めます。

② 生活・生計の維持に関する相談

母子寡婦福祉会の会員等が、自身の経験を生かし、生活に関する相談に応じます。  
また、ファイナンシャルプランナーによる生計に関する相談にも応じます。  
これらの相談を介して、各種福祉制度等の利用も含めた長期的な生計の見込みを立てることで、計画的な自立を促します。

③ 経済的支援にかかる各種支援制度の周知

経済的に就学困難な児童生徒の保護者に対する就学援助制度や、交通遺児に対する育成資金貸付制度等、ひとり親家庭等の経済的自立の一助となる各種制度について、適切な周知・案内に努めます。

(3) 医療費負担の軽減

所得税非課税世帯のひとり親家庭の親及び児童に対して、保険診療にかかる医療費を助成します。

(4) 寡婦(夫)控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親家庭は、税法上の寡婦(夫)控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べ保育料等の支援に差が生じないよう、寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。



# 第4部 若者支援

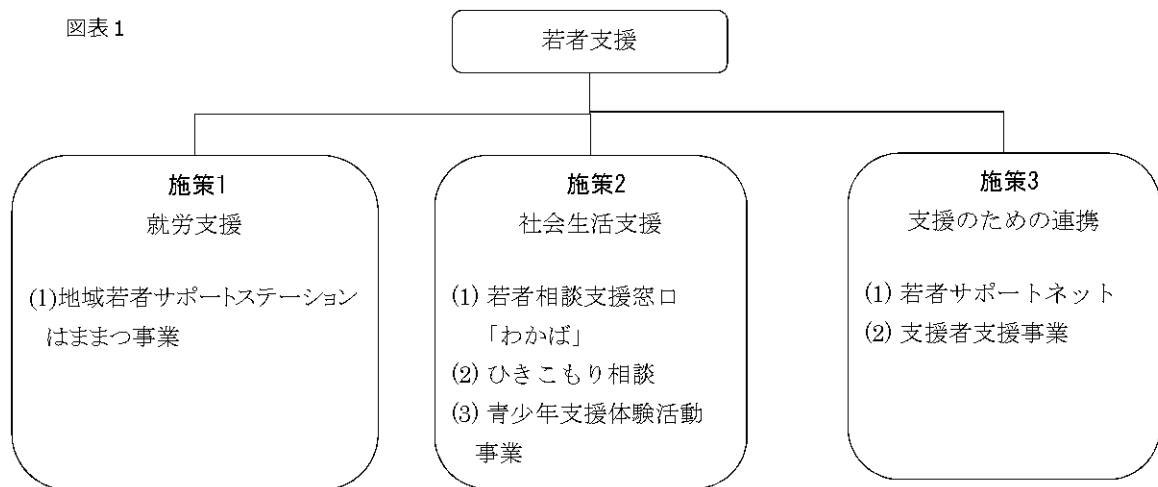
浜松市若者支援計画

## 第1章 はじめに

ニートやひきこもり等の困難を抱える若者の問題が深刻化する中、平成22年4月に子ども・若者施策を総合的に推進するための「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、平成28年2月には子供・若者育成支援推進大綱が子ども・若者育成支援推進本部によって策定されました。

本市では、平成25年3月に浜松市若者支援計画(平成25年度～平成26年度の2か年計画)を策定して各施策に取り組み、平成27年度以降については、第1期子ども・若者支援プラン(以下「第1期プラン」という)の中で、図表1のように社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援する施策を進めてきました。

図表1



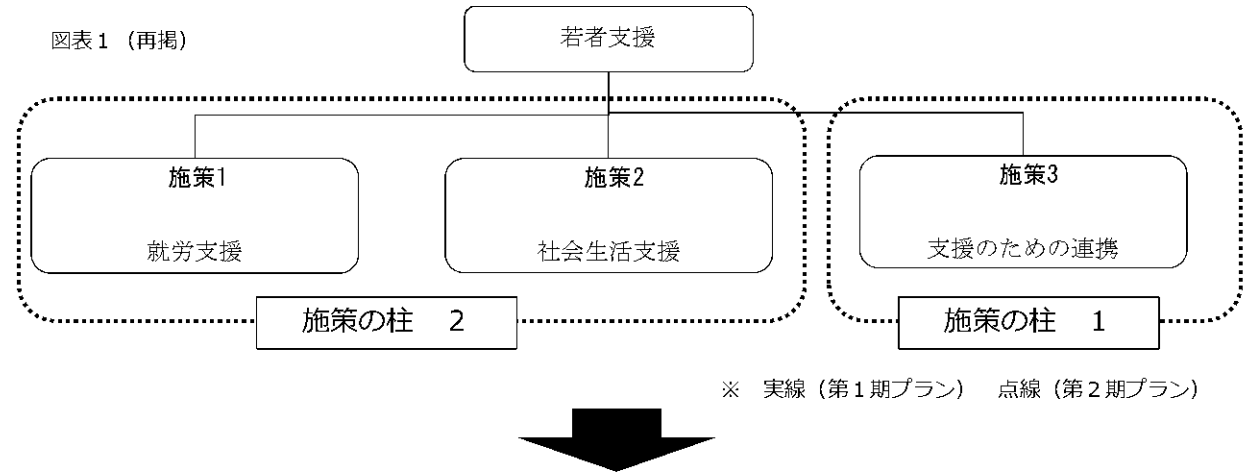
第1期プランの各施策に取り組んだ結果や本市の若者の現状から、若者支援における以下のような課題が明確となりました。

第1期プラン推進体制のもと、若者支援地域協議会（若者サポートネット）を随時開催してきました。協議を重ねる中で、協議会構成機関からは、「若者の抱える困難は複雑多様化している」「単独の機関だけで支援することが困難な場合が増えている」「より支援機関同士の連携が必要」等の声があがっています。

本市には、若者の困難の状況に応じて専門の支援機関が設置されています。しかし、支援機関の情報が周知されていないと、その機能を果たすことができません。平成30年度実施の若者ニーズ調査（以下「ニーズ調査」）からは、広告物等の従来の媒体とともにSNS等の最新の媒体を含めた周知・広報体制の見直しが必要であることが明らかとなりました。

上記2に加えて、ニーズ調査からは、「休日や夕方以降にも相談がしたい」「メールやSNSを活用した相談窓口が必要」等の意見が出されました。現在設置されている若者支援機関において、若者に寄り添った相談体制が必要です。

第1期プランでの課題を受けて、第2期子ども・若者支援プラン（以下「第2期プラン」という）では、引き続き困難を抱える若者とその家族への支援として、図表2のような施策へと発展的に整理し、若者支援施策を推進します。



図表2



第1期プラン「施策3 支援のための連携」を、第2期プランでは「施策の柱1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進」として発展的に整理し、若者支援地域協議会を中心とした連携体制を推進します。

また、第1期プラン「施策1 就労支援」「施策2 社会生活支援」を、第2期プランでは「施策の柱2 困難を抱える若者とその家族への支援」として集約させ、困難の状況に応じた具体的な施策と、新たに、ライフステージの変わり目における切れ目のない継続した支援を盛り込み、関係機関同士が連携して安定した支援を目指します。

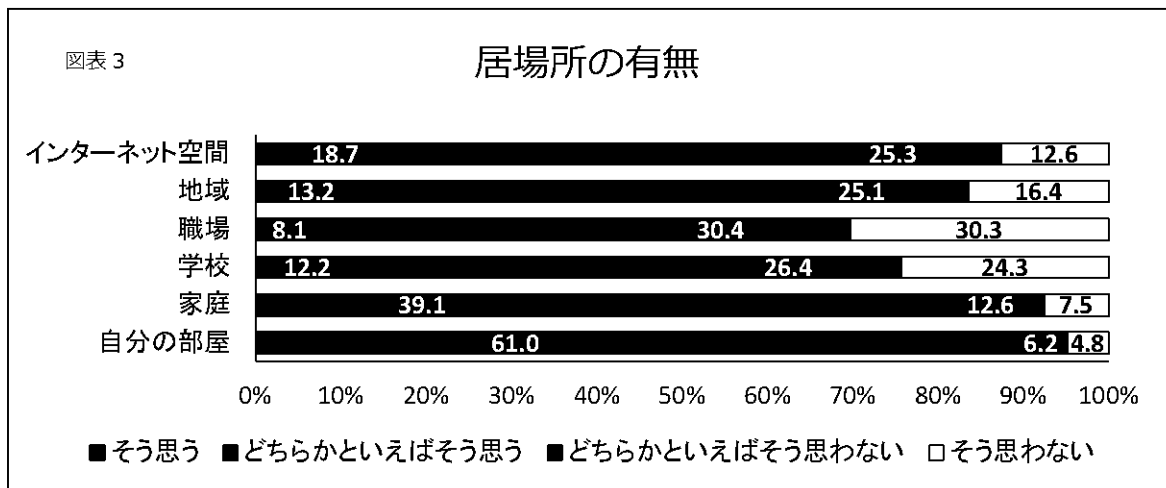
## 第2章 若者をめぐる現状と課題

### 1 社会環境の変化

第1期プランの策定から5年が経過する中、毎年度内閣府から発行される「子供・若者白書」からわかる、若者を取り巻く社会環境の主な変化としては以下のような点が挙げられます。

#### <インターネットの普及>

全国の15歳から29歳までを対象に国が実施した「平成28年度子供・若者の意識に関する調査」では、自分の「居場所」として、自分の部屋が89.0%、家庭が79.8%、インターネット空間が62.1%となっています。



【平成29年度版 子供・若者白書】

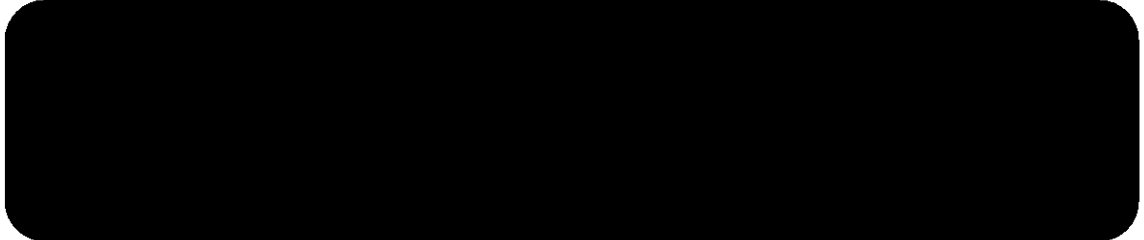
#### <就労等に関する意識の変化>

全国の16歳から29歳までを対象に実施した「平成29年度子供・若者の意識に関する調査」では、就労等に関して不安や悩みを抱えている若者が同平成23年度調査に比べて減少はしているものの、依然として多いことが分かりました。

【平成30年度版 子供・若者白書】

### <長期化するひきこもり>

全国の満15歳から満39歳までを対象に国が実施した「平成27年度若者の生活に関する調査」では、対象人口の1.57%に当たる54.1万人がひきこもり状態にあると推計されました。また、全国の満40歳から満64歳までを対象に実施した「平成30年度生活状況に関する調査」では、対象人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計されました。

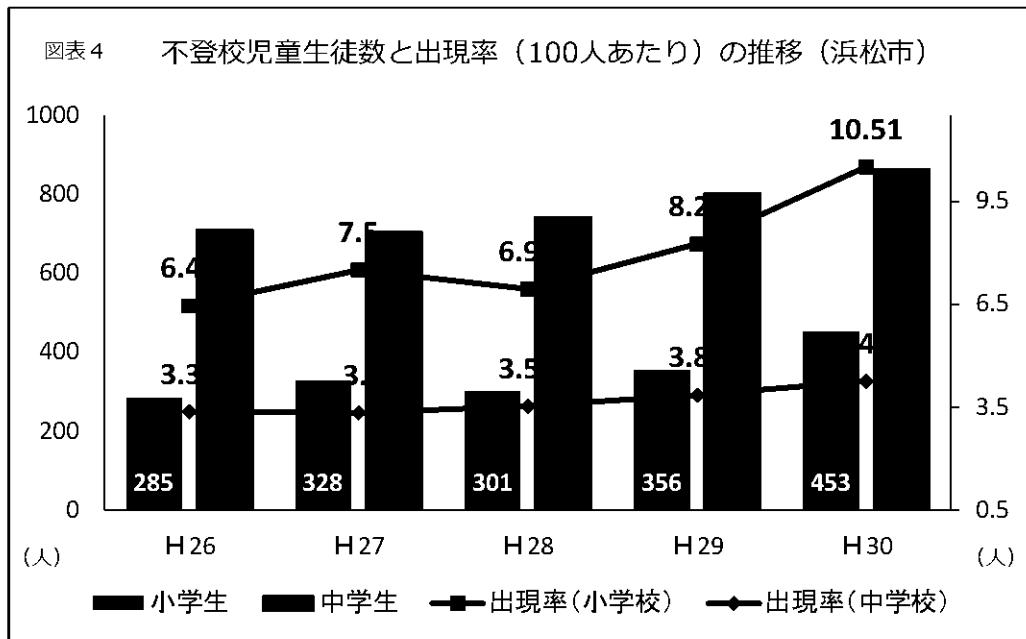


【令和元年度版 子供・若者白書】

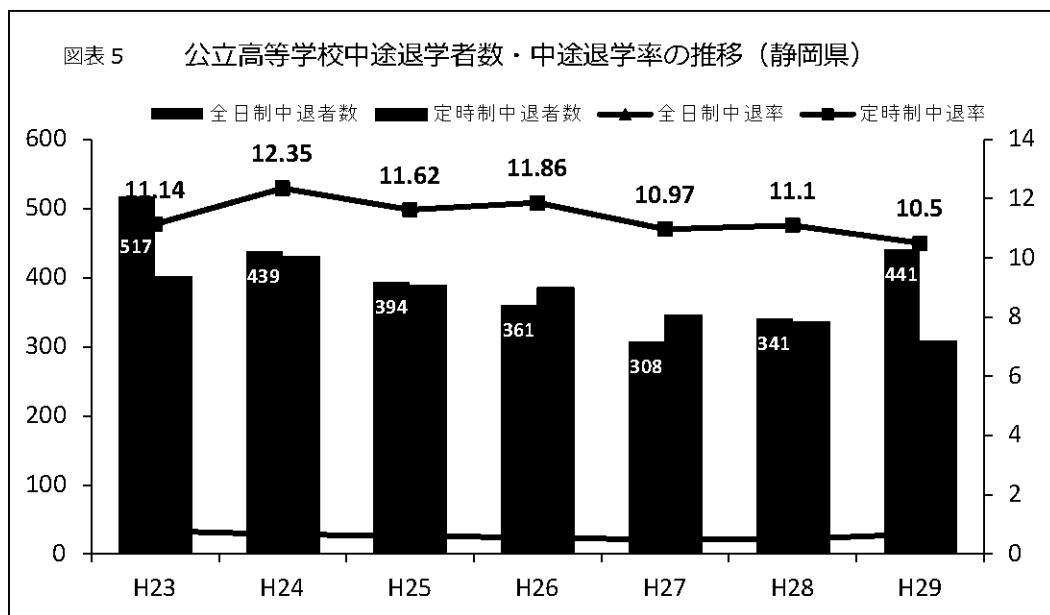
## 2 浜松市の若者の現状

本市の不登校児童生徒数は、全体として上昇傾向にあり、小学校に比べて中学校の方が多くなっています。また、児童生徒の100人あたりの出現率についても、年々高くなっていることがわかります。特に、小学校児童の出現率の増加が著しくなっています。

高等学校の中途退学率は、全日制はほぼ横ばい、定時制では若干の減少傾向にあります。しかしながら、定時制の中途退学率は、全日制の約15倍と高くなっています。



【学校教育部指導課】

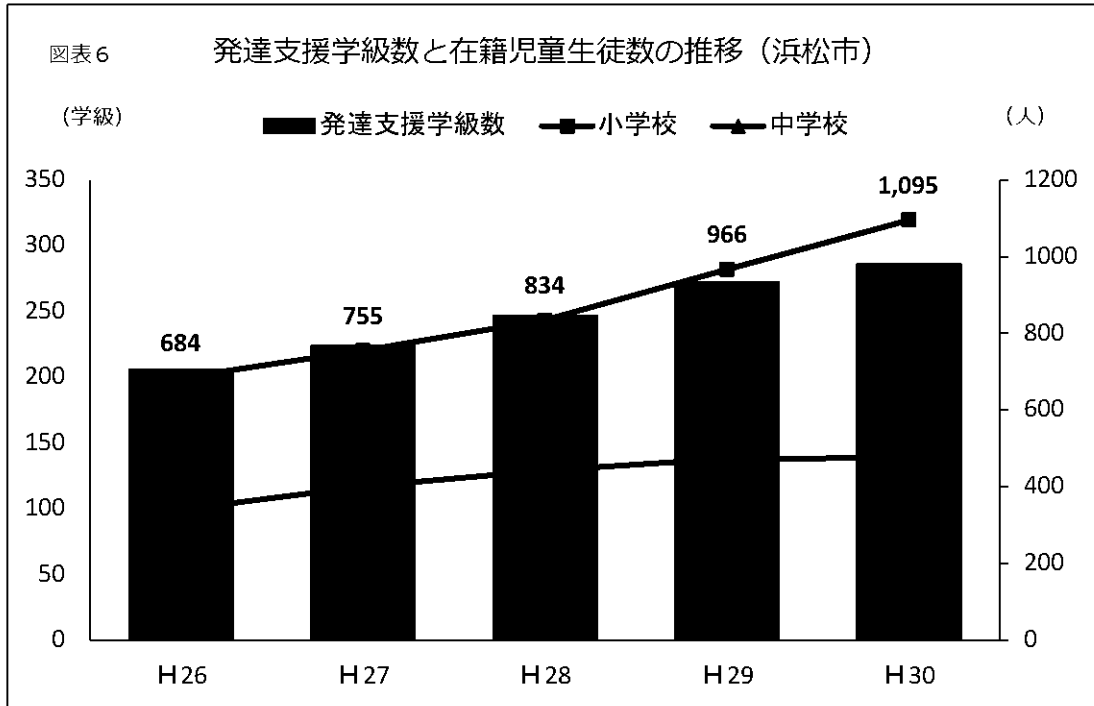


【第3期静岡県子ども・若者計画】

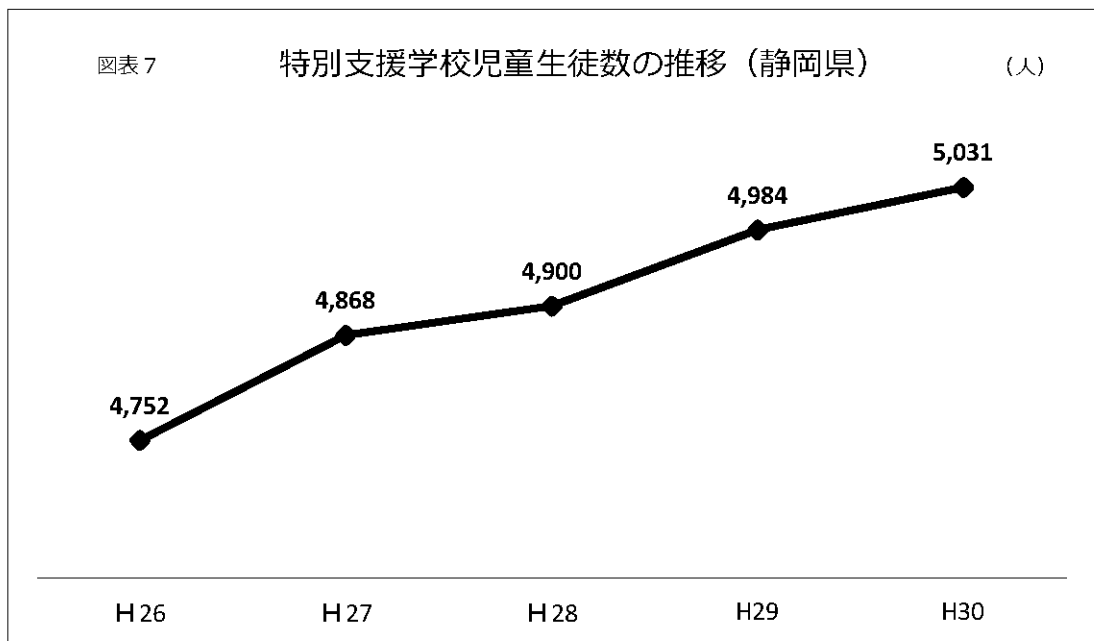




静岡県の特設支援学校や浜松市の発達支援学級の児童生徒数は、増加傾向にあります。特に、浜松市の発達支援学級では、小学校において増加が著しくなっています。それに伴って、本市の発達支援学級の設置数も 206 学級（H26）から 286 学級（H30）と増えています。発達支援学級、特設支援学校の児童生徒数が増える中、個々の児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導の充実がより一層求められています。



【学校教育部指導課】



【第3期静岡県子ども・若者計画】

全国の15歳から39歳のひきこもりの数は、平成27年実施の内閣府調査によると、54.1万人と推計されています。このことを基に浜松市のひきこもりの数を推計すると、3,390人となりました。一方、平成19年度から平成30年度の浜松市ひきこもり地域支援センターの総相談人数は733人です。平成30年度は、200人で、15歳から39歳のひきこもりが全体の約8割をしめています。長期化するひきこもりの傾向からも、潜在的な相談者を早期に支援へつなげる手立てが急務となっています。

図表8 15歳から39歳のひきこもりの推計数（H27）

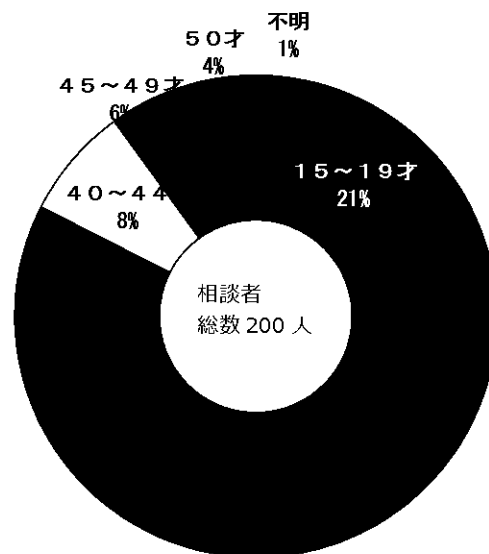
広義のひきこもり	準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみだけ外出する	1.06%	36.5万人	2,300人
	狭義のひきこもり	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	750人
		自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	340人
				54.1万人	3,390人

【内閣府「若者の生活に関する調査」(H28)】

※20歳以上のひきこもりについては、WMH調査としてまとめられた研究において、ひきこもりの状態にある子供をもつ世帯は0.5%であると言われている。浜松市の世帯数（令和元年10月1日現在340,869世帯）で計算すると、1,704世帯と推計される。

図表9

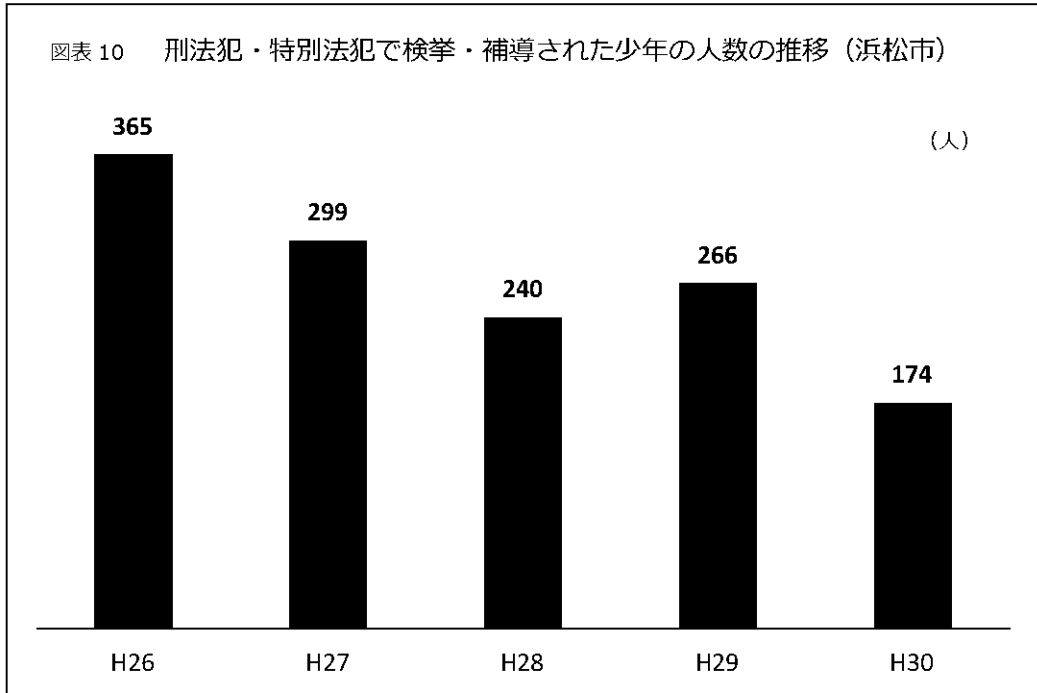
ひきこもり相談者の年齢別割合（浜松市 H30）



【精神保健福祉センター】

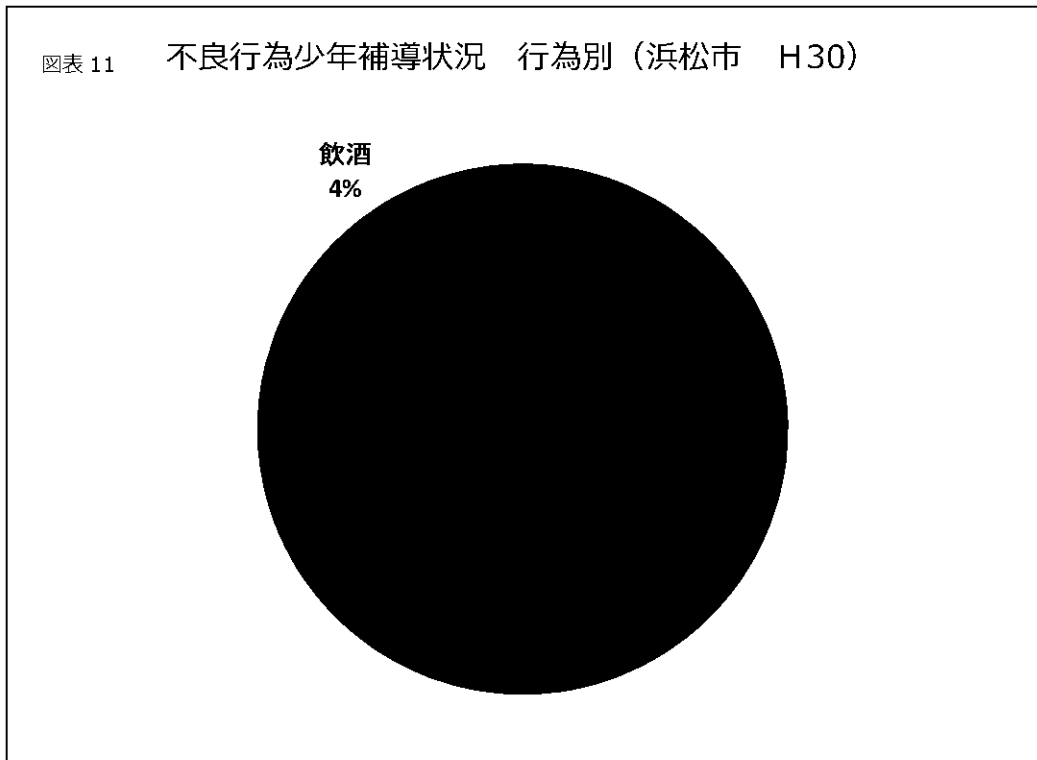
刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年は、全体的に減少傾向にあります。また、不良行為により補導された少年の行為別をみると、深夜はいかいが40%と最も多く、喫煙や不良交友が続く結果となっています。深夜はいかいは、非行の入口となることから、学校、地域と連携して声掛けによる見守りが必要です。

図表10 刑法犯・特別法犯で検挙・補導された少年の人数の推移（浜松市）



【静岡県警察本部少年課】

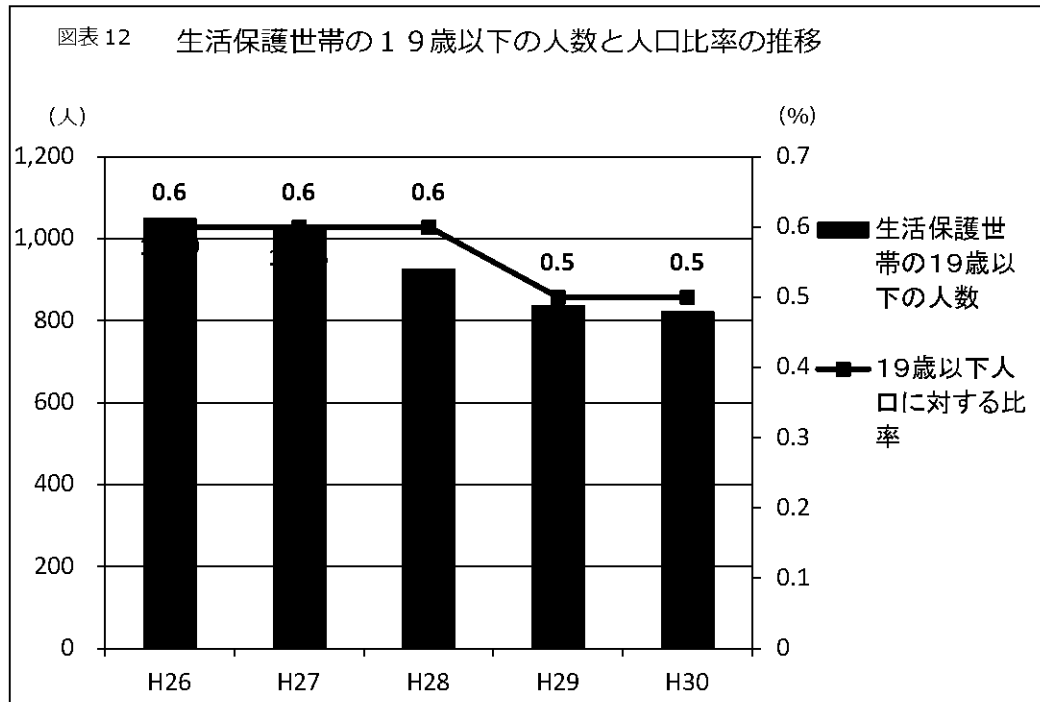
図表11 不良行為少年補導状況 行為別（浜松市 H30）



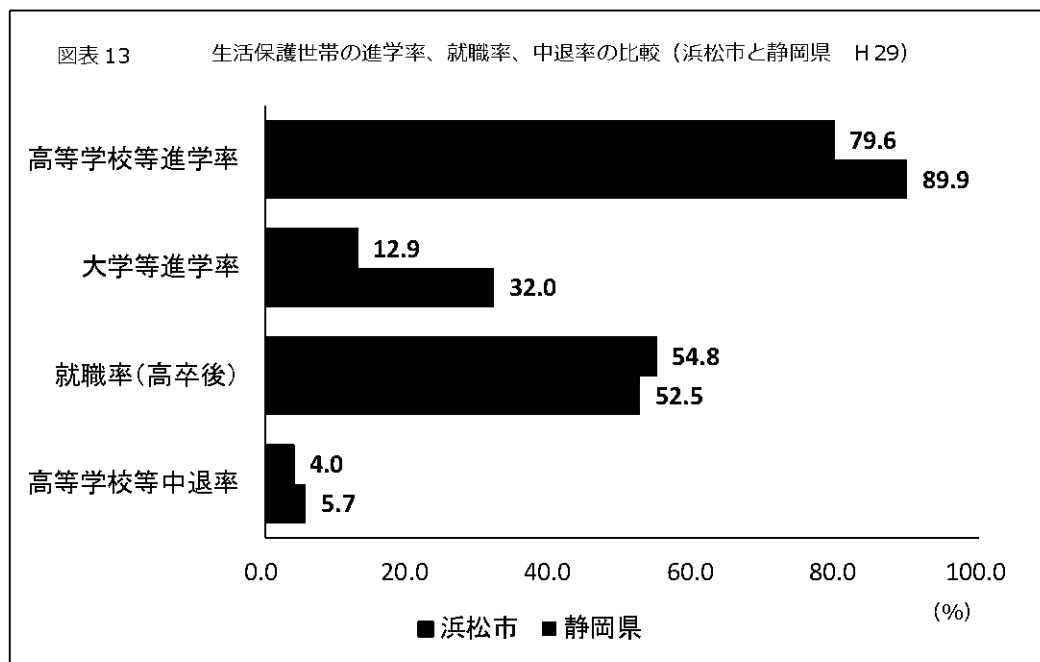
【静岡県警察本部少年課】

本市の生活保護世帯に属する19歳以下の人数及びその人口に対する比率は、緩やかな減少傾向にあります。また、本市の平成29年度の生活保護世帯の進学率、就職率、中退率を静岡県と比較すると、高等学校等進学率、大学進学率はともに下回っていることがわかります。

貧困は子供・若者の生活や成長に様々な影響を及ぼすことから、学習支援や経済的支援等の推進が必要です。

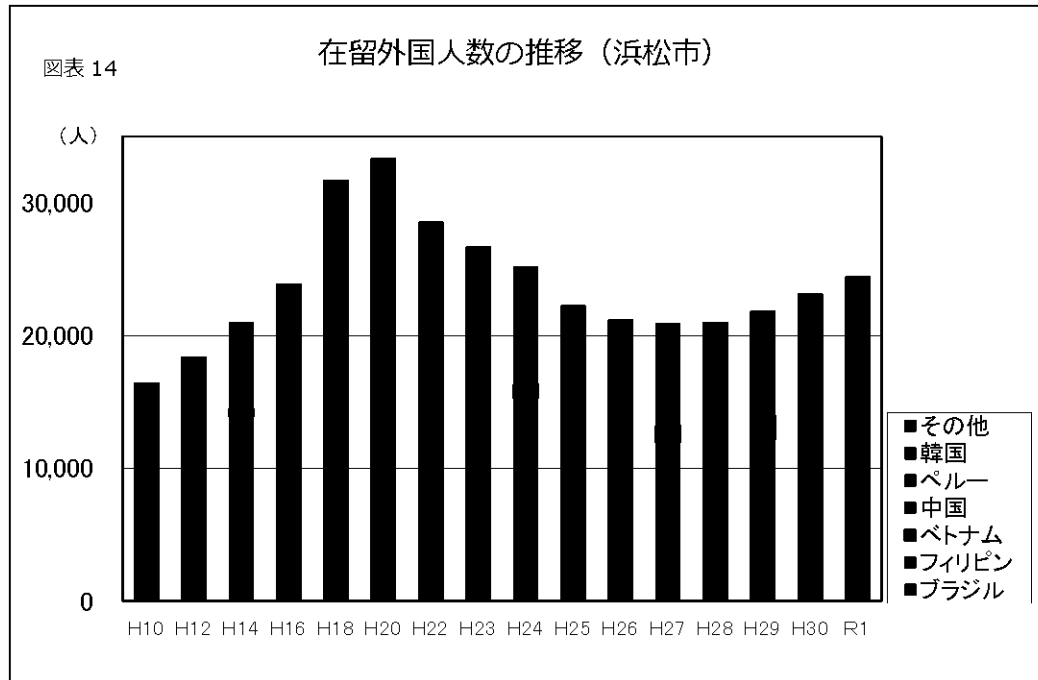


【浜松市人口統計、健康福祉部福祉総務課】

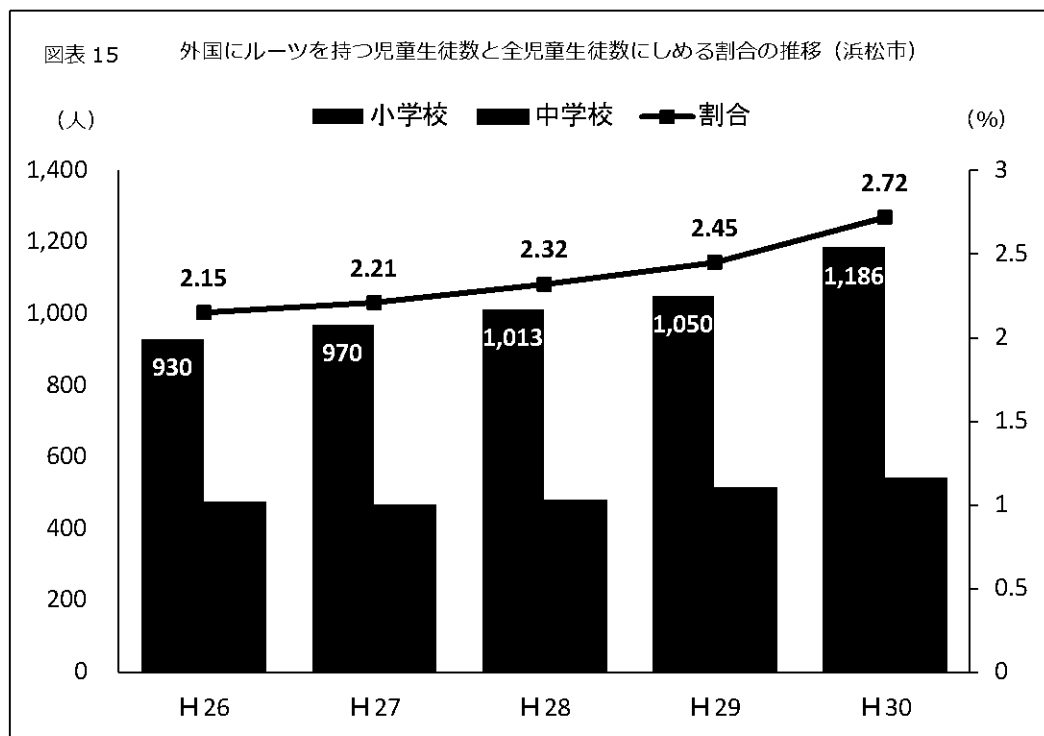


【健康福祉部福祉総務課、第3期静岡県子ども・若者計画】

本市に在留する外国人の数は、平成20年を境に一旦減少し、近年再び増加傾向にあります。それに伴って、外国にルーツを持つ児童生徒数も増加し、全児童生徒数をしめる割合も年々増加しています。様々な国からの在留が増えていることから、より一層の多文化共生意識の向上に努め、言葉の問題等、外国にルーツを持つ児童生徒・家族への支援の充実が求められています。

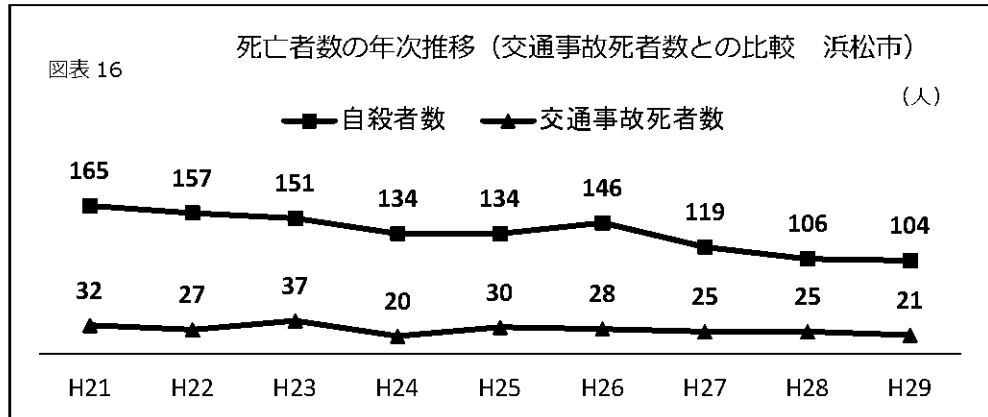


【国際課】



【学校教育部指導課、学校教育部教育総務課】

本市の自殺による死亡者数は、全体的に減少傾向にあります。しかしながら、交通事故死者数と比較すると、80件以上多く自殺があることがわかります。また、全国の若者の死因順位をみると、15歳から39歳の全てで「自殺」が最も多くなっています。さらに特定された原因・動機では、健康問題が多く、次いで家庭問題、勤務問題、経済・生活問題が挙げられています。本市では、「浜松市第3次自殺対策推進計画」を策定し施策を進めていますが、さらなる施策の推進と早期支援が求められています。

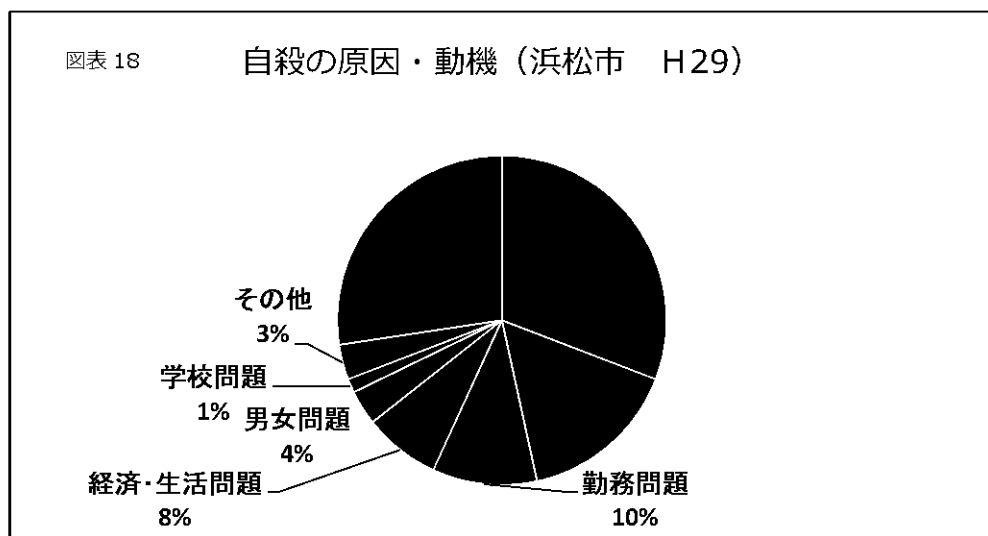


【浜松市第3次自殺対策推進計画】

図表 17 若者の死因順位（全国 H28）

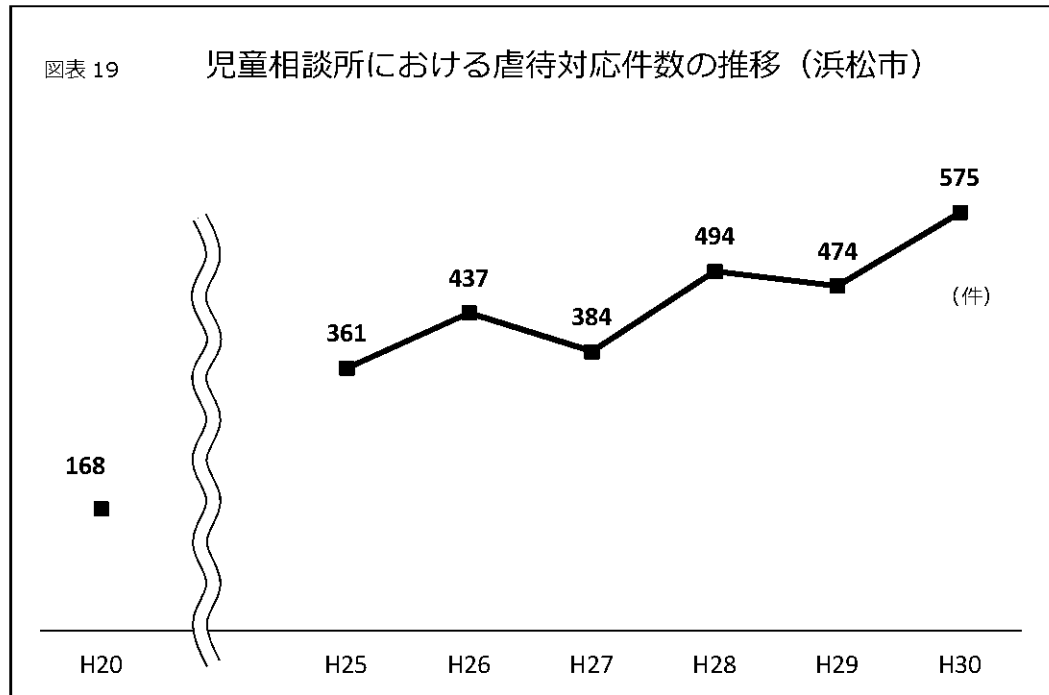
15～19歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
20～24歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
25～29歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
30～34歳	自殺	悪性新生物	不慮の事故
35～39歳	自殺	悪性新生物	心疾患

【厚生労働省平成30年度版「自殺対策白書」】

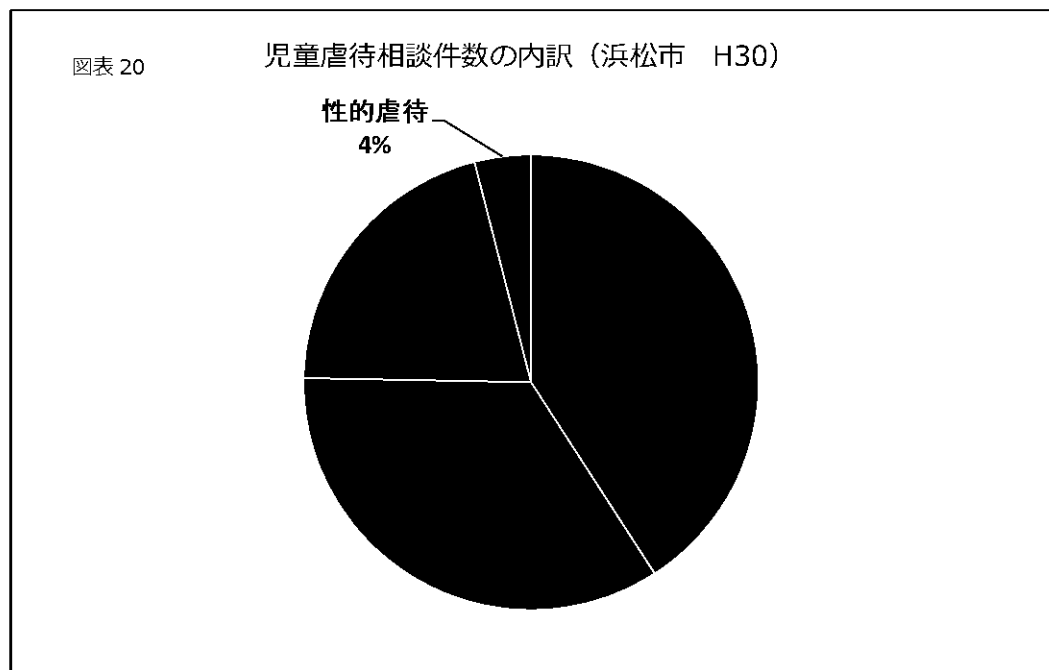


【浜松市第3次自殺対策推進計画】

本市において、児童相談所に対応した児童虐待の相談件数は増加傾向にあります。10年前の平成20年度の相談件数168件と比較すると、平成30年度は約3.4倍に増加し、575件となっています。相談の内訳は、心理的虐待が41%と最も多く、身体的虐待、ネグレクトと続いています。15歳から39歳は、児童虐待の被害者にも加害者にもなりうる年代です。予防とともに、早期発見・早期支援、個々のケースへの的確で迅速な対応と家族を支える支援が求められています。



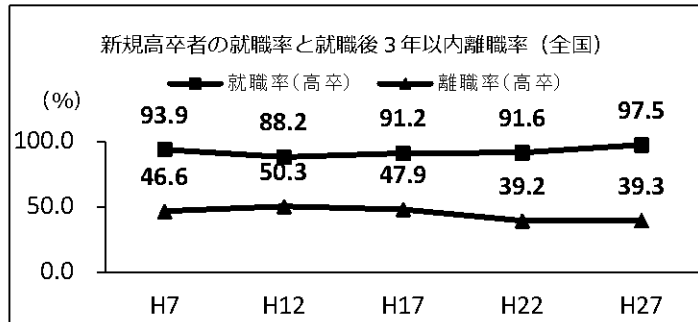
【浜松市児童相談所】



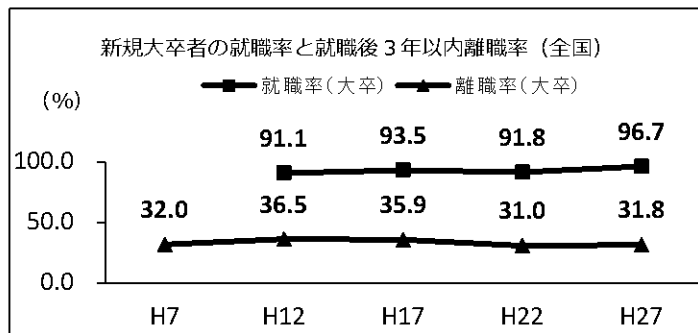
【浜松市児童相談所】

全国の新規学卒者の就職率は、大卒、高卒ともに高水準となっています。しかしながら、就職後3年以内の離職者が新規高卒者の約4割、新規大卒者の約3割に及ぶ状態が続いています。一方、浜松市若者ニーズ調査では、支援機関を利用している若者の約3割が、就職を断念したり仕事をやめたりしたことがあると回答しています。その理由として、「職場での人間関係がうまくいかなかった」ことを挙げた若者が約5割と最も多く、適性に合った職場への就職に向けた支援とともに、就職後も支援を継続できるような仕組みづくりが求められています。

図表 21



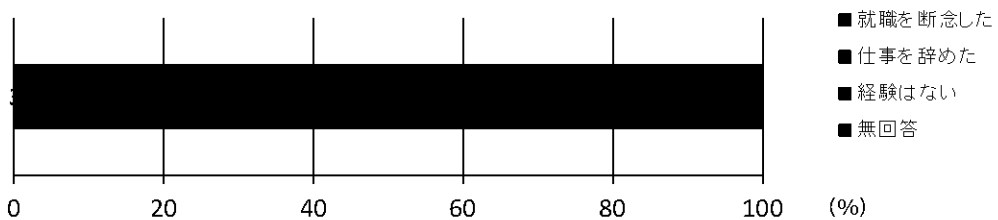
図表 22



【厚生労働省】

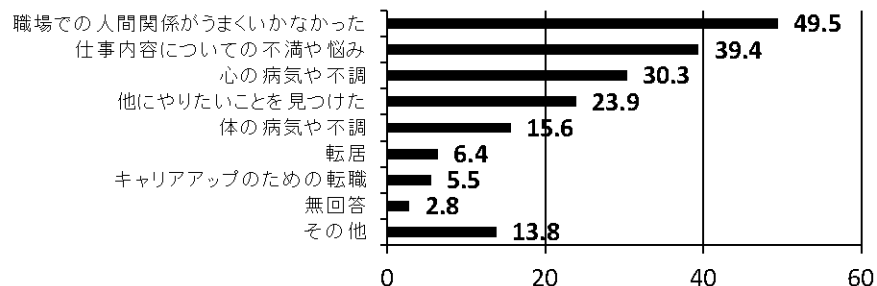
図表 23

就職断念や退職の経験（浜松市）



図表 24

就職断念や退職の理由（浜松市）



【浜松市若者ニーズ調査】



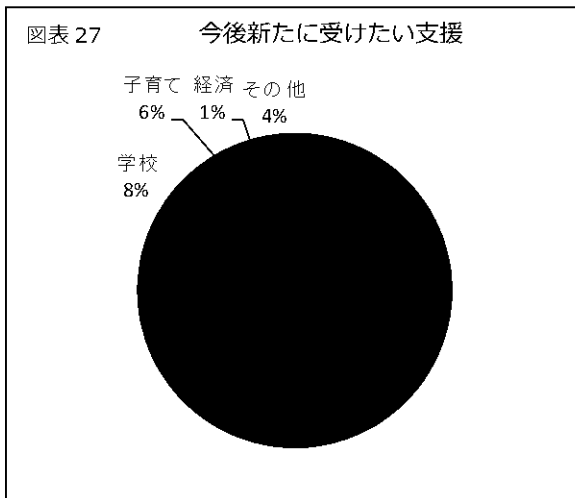
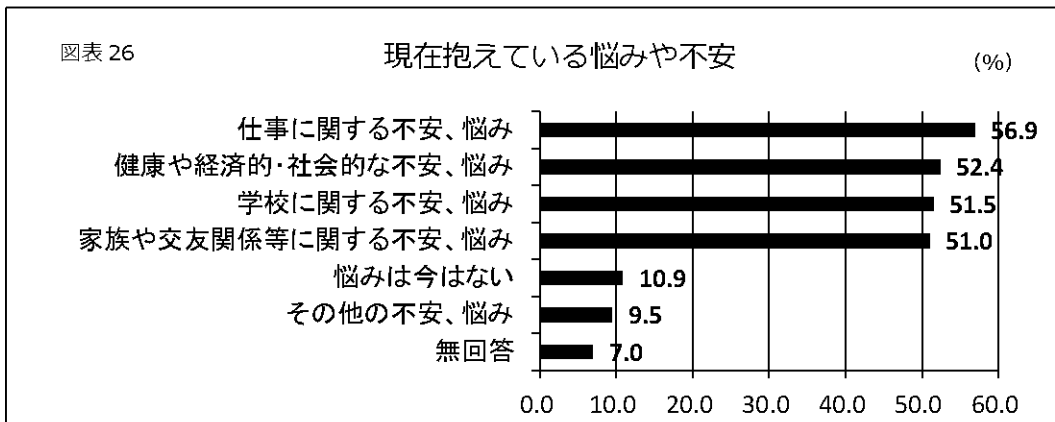
本プラン策定にあたり、若者の現状や支援の実態・今後の支援ニーズ等を把握するために、若者ニーズ調査を平成30年度に実施しました。実施した調査は以下のとおりです。

図表 25

市内支援機関を利用している若者	若者の支援をしている市内支援機関
H30.11.12～H31.1.31	H30.10.22～H30.11.30
357件（全731件中48.8%）	74機関（全113機関中65.5%）
○進学について ○就職について ○不安や悩みについて ○助けになったと感じる支援について ○今後受けたい支援について	○若者が抱える困難内容について ○若者が抱える困難原因について ○今後必要な支援や環境について

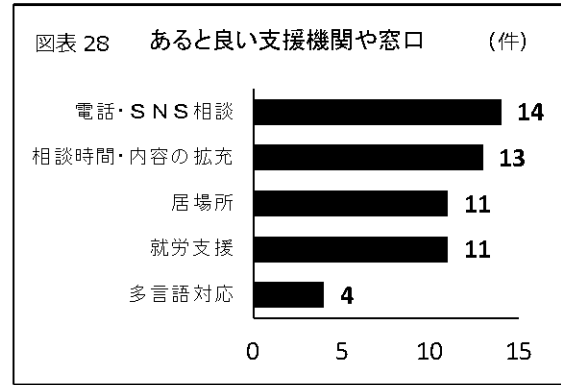
<若者アンケート調査結果>

若者の抱えている悩みや不安をまとめると、図表26のとおりとなります。仕事に関するものが最も多く、次いで経済的なもの、学校に関するもの、家族等に関するものとなっています。

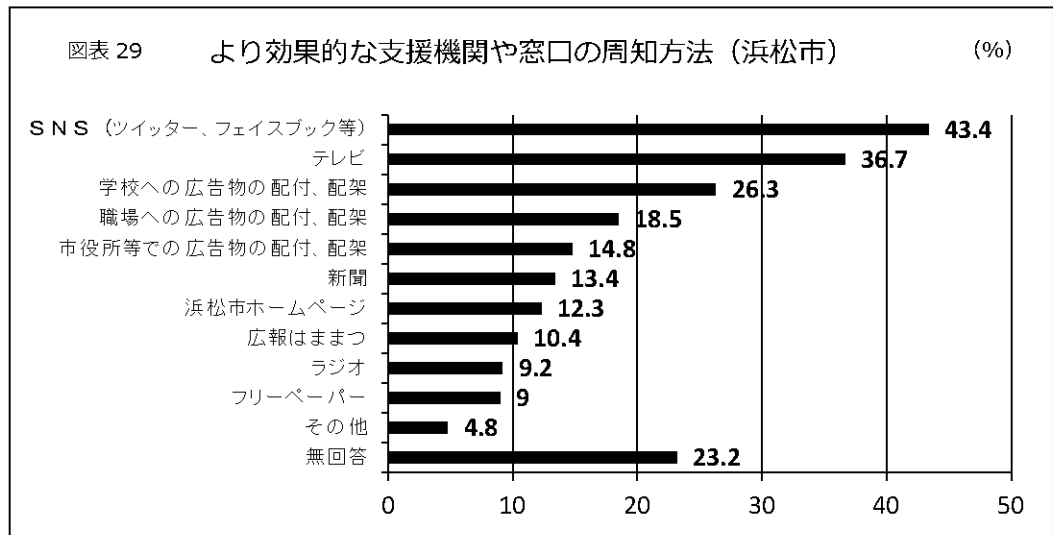


今後新たに受けたい支援を自由記述から分類すると、就労に向けた相談や支援（就職活動の方法、技能の習得等）を希望している若者が約5割をしめ、就労支援のさらなる必要性がうかがえます。また、人間関係構築のための支援を希望している若者が2割をしめ、特徴的と言えます。

あると良い支援機関や窓口を尋ねた自由記述を分類し希望の多かったものを抜粋すると、図表 28 のとおりとなります。SNSを使用した相談窓口や相談時間の拡充等、新たな相談体制の構築が求められています。また、居場所の設置や就労支援のさらなる充実の推進も必要です。



支援機関の情報を、効果的に若者に届けるためには、周知の方法を検討する必要があります。ニーズ調査では、若者の利用率が高いSNSと回答した割合が最も高く、次いで、テレビ、学校への広告物の配付、配架となっています。このことから、最新の媒体を中心に、メディアや広告物など従来の媒体も含めた広報活動のより一層の推進が求められています。



若者アンケート調査結果全体を通して、若者が希望している支援内容は以下のとおりとなります。

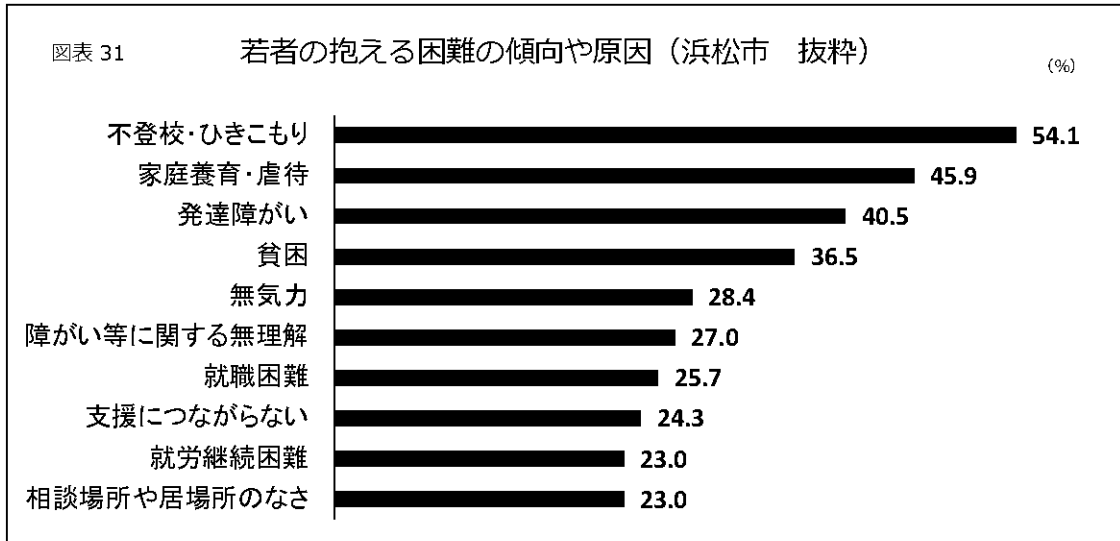
図表 30

支援機関への要望	相談にのる側の意識の改革 進路指導における選択肢の充実 相談したい側に向けた体制づくり (土・日・祝や、19時以降の相談)
支援手法の多様化	SNS、電話、メールの活用 ピアカウンセリング (同じような境遇の方の集い) の活用
支援機関の周知・PRの徹底	適切な相談先を紹介できるコンシェルジュの配置 相談機関のPR、一覧表の作成 若者だけでなく、若者の家族にも届くようなPR 様々な相談ができる、オープンであること等の周知 相談機関をわかりやすい、目につきやすい、行きやすい場所に
支援内容の充実	日本語習得支援 市役所等での多言語対応 職業訓練、職場体験の充実 居場所的な空間づくり

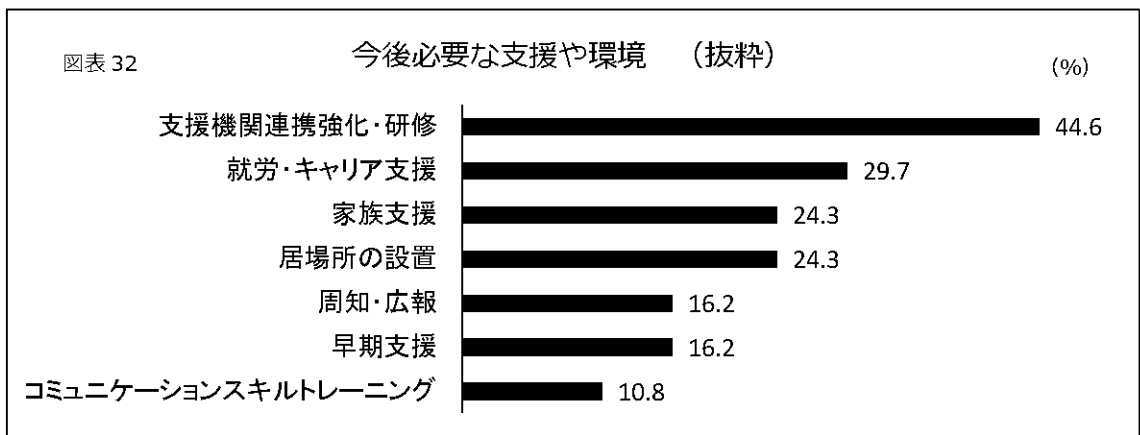
<支援機関ヒアリング調査結果>

若者を支援している市内支援機関対象のヒアリング調査における若者の抱える困難の傾向や原因の回答では、図表 31 のような結果となりました（多いものから抜粋）。

不登校・ひきこもりの項目を挙げた支援機関が 54.1%と最も多く、次いで家庭養育・虐待、発達障がいとなっています。

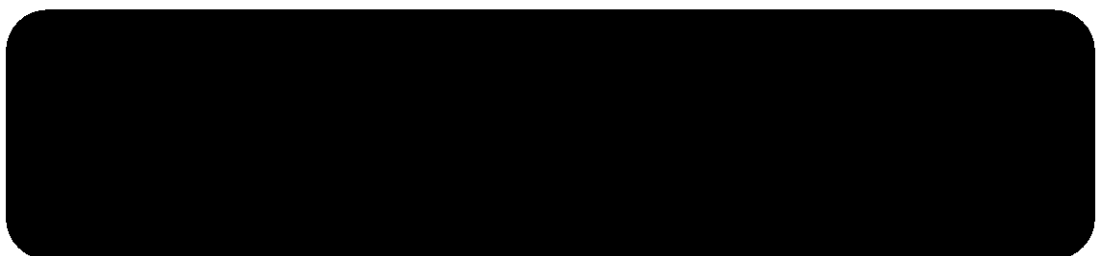



支援機関が考える今後必要な支援や環境の回答は、図表 32 のとおりとなっています。支援機関同士の連携や支援員のスキル研修を必要としている機関が 44.6%と最も多く、就労・キャリア支援や家族支援、居場所の設置と続きます。図表 31 のとおり、若者の抱える困難の傾向や原因は多岐にわたっているため、複数の支援機関同士が連携して支援する体制づくりが求められています。



<アンケート・ヒアリング調査全体から>

若者対象のアンケートと支援機関対象のヒアリング調査双方の必要な支援や支援体制等をまとめると、以下のとおりとなります。






若者を取り巻く社会環境の変化や浜松市の若者の現状から、若者支援の課題は以下の3つと捉えています。


### 1 支援機関同士の連携

若者の抱える困難は複雑多様化してきており、単独の機関だけで支援することが困難な場合も少なくありません。数多くある支援機関同士が定期的に相談体制等について情報交換を行い、連携して若者を支援することが必要です。



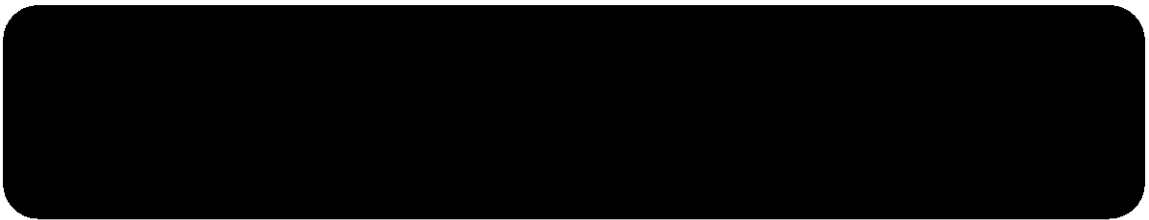
### 2 支援機関の周知・広報体制

数多くある支援機関も、周知ができていないとその機能を果たすことができません。支援機関の情報を必要な方たちへ届けるために、周知・広報体制の見直しを図る必要があります。



### 3 相談体制

浜松市内には、様々な相談機関があります。さらなる充実を図るため、若者の現状をふまえて相談体制の見直しが必要です。



### 第3章 施策の展開

社会環境の変化や本市の若者の現状から、「相談体制」「支援機関の周知・広報体制」「支援機関同士の連携」が課題として挙げられました。これらの課題に対応するため、重点的取組として2つの施策の柱を設けました。

#### (1) 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進

#### (2) 困難を抱える若者とその家族への支援

支援者、スーパーバイザー、困難を抱えた若者をつなぐ機会(会議、窓口、マップ)の観点から3つの基本施策とします。

困難の状況を支援するための観点(4つ)と切れ目なく継続的に支援するための観点(1つ)から5つの施策とします。

施策の柱 1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進

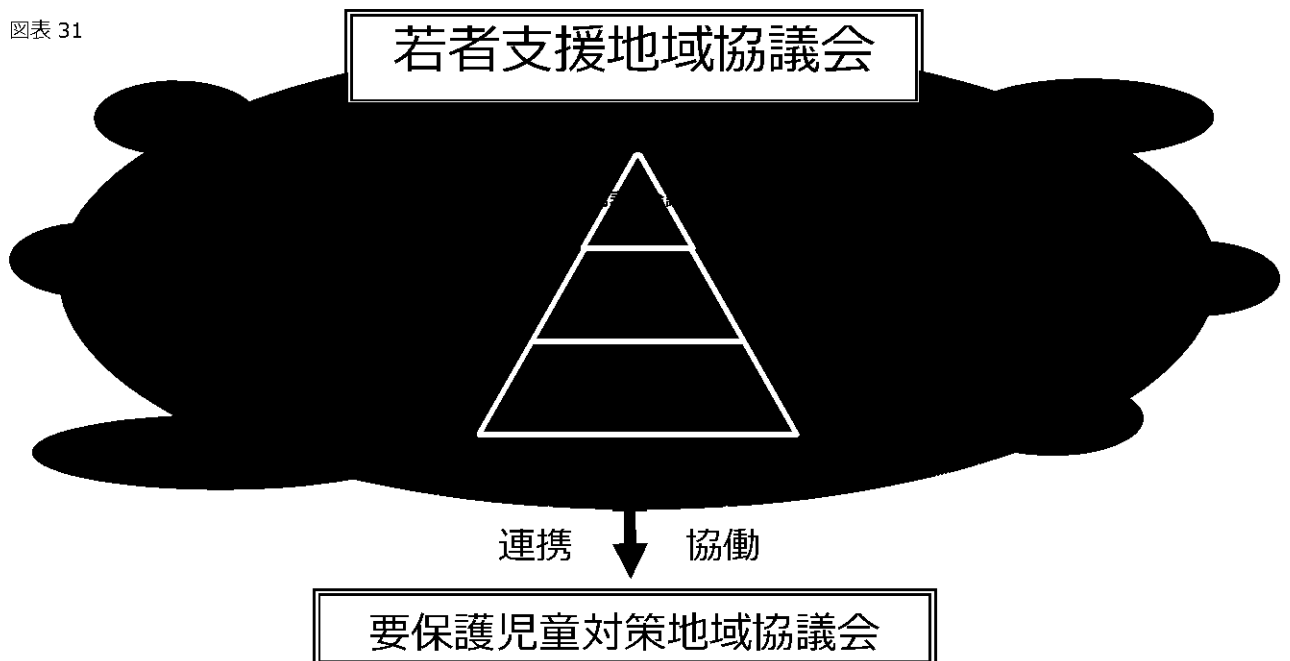
具体的施策① 若者支援地域協議会を中心としたネットワークの充実

社会生活を営む上で困難を有する若者に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

若者支援地域協議会 【次世代育成課青少年育成センター】	支援者のスキルアップ研修や支援機関同士の情報交換を行い、連携して若者を支援する体制を構築します。 また、実務者・代表者構成機関については、若者の抱える課題に合わせて見直しを図り、若者に寄り添った推進体制を整えます。
若者相談支援窓口「わかば」 【青少年育成センター】	若者相談支援窓口「わかば」は、相談内容にふさわしい支援機関を案内する窓口です。市内支援機関にスムーズにかつ確実につなげるため、定期的な情報交換を実施したり同行支援体制構築を図ったりします。また、令和6年度までに「若者総合相談センター」としての体制を整えるための検討をし、相談機能強化を目指します。
支援機関マップの作成、配布 【調整：青少年育成センター】	市内若者支援機関を一覧にしたマップを作成し、支援機関同士の情報を共有することができるようにします。困難の状況が複数の支援機関にまたがっている相談も連携して支援ができるネットワークづくりを推進します。

図表 31



### 具体的施策② 若者支援スーパーバイザーによる指導・助言の充実

困難を抱えた若者を支援する支援員等の技能の向上を図るため、専門的知識を有する方を「若者支援スーパーバイザー」として委嘱し、支援員等に対し指導及び助言を行うことで、きめ細かな相談体制を整えます。

<主な取組事業>

若者支援スーパーバイザーの委嘱 【青少年育成センター】	医療、教育、福祉、雇用その他の専門的知識を有する方を「若者支援スーパーバイザー」として委嘱し、支援員等に対し指導及び助言を行います。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援スーパーバイザーが若者支援地域協議会に講師として参画し、定期的に支援者への指導及び助言を行います。また、複数の支援機関同士で行う「個別ケース検討会」に若者支援スーパーバイザーが参加し、相談者ひとりひとりに合った支援の方向性を協議します。

### 具体的施策③ 要保護児童対策地域協議会や民間支援団体との連携

支援の切れ目をなくしスムーズに支援を継続するため、要保護児童対策地域協議会や民間支援団体との連携体制を整えます。

<主な取組事業>

若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】 【子育て支援課】	要保護児童対策地域協議会との連携のあり方（同時開催や情報共有等）を検討し、切れ目のない継続した支援・相談体制を整えます。
合同相談会の開催 【調整：青少年育成センター】	様々な背景・要因を持つ若者が必要な支援とつながり、継続した支援を受けることができるよう、多様な支援を実施している民間支援団体との連携の充実を図ります。

## 施策の柱 2 困難を抱える若者とその家族への支援

### 具体的施策① 不登校やひきこもりの若者とその家族への支援

不登校やひきこもりに悩む若者とその家族に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

ひきこもり対策推進事業 【精神保健福祉センター】 【ひきこもりサポートセンターこだま】	当事者や家族との面談、訪問支援及び回復過程にある当事者に対する社会参加訓練等を行います。官民が協働して若者の復学や社会参加を支援します。
校外、校内適応指導教室 【教育総合支援センター】	人とつながり、人とかかわる力を育むことを目標にこころの居場所のような教室を目指します。
青少年支援体験活動事業 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
生活困窮者自立支援事業 【福祉総務課】 【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。

### 具体的施策② 外国にルーツを持つ若者とその家族への支援

外国にルーツを持つ若者に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

第2次浜松市多文化共生都市ビジョン 【国際課】	「相互理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市」を目指します。
進路について語る会 【教育総合支援センター】	将来の進路選択の幅を広げ学習への意欲を高めるために、日本の高校進学システムについての話や夢をかなえたロールモデルの体験談を聞く機会を設置し、進路選択の支援をします。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。
生活困窮者自立支援事業（再掲） 【福祉総務課】 【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。



### 具体的施策③ 心身の障がいや病気、発達に課題をもつ若者とその家族への支援

心身の障がいや病気、発達に課題をもつ若者とその家族に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

第3次浜松市障がい者計画 (第5期障がい者計画・第1期障がい児福祉実施計画) 【障害保健福祉課】	「支え合いによって、住み慣れた地域で希望を持って安心して暮らすことができるまち」を目指します。
浜松市障がい者自立支援協議会事業 【障害保健福祉課】	地域における障がい者等への支援体制に関する整備について情報を共有し、関係機関等の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。
基幹相談支援センター事業 【障害保健福祉課】	障害者相談支援事業所への専門的な助言や相談員の育成を推進します。
発達相談支援センター事業 【子育て支援課】【発達相談支援センター】	発達障がいやその心配がある当事者や家族が、安心して地域で暮らしていくことができるよう、総合的に支援します。
医師による無料相談 【障害保健福祉課】	「こころの病」について、精神科医師によりこころの健康相談を行い、早期支援を目指します。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。
生活困窮者自立支援事業（再掲） 【福祉総務課】【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。

### 具体的施策④ 働くことに悩みや不安を抱える若者とその家族への支援

働くことに悩みや不安を抱える若者とその家族に対し、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを構築し、関係機関が連携して支援を推進します。

<主な取組事業>

サポートステーションはままつ事業 【産業総務課】 【サポートステーションはままつ】	若年無業者の職業的自立を支援するため、キャリアカウンセリング、心理カウンセリング、就労支援プログラム等、個別的、継続的に支援します。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、個別ケース検討会を開催し、ひとりひとりに合った支援を目指します。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。
生活困窮者自立支援事業（再掲） 【福祉総務課】【生活自立支援相談支援センター】	経済的な問題・精神的な問題・家庭の問題・健康上の問題などの総合的な相談を受け、必要な支援を寄り添い型で実施します。

### 具体的施策⑤ 切れ目のない継続した支援

ライフステージの変わり目における切れ目のない継続した支援のために、若者支援地域協議会を中心としたネットワークを生かし、関係機関が連携して安定した支援を目指します。

<主な取組事業>

教育総合支援センターとの連携 【青少年育成センター】 【教育総合支援センター】	青少年育成センターと教育総合支援センターとの連携体制を検討し、義務教育世代（子供）から義務教育終了後世代（若者）への切れ目のない継続した支援を目指します。
青少年健全育成事業 【青少年育成センター】	市内48中学校区青少年健全育成会と連携し、「地域の子供は、地域で見守り育てる」を合言葉に青少年の健全育成を支援します。
補導・環境浄化事業 【青少年育成センター】	青少年の健全育成や非行防止を図るため、補導活動を実施し、「大人が見守っている」というメッセージを発信します。また、青少年が安心してのびのびと育つ環境をつくるために、環境浄化活動に努めます。
いじめ問題対策連絡協議会 【調整：青少年育成センター】	いじめ防止等に関係する機関及び諸団体との連携を図り、情報共有・情報交換を実施し、未然防止・早期発見・早期対応を目指します。
支援機関マップの作成・配布（再掲） 【調整：青少年育成センター】	ホームページに一覧を掲載したり、配布場所の見直しを図ったりし、相談したい人の手元に情報が届くような広報体制を推進します。
若者相談支援窓口「わかば」（再掲） 【青少年育成センター】	電話のみならず、メールやSNSを活用した相談の試行と検証を繰り返し、本格実施を目指します。
青少年支援体験活動事業（再掲） 【青少年育成センター】	悩みや不安を抱えた若者の社会生活参画（体験活動）を支援します。
若者支援地域協議会（再掲） 【青少年育成センター】	若者支援地域協議会にて、各支援機関の情報を共有し、支援機関の広報活動を推進します。 また、相談体制の拡充について協議を行います。
合同相談会の開催（再掲） 【調整：青少年育成センター】	困難を抱えた若者の悩みに個別に応じる合同相談会を開催し、早期支援や進路、就職相談の充実を図ります。

## 施策の柱 2 困難を抱えた若者とその家族への支援

- ❁ 浜松新卒応援ハローワーク、浜松わかものハローワーク【ハローワーク浜松】  
学生及び概ね45歳未満の若者を対象に、専門の相談員が担当者制による就職相談、就職に関するセミナー等を実施します。
- ❁ しずおかジョブステーション西部【静岡県西部県民生活センター】  
学生、若者等に対し、求職者の特性やニーズに応じた就職相談、セミナー等を実施し、きめ細かい就職支援を行います。
- ❁ 県内一斉夏季・冬季少年補導【協力：静岡県警察浜松地区少年サポートセンター】  
夏季・冬季の長期休業前に県内一斉で少年補導を実施し、青少年への声掛け運動を推進します。
- ❁ ボランティア活動のコーディネート事業【社会福祉協議会】  
社会福祉施設等と連携し、課題を抱えた若者の社会参加としてボランティア活動のコーディネートを実施します。
- ❁ コミュニティソーシャルワーカー配置事業【社会福祉協議会】  
個別支援として様々な相談に対応し、必要に応じて関係機関につなぎます。また、課題解決のための新たな仕組みづくりに取り組みます。



# 卷末資料

## 用語の定義

- 「子ども」「こども」…法令・条例・政策等の表記や固有名詞等として定められている場合に使用。 【例】「子ども・子育て支援法」「認定こども園」等

- 「子供」 … 上記以外の説明文等に使用。

※なお、国等からの通知文等から引用している表記についてはそのまま表記しています。

- Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人間関係を構築できる Web サービスの総称。

- 寡婦  
かつて母子家庭の母であって、子供が成人し現在も配偶者のない状態にある者。
- 完全失業者  
仕事に就いておらず、仕事があればすぐに就ける者で、仕事を探す活動をしている者。
- 子供  
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。
- 子ども・子育て関連三法  
子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために平成24年8月に制定された関連三法。
  - ・子ども・子育て支援法
  - ・認定こども園法の一部改正法
  - ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 子ども・子育て支援  
全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援。
- 合計特殊出生率  
15歳から49歳の女性の年齢別出生率を合計した指標。一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表す。
- 子育て世代包括支援センター  
妊娠期から子育て期にわたるまでの妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うワンストップ拠点。

■ 子供の貧困率

17歳以下の子供が属する世帯全体に占める等価可処分所得が等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額(貧困線)に満たない子供の割合。

■ 社会的養護

保護者のいない児童や保護者に監護されることが適当でない児童を、公的責任の下に養護すること。児童養護施設に入所する施設養護と、里親やファミリーホームのように家庭に近い環境で養護される家庭養護の2つに分類される。

■ 就業率

15歳以上の人口における就業者の割合。

■ 潜在保育士

保育士資格を有しているものの保育士として保育現場において保育等に従事していない者。

■ 待機児童

・ 保育所等利用待機児童

国の定義に基づき、保育の必要性の認定(2号又は3号)を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込みをしているが、定員超過等の理由により利用できなかった児童数から、浜松市認証保育所利用者、特定の保育所等の利用を希望している者、求職活動を理由に利用を希望しているが求職活動を休止している者等を除いた人数。

・ 放課後児童会待機児童

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生で放課後児童健全育成事業の利用の申込をしたが、定員超過等の理由により利用できなかった児童のうち待機の申込をした者。

■ 地域型保育事業

家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4事業があり、原則として0歳児～2歳児を対象とした少人数できめ細かな保育を行う事業。

■ 特定教育・保育施設

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

■ 特定地域型保育事業

市長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う地域型保育事業。

■ ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者等による、殴る蹴る等の身体的暴力等。

■ ニート

総務省が行う労働力調査における、非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

■ 認定区分

- ・ 1号認定子ども…満3歳以上の就学前子ども(2号認定子どもを除く)。
- ・ 2号認定子ども…満3歳以上の就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。
- ・ 3号認定子ども…満3歳未満の就学前子どもであり、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

■ 認証保育所

認可外保育施設のうち、本市が定める基準を満たし、認証した施設。

■ ひきこもり

6か月以上続けて仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、自宅にひきこもっている状態や自分の趣味に関する用事の時だけ外出する状態。

■ ひとり親家庭

母子家庭及び父子家庭。

■ ひとり親家庭等

ひとり親家庭及び寡婦。

■ ひとり親家庭の親

母子家庭の母及び父子家庭の父。

■ ひとり親世帯

ひとり親家庭及び同居親族。

■ フォスタリング

里親のリクルートやアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援。

■ 父子家庭

配偶者のいない男子が児童(20歳未満の子供であって、未婚の者)を扶養している家庭。

■ 不登校

児童生徒が、病気や経済的理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、年間30日以上登校しないあるいはしたくともできない状態。



■ 保育利用率

満3歳未満の子供の数全体に占める、認定こども園、保育所及び地域型保育事業の3号認定子どもの利用定員数(事業所内保育事業所の従業員枠を除く)の割合。

■ 放課後子供教室

小学生を対象として、文化活動や交流活動等を行い、地域社会での心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行う事業。

■ 母子家庭

配偶者のいない女子が児童(20歳未満の子供であって、未婚の者)を扶養している家庭。

■ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2の規定に基づき、要保護児童(法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者(次条第1号において「延長者等」という。)を含む)の適切な保護又は要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう)若しくは特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう)への適切な支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援等の内容に関する協議を行っている。

■ 若者

概ね15歳から40歳未満の者。

## 児童人口推計

### 市全体

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	5,972	5,873	5,774	5,666	5,566
1歳	6,230	6,128	6,027	5,924	5,814
2歳	6,203	6,190	6,088	5,988	5,885
3歳	6,437	6,202	6,189	6,088	5,987
4歳	6,740	6,412	6,178	6,165	6,065
5歳	6,805	6,714	6,388	6,154	6,141
6歳	6,820	6,794	6,703	6,377	6,143
7歳	7,108	6,794	6,769	6,678	6,353
8歳	7,165	7,091	6,779	6,753	6,662
9歳	7,196	7,187	7,113	6,799	6,774
10歳	7,166	7,207	7,199	7,124	6,809
11歳	7,429	7,169	7,210	7,202	7,127

### 中区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,802	1,772	1,742	1,710	1,679
1歳	1,880	1,849	1,818	1,787	1,754
2歳	1,793	1,868	1,837	1,806	1,775
3歳	1,863	1,792	1,867	1,837	1,806
4歳	1,897	1,855	1,785	1,860	1,830
5歳	1,907	1,890	1,848	1,778	1,853
6歳	1,889	1,904	1,887	1,845	1,775
7歳	1,984	1,882	1,897	1,880	1,838
8歳	1,999	1,980	1,878	1,893	1,875
9歳	1,967	2,005	1,986	1,884	1,899
10歳	1,996	1,970	2,008	1,989	1,887
11歳	2,056	1,997	1,971	2,009	1,990

### 東区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,116	1,097	1,079	1,059	1,040
1歳	1,164	1,145	1,126	1,107	1,087
2歳	1,217	1,157	1,138	1,119	1,100
3歳	1,145	1,217	1,156	1,138	1,119
4歳	1,248	1,141	1,212	1,152	1,133
5歳	1,208	1,243	1,137	1,207	1,147
6歳	1,146	1,206	1,241	1,135	1,205
7歳	1,214	1,142	1,201	1,237	1,130
8歳	1,217	1,210	1,139	1,199	1,234
9歳	1,221	1,221	1,214	1,143	1,202
10歳	1,153	1,223	1,223	1,216	1,143
11歳	1,231	1,154	1,224	1,224	1,218

西区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	761	748	735	721	709
1歳	793	780	768	754	740
2歳	801	788	775	763	749
3歳	849	801	788	775	762
4歳	885	846	798	785	772
5歳	900	882	842	795	782
6歳	936	899	881	841	793
7歳	1,014	932	895	878	837
8歳	993	1,012	930	893	876
9歳	1,034	996	1,015	933	896
10歳	1,073	1,036	998	1,017	935
11歳	1,137	1,073	1,036	998	1,017

南区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	815	802	788	773	760
1歳	851	837	823	808	793
2歳	792	845	831	818	803
3歳	779	792	846	831	818
4歳	796	776	789	842	828
5歳	810	793	773	786	839
6歳	831	808	792	772	785
7歳	859	828	806	789	769
8歳	865	857	826	804	787
9歳	871	868	860	828	806
10歳	895	872	869	861	830
11歳	954	895	872	869	861

北区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	622	612	602	591	581
1歳	649	638	628	618	606
2歳	653	645	634	624	614
3歳	758	653	645	634	624
4歳	785	755	650	642	632
5歳	836	782	752	647	640
6歳	822	835	781	751	646
7歳	821	819	832	778	748
8歳	819	819	817	829	776
9歳	884	822	822	819	832
10歳	847	885	823	823	820
11歳	860	847	885	823	823

浜北区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	747	735	723	709	696
1歳	779	767	754	742	728
2歳	846	774	762	749	737
3歳	935	846	774	762	749
4歳	984	931	843	771	759
5歳	1,035	980	928	840	768
6歳	1,053	1,033	978	926	838
7歳	1,078	1,049	1,029	974	923
8歳	1,111	1,075	1,047	1,026	972
9歳	1,071	1,114	1,078	1,050	1,030
10歳	1,043	1,073	1,116	1,080	1,052
11歳	1,029	1,043	1,073	1,117	1,080

天竜区

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	109	107	105	103	101
1歳	114	112	110	108	106
2歳	101	113	111	109	107
3歳	108	101	113	111	109
4歳	145	108	101	113	111
5歳	109	144	108	101	112
6歳	143	109	143	107	101
7歳	138	142	109	142	108
8歳	161	138	142	109	142
9歳	148	161	138	142	109
10歳	159	148	162	138	142
11歳	162	160	149	162	138

# パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	第2期浜松市子ども・若者支援プラン(案)
意見募集期間	令和元年11月25日(月)～令和元年12月25日(水)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 次世代育成課あて  
 住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2  
 FAX : 053-457-2039  
 E-mail : [katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

## ～どうやって意見を書いたらいいの？～

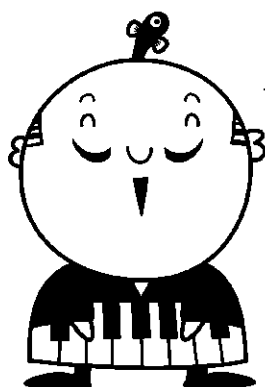
「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

### <書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名  
家康くん



皆さんからの  
ご意見を  
お待ちしております  
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

## 区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	第1回中区協議会推薦会の報告について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和元年10月11日(金)に開催された、中区協議会推薦会の協議事項の下記2点について報告するもの。 (1) 中区協議会推薦会 会長及び職務代理者の選任について (2) 公募委員の選考方法について
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区協議会推薦会

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

## 中区協議会委員募集要項

- (1) 附属機関名称：中区協議会
- (2) 活動内容：中区に関する事項について、市長などからの諮問について答申をしたり、地域課題について協議したり、地域の声を市政に反映させるために市民目線で意見を述べていただきます。
- (3) 公募人数：2人
- (4) 委嘱期間：令和2年4月1日から3年間
- (5) 会議開催予定回数：月に1回程度（会議は原則公開とし、平日の昼間に市役所で開催します）
- (6) 応募資格：次の①～⑥の条件を全て満たす人
- ①中区内に住民登録があり、令和2年4月1日現在で18歳以上の人
  - ②地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる人
  - ③会議に出席可能な人
  - ④浜松市が設置する他の附属機関の委員に令和2年4月以降に就任が予定されている場合、その数が1以下である人
  - ⑤中区協議会の委員に現在就任している場合、1期目である人
  - ⑥浜松市議会議員、浜松市職員でない人
- (7) 報酬：5,000円/回
- (8) 応募方法：次ページの「中区協議会委員応募申請書」に必要事項を記入の上、小論文を添えて、郵送、Eメール又は直接、中区役所区振興課へ  
<中区役所区振興課>  
住所：〒430-8652 浜松市中区元城町103-2（市役所本館2階）  
Eメールアドレス：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

### 小論文のテーマ 「私が考える中区の課題とその解決方法」

上記のテーマについて、800字程度（最高1,000字まで）

- ・ワープロでの作成（A4縦、横書き、文字は14ポイント）
- ・手書きの場合は市販の原稿用紙（A4）を使用

※提出いただいた小論文は返却いたしません。

- (9) 応募期間：12月5日（木）から1月10日（金）まで（必着）  
（中区役所区振興課へ持参される場合は、土日・祝日、12月30日（月）～1月3日（金）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで受付します）
- (10) 選考方法：書類選考とします。場合によっては、面接することがあります。
- (11) 選考結果の通知：2月初旬までに応募者全員に選考結果を郵送します。

応募申請書は、中区役所区振興課及び中区内の各協働センターにあります。

なお、浜松市公式Webサイト（トップ→区情報→中区→中区協議会）からもダウンロードできます。



# 中区協議会委員応募申請書

令和 年 月 日

中区協議会委員に応募します。

(フリガナ) 氏名			
生年月日	大正 昭和・平成 年 月 日生	性別	男・女
住所	〒 ー 浜松市中区 (マンション名・部屋番号 )		
電話番号	ー ー		
職業(所属団体)			

## 応募動機・自己PR

--

※「私が考える中区の課題とその解決方法」をテーマにした小論文（800字程度。詳細は募集要項をご覧ください。）を添えて、応募してください。

※選考の結果、委員となられた場合には、氏名を公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

【提出先】 中区役所区振興課 〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2  
Eメールアドレス：c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp